

# 学 生 便 覧

2 0 0 7

—— 九州工業大学 ——

Kyushu Institute of Technology

# 九州工業大学学歌

作詞 西条八十

作曲 堀内敬三

1. 汪洋湛ふ玄海の  
曙きよき橋山の  
こゝ鎮西に砦して  
燦かし  
讚へよ

深きに優る智を探り  
崇き理想を仰ぎつゝ  
輝く歴史幾星霜  
我等の歴史  
あゝ光栄ある母校

2. 科学の斧の一閃に  
救世の業を現すべき  
巨人の愛の学窓に  
燦かし  
讚へよ

自然の神秘打ち砕き  
希願は燃ゆる溶鉱炉  
若き学徒の意気高し  
我等の使命  
あゝ光栄ある母校

3. 友は集り散ずれど  
築く文化の金字塔  
いでや進まん天翔る  
燦かし  
讚へよ

蒼穹燃ゆる北筑に  
不滅の誓ひ頼母しや  
鳳龍の旗翳しつゝ  
我等の歩み  
あゝ光栄ある母校

## 校旗鳳龍の意義



本旗は明治専門学校を具体化するものにして、中央の形体は、龍に似て龍に非ず、鳳に似て鳳に非ず、正に之を超越せる霊体なり。目より耳を通じて拡がる翼は、卓越せる聰明と無量の知識とを現わし、巨口に珠を含むは光明円満の徳を以て高く世に呼号せんとするものにして、本校の活動を意味す。

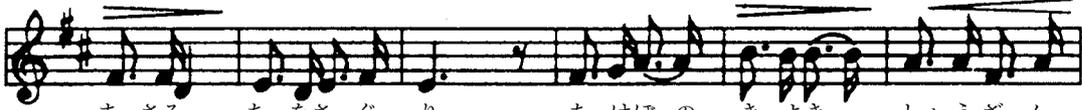
(校旗制定記念絵葉書より)

# 学 歌

快活に



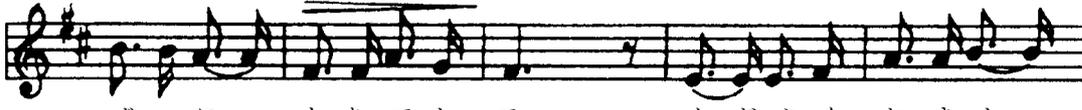
1. お う よ う た ど う - げ ん か い の ふ か き に  
 2. か が く の お の の - い っ せ ん に し ぜ ん の  
 3. と も は - あ つ ま り さ ん ず れ ど そ う き ゆ う



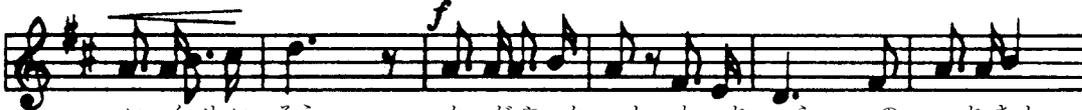
ま さ る ち を さ ぐ り あ け ほ の き よ き - し ょ う ざ ん  
 し ん び う ち く だ り き あ ぐ せ い の わ ざ を - げ ん ず べ  
 も ゆ る ほ く ち く に き ず く - ぶ ん か の き ん じ と



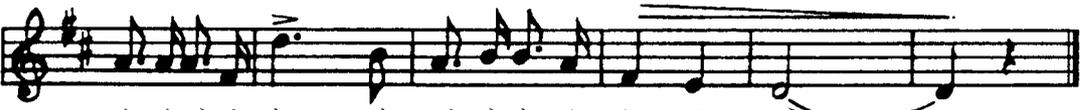
の た - か き り そ う を あ お ぎ つ つ こ こ ち ん  
 き う き が ん は も ゆ る - や お こ う ろ き よ じ ん の  
 う ふ め つ の ち か い - た の も し や い で や -



ぜ い に - と り で し て か が や く れ き し -  
 あ い の - が く そ う に わ - か き が と の  
 す す ま ん あ ま か け る ほ う り ゆ う の は た -



い く せ い そ う か が や か し わ れ ら の れ き し  
 い き た か し か が や か し わ れ ら の し め い  
 か ざ し つ か が や か し わ れ ら の あ ゆ み



た た え よ あ あ は え あ る ほ こ う -  
 た た え よ あ あ は え あ る ほ こ う -  
 た た え よ あ あ は え あ る ほ こ う -

## 平成19年度 学年暦 (工 学 部)

区 分	事 項	期 日 又 は 期 間
前 学 期 4月1日(日) ~ 9月30日(日)	春期休業日	4月1日(日)～4月9日(月)
	入学式	4月6日(金)
	新入生オリエンテーション	4月6日(金)～4月10日(火)
	前学期授業期間	4月11日(水)～7月24日(火)
	学生定期健康診断	4月17日(火)～20日(金)
	開学記念日	5月28日(月)
	前学期授業調整期間	7月25日(水)～27日(金)
	前学期末試験	7月30日(月)～8月7日(火)
	夏期休業日	8月8日(水)～9月15日(土)
	前学期再授業再試期間	9月18日(火)～9月28日(金)
後 学 期 10月1日(月) ~ 3月31日(月)	後学期授業期間	10月1日(月)～1月29日(火)
	第47回工大祭	11月23日(金)～25日(日)
	臨時休業日	11月26日(月)～28日(水)
	推薦入試	11月27日(火)、28日(水)
	冬期休業日	12月24日(月)～1月6日(日)
	臨時休業日	1月18日(金)
	平成20年度大学入試センター試験	1月19日(土)～1月20日(日)
	後学期授業調整期間	1月30日(水)～1月31日(木)
	後学期末試験	2月1日(金)～2月12日(火)
	後学期再授業再試期間	2月13日(水)～2月29日(金)
	学部卒業式・大学院学位記授与式	3月25日(火)

## 平成19年度 学 年 暦 (情報工学部)

区 分	事 項	期 日 又 は 期 間
前 学 期 4月1日(日) ~ 9月30日(日)	春期休業日	4月1日(日)～4月9日(月)
	入学式	4月6日(金)
	新入生オリエンテーション	4月6日(金)～4月10日(火)
	前学期授業期間	4月11日(水)～7月24日(火)
	学生定期健康診断	4月11日(水)～16日(月)
	開学記念日	5月28日(月)
	前学期授業調整期間	7月25日(水)～27日(金)
	前学期末試験	7月30日(月)～8月7日(火)
	夏期休業日	8月8日(水)～9月15日(土)
	前学期再授業再試期間	9月18日(火)～9月28日(金)
後 学 期 10月1日(月) ~ 3月31日(月)	後学期授業期間	10月1日(月)～1月29日(火)
	第47回工大祭	11月23日(金)～25日(日)
	臨時休業日	11月26日(月)～28日(水)
	推薦入試	11月27日(火)、28日(水)
	冬期休業日	12月24日(月)～1月6日(日)
	平成20年度大学入試センター試験	1月19日(土)～1月20日(日)
	後学期授業調整期間	1月30日(水)～1月31日(木)
	後学期末試験	2月1日(金)～2月12日(火)
	後学期再授業再試期間	2月13日(水)～2月29日(金)
学部卒業式・大学院学位記授与式	3月25日(火)	

# 目 次

九州工業大学のあゆみ	1
学科の変遷	3
組 織	6
九州工業大学学則	7

## ○工 学 部

I 九州工業大学工学部学修細則	21
1 人間科学科目履修課程表	
(1) 人間科学基礎科目	24
(2) 副専門人間科学科目	25
2 工学系総合科目（各学科共通履修課程表）	26
3 工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表	
(1) 機械知能工学科	27
(2) 建設社会工学科	30
(3) 電気工学科	32
(4) 物質工学科	35
4 修了要件（第5条関係）	38
5 早期卒業科目（第5条関係）	39
6 編入学生の単位の認定（第10条関係）	39
7 教職課程	40
II 修学上の注意事項	51
III 九州工業大学工学部学生の履修コース専攻要項	57
IV 早期卒業取扱要項	58
V 各種の資格等について	60
VI 工学部への転学部取扱要項	66
VII 工学部における転学科取扱要項	69

## ○情報工学部

1. 情報工学部学修細則	71
I 各学科共通履修課程表	
1 人間科学科目	
① 人文社会系	76
② 言語系	78
③ 健康・スポーツ科学系	79
④ 設定科目	79
2 総合科目	79
3 情報科目	79
4 早期卒業科目	79
II 各学科別履修課程表	
1 知能情報工学科	80
2 電子情報工学科	82
3 システム創成情報工学科	84

4 機械情報工学科	86
5 生命情報工学科	88
3年次編入学生関係履修課程表	91
卒業要件及び進級要件	101
教職課程	110
2. 修学上の注意事項について	131
3. 教務情報システムについて	136
4. 各種の資格について	139
5. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項	142
6. 九州工業大学情報工学部への転学部及び情報工学部における転学科取扱要項	144

## ○両学部共通

1. 諸願届及び手続について	148
2. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ	159
3. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー	161
4. 九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則	162
5. 入学前の既修得単位等の取扱いについて	167
6. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて	169
7. 九州工業大学学生交流に関する規則	170
8. 九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則	173
9. 九州工業大学研究生規則	174
10. 九州工業大学聴講生規則	175
11. 九州工業大学科目等履修生規則	176
12. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	177
13. 九州工業大学附属図書館利用規程	180
14. 九州工業大学附属図書館利用細則	183
15. 九州工業大学附属図書館文献複写規程	186
16. 授業料未納者への督促時期について	188
17. 九州工業大学建物配置図	189
18. カレンダー	200

## 九州工業大学のあゆみ

1907	明40. 7. 23	(財) 私立明治専門学校設立認可
1909	明42. 4. 1	開校式挙行 (4年制) 第1回入学者57名
1910	明43. 11. 3	責善会 (校友会) 発足
1913	大2. 3. 14 3. 23	工学士称号付与 第1回卒業証書授与式挙行 (卒業生44名)
1915	大4. 11. 14	明専学士会 (同窓会組織) 発足
1917	大6. 5. 29	中華民国 (現中華人民共和国) 留学生7名を特別予科生として入学許可
1921	大10. 3. 30	官立明治専門学校へ移管 (4年制)
1929	昭4. 1. 1	同窓会を改称し明専会となる。
1931	昭6. 3. 3	校旗制定式挙行 (山中武夫氏作品大13年機械卒)
1933	昭8. 5. 27	校歌制定式挙行 (作詞西条八十・作曲堀内敬三)
1944	昭19. 4. 1	明治工業専門学校と改称 (修業年限を改正し3年制となる。)
1949	昭24. 5. 31 10. 28	九州工業大学設置 九州工業大学開学式・明治工業専門学校創立40周年記念式挙行
1951	昭26. 3. 31 4. 1	明治工業専門学校廃止 九州工業大学短期大学部併設 (夜間3年制)
1952	昭27. 4. 1	工業教員養成課程設置
1953	昭28. 3. 28	第1回九州工業大学卒業式挙行 (卒業生112名)
1954	昭29. 4. 1 同	工学専攻科設置 教職課程認定
1959	昭34. 4. 1 5. 4 11. 2	工学部第二部設置 (夜間5年制) 明専会社団法人設置認可 開学50周年記念式典挙行
1961	昭36. 3. 31	九州工業大学短期大学部廃止
1965	昭40. 3. 31 4. 1 5. 10	工学専攻科廃止 大学院工学研究科修士課程設置 開発土木工学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・金属工学専攻・ 工業化学専攻・制御工学専攻 第1回大学院工学研究科入学式挙行
1972	昭47. 5. 1	工学部附属粉体工学実験施設設置
1974	昭49. 4. 11	工学部附属情報処理教育センター設置
1976	昭51. 5. 10	保健管理センター設置
1981	昭56. 4. 1	情報工学系学部創設準備調査室設置
1983	昭58. 4. 1	情報工学系学部創設準備室設置

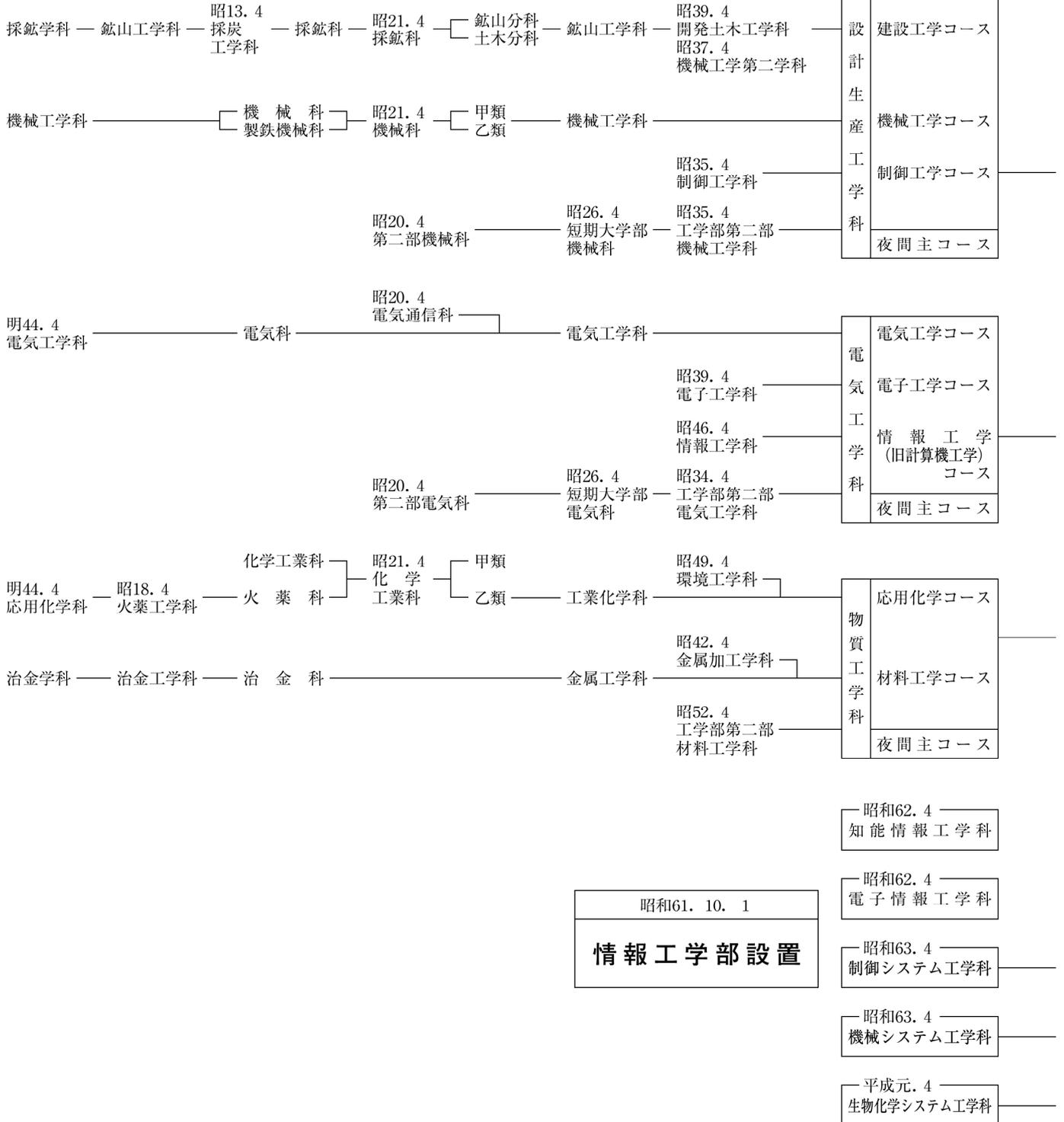
1984	昭59. 11. 4	開学75周年記念式典挙行
1986	昭61. 10. 1	<b>情報工学部設置</b>
1987	昭62. 4. 1 5. 21 同 8. 28 9. 11	情報工学部知能情報工学科・電子情報工学科学学生受入開始 情報科学センター設置 工学部附属情報処理教育センター廃止 情報工学部開校記念式典挙行 情報工学部飯塚キャンパス授業開始
1988	昭63. 3. 31 4. 1 同 同 4. 8 4. 26	工業教員養成課程廃止 <b>大学院工学研究科博士課程設置</b> （前期課程・後期課程） 設計生産工学専攻・電気工学専攻・物質工学専攻 <b>工学部学科改組</b> （昼間コース・夜間主コース） 設計生産工学科・電気工学科・物質工学科 情報工学部制御システム工学科・機械システム工学科学学生受入開始 工学部附属粉体工学実験施設廃止 第1回大学院工学研究科博士課程入学式挙行
1989	平元. 4. 1 5. 29	情報工学部生物化学システム工学科学学生受入開始 地域共同研究センター設置
1990	平2. 6. 8	マイクロ化総合技術センター設置
1991	平3. 4. 1	<b>大学院情報工学研究科修士課程設置</b> 情報科学専攻・情報システム専攻
1993	平5. 4. 1 同	<b>大学院情報工学研究科博士課程設置</b> （前期課程・後期課程） 情報科学専攻・情報システム専攻 機器分析センター設置
1995	平7. 11. 1	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー設置
1997	平9. 4. 1	<b>工学部設計生産工学科改組</b> 機械知能工学科（昼間コース・夜間主コース）・建設社会工学科（昼間コース）
2000	平12. 4. 1	<b>大学院生命体工学研究科博士課程設置</b> （前期課程・後期課程） 生体機能専攻・脳情報専攻
2001	平13. 4. 1	大学院工学研究科博士課程（設計生産工学専攻の改組） 機械知能工学専攻・建設社会工学専攻
2002	平14. 4. 1 4. 4	大学院情報工学研究科博士課程（独立専攻の設置） 情報創成工学専攻 環境科学センター設置
2003	平15. 4. 1	大学院工学研究科博士課程（独立専攻の設置） 機能システム創成工学専攻
2004	平16. 4. 1 同 同 12. 1 同 同 同	国立大学法人九州工業大学設置 情報工学部学科名称変更 システム創成情報工学科・機械情報工学科・生命情報工学科 ヒューマンライフIT開発センター設置 宇宙環境技術研究センター設置 ネットワークデザイン研究センター設置 先端金型センター設置 バイオマイクロセンシング技術研究センター設置
2005	平17. 11. 2 12. 7	理数教育支援センター設置 エコタウン実証研究センター設置
2006	平18. 3. 31 4. 1 10. 1 10. 27	環境科学センター廃止 工学部夜間主コース募集停止 産学連携推進センター設置 情報通信技術教育センター設置

# 学科の変遷

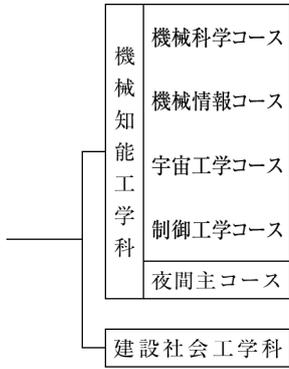
明治42. 4. 1	大正10. 3. 30	昭和19. 4. 1
私立明治 専門学校	官立明治 専門学校	明治工業 専門学校

昭和24. 5. 31
九州工業 大 学

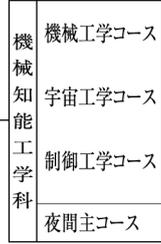
工学部学科改組  
昭和63. 4. 1



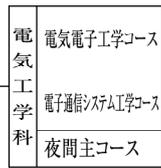
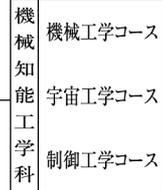
工学部学科改組  
平成9.4.1



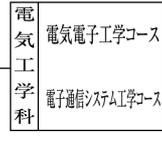
平成16.4.1



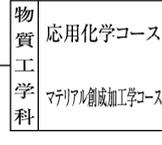
平成18.4.1



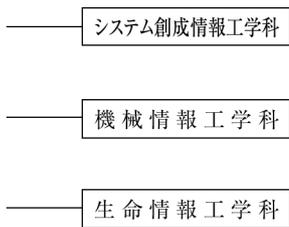
平成18.4.1



平成18.4.1

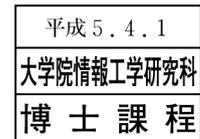
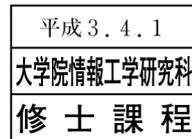
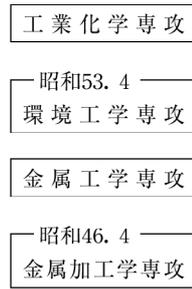
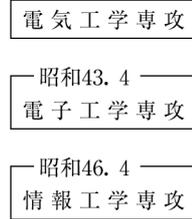
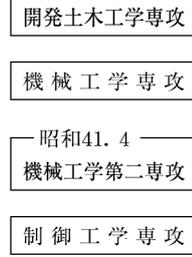


情報工学部学科名変更  
平成16.4.1

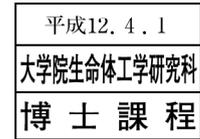


大学院工学研究科改組  
平成13.4.1

(前期課程・後期課程)



(前期課程・後期課程)



(前期課程・後期課程)

# 歴代の校長・学長

## 【校長】

### 明治専門学校

学位等	氏名	在職期間
校長心得	松本健次郎	明42年4月～明42年9月
工学博士	的場中	明42年9月～大11年7月
理学士	大場成実	大11年7月～大15年5月
理学士	友田鎮三	大15年5月～昭8年1月
工学士	中川維則	昭8年1月～昭16年9月
工学士	松浦晴男	昭16年9月～昭19年3月

### 明治工業専門学校

工学博士	清水勤二	昭19年4月～昭20年11月
工学士	北沢忠男	昭20年11月～昭23年8月
工学士	白井武	昭23年8月～昭24年5月

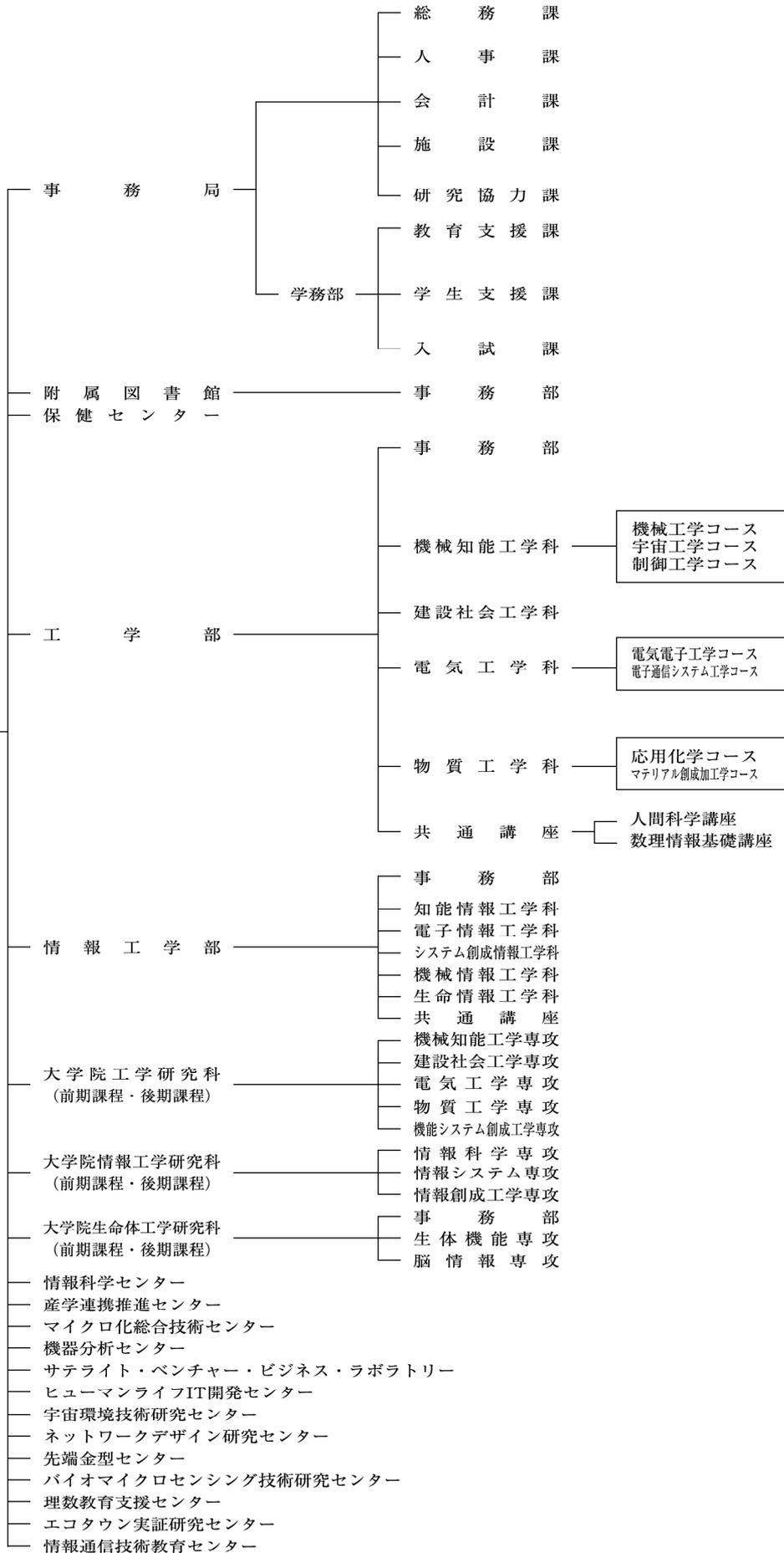
## 【学長】

### 九州工業大学

工学博士	安藤一雄	昭24年5月～昭28年10月
工学博士	嘉村平八	昭28年10月～昭36年9月
理学博士	妻木徳一	昭36年10月～昭44年9月
工学博士	葛西泰二郎	昭44年10月～昭48年9月
工学博士	許斐貢	昭48年10月～昭52年9月
工学博士	浅原照三	昭52年10月～昭56年9月
工学博士	井上順吉	昭56年10月～昭62年9月
工学博士	迎静夫	昭62年10月～平5年9月
工学博士	細川邦典	平5年10月～平11年9月
理学博士	宮里達郎	平11年10月～平15年9月
工学博士	下村輝夫	平15年10月～

# 組 織

## 九州工業大学



# 国立大学法人九州工業大学学則

〔平成16年4月1日〕  
〔九工大学則第1号〕

改正 平成17年3月2日九工大学則第1号  
平成17年3月24日九工大学則第3号  
平成18年3月22日九工大学則第2号  
平成18年4月5日九工大学則第4号  
平成18年5月10日九工大学則第6号  
平成18年10月1日九工大学則第8号  
平成18年11月1日九工大学則第9号

国立大学法人九州工業大学学則

九州工業大学学則（昭和61年九工大学則第2号）の全部を改正する。

## 目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 役員及び職員（第5条・第6条）
- 第3章 法人の会議（第7条－第10条）
- 第4章 大学の組織（第11条－第16条）
- 第5章 大学の職員組織（第17条－第19条）
- 第6章 大学の会議（第20条）
- 第7章 学年，学期及び休業日（第21条－第23条）
- 第8章 修業年限及び在学年限（第24条・第25条）
- 第9章 入学，転学部及び転学科（第26条－第35条）
- 第10章 休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第36条－第42条）
- 第11章 教育課程及び履修方法等（第43条－第56条）
- 第12章 卒業及び学位（第57条－第59条）
- 第13章 賞罰（第60条・第61条）
- 第14章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設（第62条）
- 第15章 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生（第63条－第67条）
- 第16章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第68条－第75条）
- 第17章 公開講座（第76条）
- 第18章 雑則（第77条）

附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人九州工業大学（以下「法人」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の定めるところにより、九州工業大学（以下「本学」という。）を設置し、工業に関する専門の学術と一般の学芸とを教授研究し、もって文化の向上に寄与することを使命とする。

(業務の範囲等)

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者からの委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(自己評価)

第3条 法人は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、法人の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次条において「教育研究等」という。）の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己評価の実施並びにその結果の公表及び検証に関し必要な事項は、別に定める。

(第三者評価)

第4条 法人は、前条の措置に加え、法人の教育研究等の状況について、法令で定めるところにより、本学の役員及び職員以外の者による評価を受けるものとする。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

第5条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 監事

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第6条 法人に、次の職員を置く。

- (1) 教授
- (2) 助教授
- (3) 講師
- (4) 助手
- (5) 事務職員

- (6) 技術職員
- (7) 教務職員
- (8) その他の職員

2 職員の職務等に関し必要な事項は、法令に定めるところによるほか、学長が定めるものとする。

### 第3章 法人の会議

(役員会)

第7条 法人に、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第8条 法人に、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、学長選考会議において定める。

(経営協議会)

第9条 法人に、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第10条 法人に、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 大学の組織

(学部、学科、講座及び収容定員)

第11条 本学に、次の学部を置く。

- (1) 工学部
- (2) 情報工学部

2 前項の各学部には、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	第 3 年 次 編 入 学 定 員	収 容 定 員
工 学 部	機 械 知 能 工 学 科	135	10	560
	建 設 社 会 工 学 科	73		292
	電 気 工 学 科	183		732
	物 質 工 学 科	154		616
	計	545	10	2,200
情 報 工 学 部	知 能 情 報 工 学 科	88	10	372
	電 子 情 報 工 学 科	88	10	372
	シ ス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	78	10	332
	機 械 情 報 工 学 科	78	10	332
	生 命 情 報 工 学 科	78	10	332
	計	410	50	1,740
合 計	955	60	3,940	

3 前項の学部及び学科に講座を、別表1のとおり置く。

4 前項に規定する講座（各学部の「共通講座」を除く。）は、国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年

九工大学則第2号)第4条に規定する工学研究科及び情報工学研究科の博士課程の基礎となる講座で、博士講座という。

(大学院)

第12条 本学に大学院を置く。

2 大学院に、次の研究科を置く。

- (1) 工学研究科
- (2) 情報工学研究科
- (3) 生命体工学研究科

3 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第13条 本学に、学内共同の教育研究及び利用を行う施設として、別表2に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学内研究プロジェクト推進センター)

第13条の2 本学に、研究活動を戦略的に推進するため、学内研究プロジェクト推進センターとして、必要に応じセンターを置くことができる。

2 前項の規定に基づき置かれるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内運営機構)

第13条の3 本学に、学内の運営を戦略的かつ円滑に行うため、学内運営機構として、必要に応じ室等を置くことができる。

2 前項の規定に基づき置かれる室等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第14条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局等)

第15条 本学に、事務局及び学部等事務部(以下「事務局等」という。)を置く。

2 事務局等に関し必要な事項は、別に定める。

(保健センター)

第16条 本学に、保健センターを置く。

2 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 大学の職員組織

(副学長)

第17条 本学に副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第18条 学部に学部長を置く。

2 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第19条 学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 大学の会議

(教授会)

第20条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第22条 学年を、次の2学期に分ける。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第23条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 開学記念日（5月28日）
  - (4) 春期休業日（4月1日から4月9日まで）
  - (5) 夏期休業日（8月7日から9月15日まで）
  - (6) 冬期休業日（12月24日から翌年1月6日まで）
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第8章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第24条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第25条 学生は、8年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第31条から第33条までの規定により入学を許可された者は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第9章 入学、転学部及び転学科

(入学時期)

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第27条 本学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの  
（入学の出願）

第28条 本学に入学を志願する者は、入学願書に第68条に規定する検定料及び所定の書類を添えて、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第29条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出するとともに、第68条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（第74条に規定する入学料の免除を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

（編入学）

第31条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 外国において、前3号のいずれかに相当する課程を修了した者
- (5) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。

（再入学）

第32条 やむを得ない事由により本学を退学した者で、同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。

（転入学）

第33条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。

(入学の出願等の準用)

第34条 第28条から第30条までの規定は、第31条から第33条までの規定により入学する者に準用する。

(転学部及び転学科)

第35条 他の学部に転学部を志願する者又は他の学科に転学科を志願する者は、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により、転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、新たに所属することとなる学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。

## 第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第36条 学生は、疾病その他正当な事由により2月以上修学することができないときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学部長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

2 休学期間は、第24条に規定する修業年限及び第25条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第38条 休学期間が満了したとき又は、休学期間中にその事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学に入学又は転入学を志願しようとする者は、学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学部長の許可を得て、留学することができる。

2 前項により留学した期間は、第24条に規定する修業年限に算入することができる。

3 第1による留学期間中に履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、第51条の規定を準用する。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第74条に規定する入学料の免除又は半額免除を申請し、不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者のうち、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第25条に規定する在学年限を超えた者
- (4) 第37条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 正当な事由なく出席が常でない者
- (6) 学力不振で成業の見込がない者

## 第11章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第43条 本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第44条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数並びに履修方法及び履修科目として登録することができる単位数の上限等については、別に定める。

(授業の方法等)

第45条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 各学部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第46条 本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を図るものとする。

(単位)

第47条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が単位数を定めることができる。

(履修)

第48条 学生は、第44条第2項に規定する方法に従い履修しなければならない。

(単位の授与)

第49条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第47条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の学部の授業科目の履修等)

第50条 教育上有益と認められるときは、学生は、他の学部の授業科目を履修し、その単位を修得することができる。

2 他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第51条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下この条において「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 他大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第52条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第53条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（他大学等の単位の認定）

第54条 第40条及び第51条から第53条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位（第31条及び第33条に規定する場合を除く。）を超えないものとする。

（成績の評価）

第55条 授業科目の成績評価、合格の基準については、別に定める。

（教育職員免許状）

第56条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。

## 第12章 卒業及び学位

（卒業）

第57条 本学に第24条の規定による修業年数以上在学し、各学部が定める所定の単位数を修得した者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 卒業の要件となる単位の修得に関し必要な事項は、別に定める。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

（早期卒業）

第58条 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位数を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得したと認める場合（以下「早期卒業」という。）には、第24条に規定する修業年限にかかわらず、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

3 前条第3項の規定は、早期卒業にこれを準用する。

（学位）

第59条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 賞罰

(表彰)

第60条 優秀な学業成績を修め又は模範となる行為のあった学生に対しては、教育研究評議会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第61条 学生が、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、当該学部の教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第14章 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮、国際交流会館及び福利厚生施設)

第62条 本学に学寮、国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

2 学寮、国際交流会館及び福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第15章 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第63条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第64条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修することを志願する者について、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において「他の大学等」という。）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として、入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第67条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により本学に入学者に入学した外国人留学生に対しては、第44条第1項に規定する授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。
- 3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第68条 検定料，入学料及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定める標準額と同額とする。

- 2 研究生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生の検定料，入学料及び授業料並びに寄宿料については、別に定める。

(授業料の徴収)

第69条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて徴収する。

区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	4月1日から4月30日まで
後期（10月1日から翌年3月31日まで）	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後学期授業料については、前学期授業料を納付するときに徴収できる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前学期又は前学期及び後学期授業料については、入学を許可するときに徴収できる。

(復学等の場合の授業料)

第70条 前学期又は後学期の中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該期末までの額を、復学又は入学した月に徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第71条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を徴収する。

(退学，除籍及び停学の場合の授業料)

第72条 前学期又は後学期の途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該期分を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の授業料)

第73条 休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの額を免除する。

(入学料，授業料及び寄宿料の免除又は徴収の猶予)

第74条 学資支弁が困難な者に対し、入学料の全額若しくは半額を免除又は徴収猶予することがある。

- 2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは半額を免除又は徴収を猶予することができる。
- 3 入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等)

第75条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める検定料等相当額を還付する。

(1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足 等により出願資格の

ない者であることが判明したとき国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）第4条に定める第2段階選抜標準額

- (2) 第69条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の納期前に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後学期授業料
- (3) 第69条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 前学期又は前学期及び後学期授業料

## 第17章 公開講座

（公開講座）

第76条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第18章 雑則

（雑則）

第77条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則の規定にかかわらず、平成16年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者に係る教育課程、履修方法、卒業、学位及び授業料等については、なお従前の例による。
- 3 第11条の規定にかかわらず、情報工学部制御システム工学科、機械システム工学科及び生物化学システム工学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、収容定員は、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部			
機械知能工学科	564	562	560
夜間主コース	60	50	40
建設社会工学科	292	292	292
電気工学科	736	734	732
夜間主コース	60	50	40
物質工学科	628	622	616
夜間主コース	70	50	40
計	2,410	2,360	2,320
情報工学部			
知能情報工学科	374	372	372
電子情報工学科	374	372	372
システム創成情報工学科	78	156	244
機械情報工学科	78	156	244
生命情報工学科	78	156	244
制御システム工学科	256	176	88
機械システム工学科	256	176	88
生物化学システム工学科	256	176	88
計	1,750	1,740	1,740
合 計	4,160	4,100	4,060

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定にかかわらず、情報工学部制御システム工学科、機械システム工学科及び生物化学システム工学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、収容定員は、平成18年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
工学部			
機械知能工学科	560	560	560
夜間主コース	30	20	10
建設社会工学科	292	292	292
電気工学科	732	732	732
夜間主コース	30	20	10
物質工学科	616	616	616
夜間主コース	30	20	10
計	2,290	2,260	2,230
情報工学部			
知能情報工学科	372	372	372
電子情報工学科	372	372	372
システム創成情報工学科	244	332	332
機械情報工学科	244	332	332
生命情報工学科	244	332	332
制御システム工学科	88		88
機械システム工学科	88		88
生物化学システム工学科	88		88
計	1,740	1,740	1,740
合 計	4,030	4,000	3,970

附 則

この学則は、平成18年4月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。。

附 則

この学則は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月1日から施行する。

別表 1 (第11条関係)

学 部	学 科 等	講 座
工 学 部	機 械 知 能 工 学 科	材料科学、生産工学、熱流体学、制御知能学、宇宙工学
	建 設 社 会 工 学 科	国土デザイン工学、基盤建設工学
	電 気 工 学 科	電気エネルギー工学、電子デバイス工学、電気機器工学、通信システム工学、センシング・システム工学、電子物性
	物 質 工 学 科	分子創製化学、機能設計化学、物質生産化学、マテリアル機能工学、マテリアルプロセス工学
	( 共 通 講 座 )	人間科学、数理情報基礎
情 報 工 学 部	知 能 情 報 工 学 科	知能数理学、知能情報アーキテクチャー、知能情報メディア
	電 子 情 報 工 学 科	エレクトロニクス、コンピュータ・LSI、ネットワーク・システム
	シ ス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	情報数理、物理情報、制御情報システム、システム統合
	機 械 情 報 工 学 科	情報物理、機械システム基礎、設計システム、精密システム、生産システム
	生 命 情 報 工 学 科	生命情報工学
	( 共 通 講 座 )	人間科学

別表 2 (第13条関係)

学内共同教育研究施設 情報科学センター 地域共同研究センター マイクロ化総合技術センター 機器分析センター サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
--

別表 3 (第56条関係)

学 部	学 科	教育職員免許状の種類 (免許教科)
工 学 部	機 械 知 能 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 (工業)
	機 械 知 能 工 学 科 夜 間 主 コ ー ス	
	建 設 社 会 工 学 科	
	電 気 工 学 科	
	電 気 工 学 科 夜 間 主 コ ー ス	
情 報 工 学 部	物 質 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 (数学) 高等学校教諭一種免許状 (情報)
	物 質 工 学 科 夜 間 主 コ ー ス	
	知 能 情 報 工 学 科	
	電 子 情 報 工 学 科	
	シ ス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	
情 報 工 学 部	機 械 情 報 工 学 科	高等学校教諭一種免許状 (数学) 高等学校教諭一種免許状 (情報)
	生 命 情 報 工 学 科	

工

学

部



# I 九州工業大学工学部学修細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第44条第2項の規定に基づき、九州工業大学工学部における教育課程の履修方法、単位の授与及び教育課程修了の認定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修区分)

第2条 建設社会工学科を除く各学科に、履修上の区分として、次の履修コースを置く。

機械知能工学科	機械工学コース 宇宙工学コース 制御工学コース
電気工学科	電気電子工学コース 電子通信システム工学コース
物質工学科	応用化学コース マテリアル創成加工学コース

2 学生は、前項に規定する履修コースのいずれかの一を専攻するものとする。

3 履修コースの専攻の方法については、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程の授業科目（以下「科目」という。）を、人間科学科目、工学系総合科目、工学基礎科目及び工学専門科目に分ける。

2 各科目は、必修科目、選択必修科目又は選択科目に指定する。

(科目の種類及び単位数)

第4条 人間科学科目の種類及び単位数は、別表第1の人間科学履修課程表のとおりとする。

2 工学系総合科目の種類及び単位数は、別表第2の工学系総合科目の各学科共通履修課程表のとおりとする。

3 工学基礎科目及び工学専門科目の種類並びに単位数は、別表第3の工学基礎及び工学専門科目の履修課程表のとおりとする。

(修了要件)

第5条 学則第57条第1項の規定により卒業の認定を受けようとする者は、前条に定める履修課程表に従って履修し、別表第3-1に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 学則第58条第1項の規定により早期卒業の認定を受けようとする者が、前条に定める履修課程表に従って履修し（ただし、卒業研究については別表第4の早期卒業科目とする。）、前項の表に示すとおり、それぞれ所定の単位数を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

3 前項に規定する早期卒業に関し必要な事項は別に定める。

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする科目について、当該学期の履修登録期間内に、所定の方法による履修登録を行わなければならない。ただし、科目によっては履修学生数が制限されることがある。

2 学生が、年間に履修登録できる科目の総単位数は57単位を上限とする。ただし、教職課程に関する専門科目は、この上限に含めない。また、特別な理由により57単位を超えて履修登録を行う場合は、学部長に申請して、承認を得るものとする。

3 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所定の受講願を当該学期の履修登録期間内に教育支援課教務係へ提出しなければならない。ただし、科目によっては2年以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとってはこの科目は「他学科の科目」と見なされる。

4 第1項に規定する期間内に所定の手続きを行わない者は、授業を受けることができない。ただし、特別な事由があると認められた場合は、科目担当教員の承認を得て、その科目を履修することができる。

5 第3項により修得した他学科の科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

(外国人留学生の履修の特例)

第7条 外国人留学生の履修に関しては、第5条に定めるもののほか九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則（平成5年九工大細則第1号）の定めるところによる。

(単位の授与)

第8条 科目を履修し、試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 科目の履修には、原則としてその総授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 既修得単位の取消し及び更新はできない。

(他学部等における単位の認定)

第9条 学則第50条第1項の規定により他の学部において修得した科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

2 学則第51条及び第52条第1項の規定により修得した科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

3 前2項の規定により修得した科目の単位は、合わせて60単位を超えないものとする。

(編入学生の単位の認定)

第10条 本学部に編入学を許可された者に対する単位の認定は、次の各号の基準により行うものとする。

(1) 学士号を有する者に対する単位の認定は、出身大学において履修した科目の中で、人文社会系10単位、外国語系8単位、保健体育系2単位及び工学系総合科目6単位を限度として認定する。また、工学基礎科目及び工学専門科目については、関連学科と協議の上、行うものとする。

(2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者に対する単位の認定は、関連学科と協議の上、別表第5により行うものとする。

(3) 前2号に掲げる者以外の場合には、前2号の規定を準用し認定を行うものとする。

(履修進行の基準)

第11条 学生は、2カ年以上在学し、卒業要件単位中、72単位以上を修得しなければ、3年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修することができない。

2 学生は、3カ年以上在学し、卒業要件単位中、所属する学科の指定する科目を含む110単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することができない。

3 学生は、在学する学年を超える年次の必修科目を履修することはできない。

4 学生は、在籍した期間を超える年次の選択必修科目及び選択科目を履修することはできない。

5 編入学生は、認定総単位数が72単位以下であっても、第1項の規定にかかわらず、3年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうちの必修科目を履修することができる。ただし、卒業研究に着手できる条件としては、前項の規定を適用する。

(除 籍)

第12条 学生は、連続する2年間（休学期間は除く。）において30単位を修得できないときは、学則第42条第6号の該当者として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

(1) 前条第1項に規定する単位を修得し、3年次となる者

(2) 3年次生以上の者

(3) 特別の事由があると認められた者

(試 験)

第13条 試験は、当該科目授業終了の学期末に行う。ただし、科目によっては随時、試験を行うことがある。

2 実験、実習、実技、演習及び製図等の科目については、前項以外の方法で試験に替えることができる。

(成績表示)

第14条 履修した科目の成績は、合格、不合格、未履修で表示する。

2 合格した科目の成績を評語で表示するときは、次の基準によるものとする。

(1) 秀又はS 90点～100点

(2) 優又はA 80点～89点

(3) 良又はB 70点～79点

(4) 可又はC 60点～69点

(再 試 験)

第15条 科目担当教員は、当該科目開講学期から次学期内を含めた期間において、不合格者を対象に再試験を行い、合格又は未履修で成績を表示する。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第16条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期の前までに修得し確定した授業科目を除いた授業科目の全部（再受験可能な授業科目を含む。）について、その成績評価を取り消し、未履修として取り扱うものとする。

2 不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第61条第2項の適用対象とする。

(GPAによる総合成績の評価)

第17条 学生の総合的な成績はGPA（Grade Point Average）を用いて評価する。

2 GPAは、学生が履修登録したすべての授業科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点	～	100点	4.0
85点	～	89点	3.5
80点	～	84点	3.0
75点	～	79点	2.5
70点	～	74点	2.0
65点	～	69点	1.5
60点	～	64点	1.0
未履修			0.0

3 第9条及び第10条の規定により認定された授業科目並びに不合格となっている授業科目は、GPAの計算の対象には含まない。

4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点はGPAの計算の対象とする。

(教職学科目)

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする者は、別表第6の教職課程に定める教科及び教職に関する専門科目の単位を修得しなければならない。

(雑 則)

第19条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1. この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2. この細則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、別表第2工学系総合科目（各学科共通履修課程表）の授業科目中「工学技術者と地域環境支援」については、平成18年度入学生から、「プレゼンテーション統合ワークショップ」については、平成17年度入学生から、「理数教育体験Ⅰ」、「理数教育体験Ⅱ」については、平成16年度入学生から、別表第3工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表（2）建設社会工学科の授業科目中「建設積算」については、平成16年度入学生からそれぞれ適用する。

別表第1 人間科学科目履修課程表

1. (1) 人間科学基礎科目

区分	系	授業科目	単位		授業時数								備考	
			必修	選択必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
人間科学基礎科目	人文社会科学系	哲学 I		2	(2)		(2)							
		哲学 II		2		(2)		(2)						
		倫理学 I		2	(2)		(2)							
		倫理学 II		2		(2)		(2)						
		歴史学 I		2	(2)		(2)							
		歴史学 II		2		(2)		(2)						
		文学 I		2	(2)		(2)							
		文学 II		2		(2)		(2)						
		心理学 I		2	(2)		(2)							
		心理学 II		2		(2)		(2)						
		教育心理学		2	(2)		(2)							
		教育学 I		2	(2)		(2)							
		教育学 II		2		(2)		(2)						
		教育原理		2	(2)		(2)							
		教育社会学		2		(2)		(2)						
		法学 I		2	(2)		(2)							
		法学 II		2		(2)		(2)						
		日本国憲法		2	(2)		(2)							
		社会学 I		2	(2)		(2)							
		社会学 II		2		(2)		(2)						
	経済学 I		2	(2)		(2)								
	経済学 II		2		(2)		(2)							
	政治学 I		2	(2)		(2)								
	政治学 II		2		(2)		(2)							
	地域研究 I		2	(2)		(2)								
	地域研究 II		2		(2)		(2)							
	外国語系	総合英語 A I	1		2									
		総合英語 A II	1			2								
		総合英語 B I	1		2									
		総合英語 B II	1			2								
		総合英語 C	1		(2)	(2)								
		基礎ドイツ語 A I		1	2									
基礎ドイツ語 A II			1		2									
基礎ドイツ語 B			1	(2)	(2)									
基礎中国語 A I			1	2										
基礎中国語 A II			1		2									
基礎中国語 B		1	(2)	(2)										
保健体育系	保健体育 A	1		2										
	保健体育 B	1			2									

(卒業要件)

- 人文社会科学系は、選択必修科目から10単位を修得しなければならない。
- 外国語系は、英語5単位及びドイツ語または中国語3単位（3単位は同じ言語で修得すること）を修得しなければならない。
- 保健体育系は、保健体育Aと保健体育B2単位を修得しなければならない。

1. (2) 副専門人間科学科目

系	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考	
		選 択 必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
上 級	哲 学 と 現 代 I		2			(2)		(2)		(2)			
	哲 学 と 現 代 II		2				(2)		(2)			(2)	
	西 洋 社 会 史 I		2			(2)		(2)		(2)			
	西 洋 社 会 史 II		2				(2)		(2)			(2)	
	日 本 政 治 論 I		2			(2)		(2)		(2)			
	日 本 政 治 論 II		2				(2)		(2)			(2)	
	社 会 シ ス テ ム 論 I		2			(2)		(2)		(2)			
	社 会 シ ス テ ム 論 II		2				(2)		(2)			(2)	
	都 市 経 済 学		2			(2)		(2)		(2)			
	産 業 と 規 制 の 経 済 学		2				(2)		(2)			(2)	
科 目	教 育 シ ス テ ム 論 I		2			(2)		(2)		(2)			
	教 育 シ ス テ ム 論 II		2				(2)		(2)			(2)	
	上 級 英 語 A I		1			2							
	上 級 英 語 A II		1				2						
	上 級 英 語 B I		1			2							
	上 級 英 語 B II		1				2						
	上 級 英 語 C I		1					2					
	上 級 英 語 C II		1						2				
	技 術 英 語 I		1					2					
	技 術 英 語 II		1						2				
目	選 択 ド イ ツ 語 A		1		(2)	(2)							
	選 択 ド イ ツ 語 B I		1			2							
	選 択 ド イ ツ 語 B II		1				2						
	選 択 ド イ ツ 語 C I		1					2					
	選 択 ド イ ツ 語 C II		1						2				
	選 択 中 国 語 A		1			2							
	選 択 中 国 語 B I		1			2							
	選 択 中 国 語 B II		1				2						
	選 択 ロ シ ア 語 A I		1			2							
	選 択 ロ シ ア 語 A II		1				2						
選 択 韓 国 ( 朝 鮮 ) 語 A I		1			2								
選 択 韓 国 ( 朝 鮮 ) 語 A II		1				2							
健 康 ス ポ ー ツ 科 学 論		2			2		2		2				
応 用 ス ポ ー ツ コ ー ス I		1			(2)		(2)		(2)				
応 用 ス ポ ー ツ コ ー ス II		1				(2)		(2)		(2)			
選 択 日 本 事 情 A		2			(2)		(2)		(2)				
選 択 日 本 事 情 B		2				(2)		(2)		(2)			

系	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考	
		選 択 必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
リレー講義科目	文化 - 過去・現在		2	(2)	(2)	(2)	(2)						
	異文化間コミュニケーション		2	(2)	(2)	(2)	(2)						
	世界のなかの日本		2	(2)	(2)	(2)	(2)						
	西洋文学と人間理解		2					(2)	(2)	(2)	(2)		
	言語科学		2					(2)	(2)	(2)	(2)		
	環境適応論		2					(2)	(2)	(2)	(2)		
	テーマ別リレー講義		2	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		

(備 考)

- (1) 上級科目は適時開講を含む。
- (2) リレー講義科目は隔年もしくは適時開講とする。
- (3) TOEICスコアによる上級英語科目への単位認定については、次のとおりとする。

国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九州工業大学学則第1号。以下「学則」という）第52条の規定中「その他文部科学大臣が別に定める学修」による、英語検定試験（TOEIC）による単位認定については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、必修英語の単位をすべて修得し、「単位認定申請書」に過去一年以内のスコアを証明する書類及び修得時期が確認できる書類を添えて学部長に願出すること。
- 2 認定できる単位数は最大2単位までとし、認定の基準は下記のとおりとする。

TOEICの得点	認定授業科目	認定単位数
600点以上	上級英語科目	2単位以内

別表第2 工学系総合科目（各学科共通履修課程表）

区 分	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考	
		選 択 必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工学系総合科目	工学と環境		2	2									
	工学倫理・安全工学		2			(2)	(2)						
	経営管理・知的財産権		2					(2)	(2)				
	先端技術と基礎科学		2		2								
	サイエンス工房		2					2					
	工学技術者と地域環境支援		2				2						
	プレゼンテーション統合ワークショップ		1							2			
	理数教育体験Ⅰ		1										
理数教育体験Ⅱ		1											

別表第3 工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表

(1) 機械知能工学科 (機械工学コース・宇宙工学コース・制御工学コース)

区分	授業科目	単 位				授 業 時 数								備 考	
		◎必修・○選択必修				1年次		2年次		3年次		4年次			
		単 位 数	機 械 工 学 コ ー ス	宇 宙 工 学 コ ー ス	制 御 工 学 コ ー ス	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工 学 基 礎 科 目	解析学 I	4	◎	◎	◎	4	(4)								
	解析学 II	4	○	○	○		4								
	線形数学 I	2	◎	◎	◎	2									
	線形数学 II	2	○	○	○		2								
	解析学 III	2	○	○				2							
	複素解析	2	○	○					2						
	統計学	2	◎	◎	○				2						
	物理学 I	4	◎	◎	◎	4									
	物理学 II A	2	○	○	○		2								
	物理学 II B	2	○	○	○			2							
	物理学実験 A	1	◎	◎	◎					3					
	解析力学・剛体力学	2	○	○	○					2					
	基礎量子力学	2								2					
	化学 I	2	◎	◎	◎	2									
	化学 II	2	○	○	○					2					
	化学実験 B	1	◎	◎	◎	(3)	(3)								
	図形情報科学	2	◎	◎	◎	2									
	数値形状モデリング	2	○	○	○					2					
	機械知能工学入門	2				2									
	機械構造の力学入門	2	◎	◎	◎		2								
流れ学基礎	2	◎	◎	○					2						
計測制御基礎	2	◎	◎	◎		2									
情報系科目	情報リテラシー	2	◎	◎	◎	2									
	情報 P B L	2	◎	◎	◎		2								
	情報処理基礎	2	◎	◎	◎				2						
	情報処理応用	2	◎	◎	◎					2					
数理系科目	離散の数理	2									(2)		(2)		
	非線形現象の数理	2									(2)		(2)		
	解析構造の数理	2										(2)	(2)		
	空間の数理	2									(2)		(2)		
数理物理	2									2					
リレー講義科目	現代物理学の世界	2									(2)		(2)	隔年又は適時	
工 学 専 門 科 目	機械材料学	2	○	○						2					
	材料力学 I	2	◎	◎	○					2					
	材料力学 II	2	◎	◎							2				
	弾塑性力学	2	○	○								2			
	材料強度	2										2			
	塑性加工学	2											2		
	生産工学基礎	2	◎	◎						2					
	機械工作法 I	2	○	○							2				
	機械工作法 II	2	○									2			
	生産ソフトウェア工学	2	○										2		
	データ処理工学	2			○							2			
	電機基礎理論 I	2			○					2					
	電機基礎理論 II	2			○						2				
	流れ学	2	◎	◎							2				
	流体力学	2	○	○								2			
熱流体工学	2	○	○									2			
エネルギー変換工学	2												2		

区 分	授 業 科 目	単 位 ◎必修・○選択必修			授 業 時 数								備 考	
		単 位 数	機 械 工 学 コ ー ス	宇 宙 工 学 コ ー ス	制 御 工 学 コ ー ス	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期		後 期
工 学 専 門 科 目	熱 力 学 I	2	◎	◎				2						
	熱 力 学 II	2	○					2						
	伝 熱 学	2	○	○	○					2				
	振 動 工 学	2			○					2				
	制 御 工 学 基 礎	2	○	○					2					
	制 御 数 学	2			○				2					
	制 御 系 解 析	2			○				2					
	制 御 系 構 成 論 I	2			○						2			
	制 御 系 構 成 論 II	2			○							2		
	計 測 工 学	2			○					2				
	知 能 計 測 シ ス テ ム	2									2			
	知 的 画 像 処 理	2				○						2		
	制 御 要 素 設 計	2				○			2					
	プ ロ セ ス 制 御	2				○					2			
	電 機 制 御	2				○					2			
	メ カ ト ロ ニ ク ス	2				○						2		
	知 能 制 御	2				○						2		
	知 能 ロ ボ ッ ト 工 学	2											2	
	デ ィ ジ タ ル 制 御	2				○						2		
	最 適 化 論	2										2		
	知 能 制 御 応 用	2											2	
	宇 宙 工 学 概 論	2			○						2			
	燃 焼 工 学	2	○	○								2		
	ロ ケ ッ ト 工 学	2		○									2	
	メ カ と 力 学	2	○	○					2					
	機 械 力 学 I	2	◎	◎						2				
	機 械 力 学 II	2	○	○							2			
	設 計 工 学 I	2	○	○							2			
	設 計 工 学 II	2	○	○								2		
	ト ラ イ ボ ロ ジ ー	2											2	
	デ ジ タ ル エ ン ジ ニ ア リ ン グ 演 習	2										2		
	応 用 物 理 学	2										2		
	統 計 力 学	2										2		
	量 子 力 学	2									2			
	原 子 力 概 論	2										2		
	数 値 解 析 法	2	○	○	○						2			* 1
	シ ス テ ム 工 学 ※	2		○									2	
	情 報 処 理 シ ス テ ム I	2				○					2			* 2
	情 報 処 理 シ ス テ ム II	2				○						2		* 2
	シ ス テ ム 同 定 論	2										2		
生 体 工 学 概 論	2									2				
電 気 工 学 概 論	2									2				
電 子 通 信 シ ス テ ム 工 学 概 論	2										2			
自 動 車 工 学	2											2		
機 械 工 作 法 実 習 I	1	◎	◎					3						
機 械 工 作 法 実 習 II	1	○							3					
三 次 元 C A D 入 門	2					2								
設 計 製 図 I	1	◎	◎						3					
設 計 製 図 II	1	◎	◎							3				
設 計 製 図 III	1	◎	◎								3			
宇 宙 シ ス テ ム 設 計	2			○							2			
機 械 工 学 実 験 I	1	◎	◎					3						

区 分	授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		◎必修・○選択必修			1年次		2年次		3年次		4年次			
		単 位 数	機 械 工 学 コ ー ス	宇 宙 工 学 コ ー ス	制 御 工 学 コ ー ス	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期		後 期
工 学 専 門 科 目	機 械 工 学 実 験 II	1	◎	◎					3					
	知 能 制 御 演 習 I	1			○			2						
	知 能 制 御 演 習 II	1			○			2						
	知 能 制 御 演 習 III	1			○					2				
	知 能 制 御 演 習 IV	1			○					2				
	制 御 工 学 実 験 I	1			◎			3						
	制 御 工 学 実 験 II	1			◎				3					
	制 御 工 学 実 験 III	1			◎					3				
	知 能 制 御 実 験	1			◎						3			
	卒 業 研 究	5	◎	◎	◎									
	特 別 講 義													
	学 外 工 場 実 習	1												
学 外 見 学 実 習	1													
コ ン ピ ュ ー タ 概 論	2												☆	
合 計	必 修		55	55	37									
	選 択 必 修		53	54	66									
	選 択		108	109	113									

※宇宙工学コースのみに開講

☆印のコンピュータ概論は、学部外国人留学生を対象とした授業科目である。

\* 1 印の授業科目は、機械工学コース、宇宙工学コースの3年次情報系科目。

\* 2 印の授業科目は、制御工学コースの3年次情報系科目。

## 「注意事項」

### 機械工学コース・宇宙工学コース

(1) 卒業要件126単位中、工学基礎科目・工学専門科目の84単位は必修55単位、選択必修29単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の認可を得た上で機械知能工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 学修細則第11条第2項に定める110単位には、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系8単位（英語5単位、ドイツ語または中国語3単位）以上、保健体育系2単位以上及び3年次までの必修科目並びに選択必修29単位以上を含む。

### 制御工学コース

(1) 卒業要件126単位中、工学基礎科目・工学専門科目の84単位は必修37単位、選択必修47単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の認可を得た上で機械知能工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 学修細則第11条第2項に定める110単位には、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系8単位（英語5単位、ドイツ語または中国語3単位）以上、保健体育系2単位以上及び3年次までの必修科目並びに選択必修47単位以上を含む。

(2) 建設社会工学科

区分	授業科目	単 位		授 業 時 数								備 考	
		単 位 数	◎ 必 修 ○ 選 択 必 修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工 学 基 礎 科 目	解析学Ⅰ	4	◎	4	(4)								
	解析学Ⅱ	4	○		4								
	線形数学Ⅰ	2	◎	2									
	線形数学Ⅱ	2	○		2								
	解析学Ⅲ	2	○			2							
	複素解析学	2					2						
	統計学	2				2							
	物理学Ⅰ	4	◎	4									
	物理学ⅡA	2			2								
	物理学ⅡB	2				2							
	物理学実験A	1	◎				3						
	解析力学・剛体力学	2					2						
	化学Ⅰ	2	◎	2									
	化学Ⅱ	2	◎		2								
	化学実験B	1	◎	(3)	(3)								
	図形情報科学	2	◎	2									
	数値形状モデリング	2			2								
	建設社会工学基礎	2	◎	2									
	総合演習	1	◎	2									
	建設力学基礎及び演習	3	◎		4								
水理学基礎及び演習	3	◎		4									
建設計画基礎	2	◎		2									
情報系科目	情報リテラシー	2	◎	2									
	情報PBL	2	◎		2								
	情報処理基礎	2	◎			2							
	情報処理応用	2	◎				2						
工学専門科目	副専門数理情報基礎科目	数理系科目	離散の数理	2					(2)		(2)		隔年又は適時
			非線形現象の数理	2					(2)		(2)		
			解析構造の数理	2						(2)		(2)	
			空間の数理	2						(2)		(2)	
			数理物理	2				2					
		リ-詳細	現代物理学の世界	2					(2)		(2)	隔年又は適時	
工学専門科目			社会システム論Ⅰ	2				(2)		(2)	(2)		
			国土計画論	2							2		
			地域計画と景観デザイン	2							2		
			都市計画	2	○				2				
			道路交通工学	2	○					2			
			都市交通計画	2	○					2			
			水理学Ⅰ	2	○			2					
			水理学Ⅱ	2	○				2				
			河川工学	2	○					2			
			海岸・港湾工学	2							2		
			建設振動学	2	○				2				
			防災情報工学	2	○						2		
			土質基礎工学Ⅰ及び演習	3	○			4					
		土質基礎工学Ⅱ	2	○				2					
		地盤耐震工学	2	○					2				



(3) 電気工学科 (電気電子工学コース・電子通信システム工学コース)

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考		
		単 位 数	◎必修 ○選択必修	電 気 電 子 工 学 コー ス	電 子 通 信 シ ス テ ム 工 学 コー ス	1年次		2年次		3年次		4年次			
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期		後 期	
工 学 基 礎 科 目	解 析 学 I	4	◎	◎	4	(4)									
	解 析 学 II	4	○	○		4									
	線 形 数 学 I	2	◎	◎	2										
	線 形 数 学 II	2	○	○		2									
	解 析 学 III	2	○	○			2								
	複 素 解 析 学	2	○	○				2							
	統 計 学	2							2						
	物 理 学 I	4	◎	◎	4										
	物 理 学 II A	2	○	○		2									
	物 理 学 II B	2	○	○			2								
	基 礎 量 子 力 学	2	○	○				2							
	物 理 学 実 験 A	1	◎	◎			3								
	化 学 I	2	◎	◎	2										
	化 学 II	2	◎	◎		2									
	化 学 実 験 B	1	◎	◎	(3)	(3)									
	量 子 力 学	2	○						2						
	統 計 力 学	2	○							2					
	原 子 力 概 論	2								2					
	応 用 物 理 学	2								2					
	図 形 情 報 科 学	2				2									
数 値 形 状 モ デ リ ン グ	2					2									
情報系科目	情 報 リ テ ラ シ ー	2	◎	◎	2										
	情 報 P B L	2	◎	◎		2									
	情 報 処 理 基 礎	2	◎	◎			2								
	情 報 処 理 応 用	2	◎	◎				2							
工 学 専 門 科 目	副 専 門 数 理 情 報 基 礎 科 目	数 理 系 科 目	離 散 の 数 理	2						(2)		(2)		隔 年 又 は 適 時	
			非 線 形 現 象 の 数 理	2						(2)		(2)			
			解 析 構 造 の 数 理	2							(2)		(2)		
			空 間 の 数 理	2							(2)		(2)		
	専 門 共 通 科 目 群	川 崎 組	数 理 物 理	2							2				* 3
			現 代 物 理 学 の 世 界	2							(2)		(2)		
			電 磁 気 学 I A	2	◎	◎	2								
			電 磁 気 学 I B	2	◎	◎		2							
			電 気 回 路 I A	2	◎	◎	2								
			電 気 回 路 I B	2	◎	◎		2							
			電 気 電 子 通 信 工 学 序 論	1	◎	◎	2								
			電 気 工 学 実 験 入 門	1	◎	◎	3								
			電 磁 波 理 論	2		○						2			
電 気 電 子 工 学 専 門 科 目	機 械 工 学 概 論	2								2					
	エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 工 房	1	◎				3								
	電 気 電 子 実 験 I	1	◎					3							
	電 気 電 子 実 験 II	1	◎						3						
電 気 電 子 工 房	2	◎							6						



区 分	授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考			
		◎必修・○選択必修			1年次		2年次		3年次		4年次					
		単 位 数	電 気 電 子 コ ー ス	環 境 シ ス テ ム コ ー ス	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
工 学 専 門 科 目	電 子 通 信 シ ス テ ム 工 学 コ ー ス 目 群	B 群	デジタル回路工学Ⅱ	2		○				2					* 2	
			電子回路設計法	2		○				2						
			デジタル回路設計法	2		○				2						
			コンピュータ応用工学	2		○				2						
			伝送回路システム	2		○					2					
			ネットワークインターフェース	2		○					2					
	電 子 計 測 Ⅱ	C 群	電子計測Ⅱ	2		○				2					☆	
			統計データ解析	2		○				2						
			電気回路Ⅱ B	2		○				2						
			システム工学	2		○				2						
			情報理論	2		○				2						
			システム最適化	2		○					2					
			画像工学	2		○					2					
			半導体工学	2							2					
			電波工学	2									2			
			移動通信及び法規	2									2			
			英文講読	1		◎								2		
			プレゼンテーション演習	1		◎								2		
			コンピュータ概論	2							(2)		(2)			
			卒業研究	5	◎	◎										
学外工場実習見学 特別講義	1															
合 計	必 修		60	65												
	選 択 必 修		60	60												
	選 択		109	104												

☆印のコンピュータ概論は、学部外国人留学生を対象とした授業科目である。

\* 1印の授業科目は、電気電子工学コースの3年次情報系科目。

\* 2印の授業科目は、電子通信システム工学コースの3年次情報系科目。

\* 3印の授業科目は、電子通信システム工学コースにおいては、授業科目区分「A群」の科目である。

## 「注意事項」

### 電気電子工学コース

(1) 卒業要件124単位中には、工学基礎科目・工学専門科目の90単位は必修60単位、選択必修30単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の認可を得た上で電気工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 学修細則第11条第2項に定める110単位には、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系8単位（英語5単位、ドイツ語または中国語3単位）以上、保健体育系2単位以上及び3年次までの必修科目並びに選択必修25単位以上を含む。

### 電子通信システム工学コース

(1) 卒業要件124単位中には、工学基礎科目・工学専門科目の90単位は必修65単位、選択必修25単位を修得すること。また、選択必修25単位には、A群6単位、B群6単位、C群6単位以上を含むこと。なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の認可を得た上で電気工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 学修細則第11条第2項に定める110単位には、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系8単位（英語5単位、ドイツ語または中国語3単位）以上、保健体育系2単位以上及び3年次までの必修科目並びに選択必修21単位以上を含む。



区分	細分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考
			単 位 数	◎必修・○選択必修	マテリアルコース	1年次		2年次		3年次		4年次		
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
工 学 専 門 科 目	物理化学系目	コンピュータ解析Ⅱ	2	○						2				* 1
		物理化学Ⅲ	2	◎					2					
		物理化学Ⅳ	2	○							2			
		物理化学Ⅴ	2	○							2			
		分析化学	2	○						2				
	構造・性質系科目	生物物理化学	2	○							2			* 2
		材料組織学	2		◎		2							
		平衡状態ⅢⅠ	2		◎			2						
		平衡状態ⅢⅡ	2		○				2					
		材料物性	2		◎			2						
		金属材料強度	2		○			2						
		材料ナノ構造学	2		○					2				
		固体内のダイナミクス	2		○						2			
		コンピュータ材料設計	2		○							2		
		プロセス系科目	材料熱力学基礎	2		◎		2						
	材料熱力学		2		◎			2						
	材料熱力学演習		2		○				2					
	高温融体プロセス工学		2		○						2			
	反応速度論		2		◎			2						
	材料環境工学Ⅰ		2		○						2			
	結晶創成工学		2		○						2			
	融体加工学		2		○							2		
	接合工学		2		○							2		
	塑性加工学		2		○							2		
	機能・設計系科目	材料力学基礎	2		◎		2							* 2
		材料力学	2		○			2						
		材料強度学	2		○					2				
		塑性力学基礎	2		○					2				
		C A E	2		○						2			
		社会基盤材料Ⅰ	2		○					2				
		社会基盤材料Ⅱ	2		○					2				
		材料環境工学Ⅱ	2		○						2			
		機能材料	2		○						2			
		セラミック材料	2		○						2			
	目	生体金属材料	2		○						2			* 2
		国際資源環境学	2		○		2							
		材料リサイクル工学	2		○						2			
		応用物理学	2	○	○						2			
		統計力学	2	○	○						2			
		量子力学	2	○								2		
原子力概論		2	○									2		
機械工学概論		2						2						
電気工学概論		2									2			
電子通信システム工学概論		2										2		
計測制御		2										2		
設計製図		1		◎			3							
物質工学実験A		2	◎					6						
物質工学実験B		2	◎						6					
物質工学実験C		2	◎							6				
フロンティア工学実習	1		◎			3								
マテリアル基礎実験	1		◎					3						
ものづくり実習	1		◎						3					
コンピュータ数値計算演習	2		○						2					
外国語文献講読	2		◎								2			

区分	細分	授業科目	単 位 ◎必修・○選択必修			授 業 時 数								備 考	
			単 位 数	応 用 化 学 コ ー ス	マ テ リ ア ル コ ー ス	1年次		2年次		3年次		4年次			
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
		科 学 英 語 I	2										2		適時 ☆
		科 学 英 語 II	2											2	
		卒 業 研 究	5	◎	◎										
		見 学 実 習	1	○	◎										
		特 別 講 義 コ ン ピ ュ ー タ 概 論	2						(2)		(2)				
合 計		必 修		61	54										
		選 択 必 修		59	74										
		選 択		102	94										

☆印のコンピュータ概論は、学部外国人留学生を対象とした授業科目である。

\* 1印の授業科目は、応用化学コースの3年次情報系科目。

\* 2印の授業科目は、マテリアルコースの3年次情報系科目。

## 「注意事項」

### 応用化学コース

- 卒業要件126単位中、工学基礎科目・工学専門科目の82単位は必修61単位、選択必修21単位を修得すること。  
なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の認可を得た上で物質工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。
- 学修細則第11条第2項に定める110単位には、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系8単位（英語5単位、ドイツ語または中国語3単位）以上、保健体育系2単位以上、及び2年次までの必修科目並びに3年次の物質工学実験BおよびCを含む。

### マテリアル創成加工学コース

- 卒業要件126単位中、工学基礎科目・工学専門科目の82単位は必修54単位、及び構造・性質系の選択必修3単位以上、プロセス系の選択必修科目4単位以上、機能・設計系の選択必修科目6単位以上を含めた選択必修科目28単位を修得すること。なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の認可を得た上で物質工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。
- 学修細則第11条第2項に定める110単位には、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系8単位（英語5単位、ドイツ語または中国語3単位）以上、保健体育系2単位以上、及び3年次までの必修科目並びに選択必修科目28単位以上を含む。
- 見学実習は、3年次生に対して行う。

### 別表 3-1 修了要件（第 5 条関係）

選択の単位数（※ 1）は、工学基礎科目・工学専門科目で指定する必修及び選択必修の単位数（※ 2）を超える選択必修科目（人間科学基礎科目を除く）の単位を含む。

#### 機械知能工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	22※1
		外国語系	英語	5		
			ドイツ語又は中国語		3	
		保健体育系		2		
副専門人間科学科目						
工学系総合科目						84※2
工学基礎科目						
工学専門科目	副専門数理情報基礎科目					
	その他の工学専門科目					
合計総単位数				126単位以上		

#### 建設社会工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	26※1
		外国語系	英語	5		
			ドイツ語又は中国語		3	
		保健体育系		2		
副専門人間科学科目						
工学系総合科目						86※2
工学基礎科目						
工学専門科目	副専門数理情報基礎科目					
	その他の工学専門科目					
合計総単位数				132単位以上		

#### 電気工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	14※1
		外国語系	英語	5		
			ドイツ語又は中国語		3	
		保健体育系		2		
副専門人間科学科目						
工学系総合科目						90※2
工学基礎科目						
工学専門科目	副専門数理情報基礎科目					
	その他の工学専門科目					
合計総単位数				124単位以上		

物質工学科

授業科目区分		単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学 基礎科目	人文社会系			10	24※1
		外国語系	英語	5		
			ドイツ語又は中国語		3	
	保健体育系		2			
副専門人間科学科目						
工学系総合科目						
工学基礎科目						
工学専門科目	副専門数理情報基礎科目				82※2	
	その他の工学専門科目					
合計総単位数				126単位以上		

別表第4 早期卒業科目（第5条関係）

授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考
	必 修	選 必	選 択	1年次		2年次		3年次		4年次		
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
特別卒業研究	3											
計	3											

別表第5 編入学生の単位の認定（第10条関係）

授業科目区分		認定単位数
人間科学科目	人文社会系	10単位以内
	外国語系	英語
		ドイツ語又は中国語
保健体育系		2単位以内
工学基礎科目及び工学専門科目		65単位以内
工学系総合科目		6単位以内
認定総単位数		80単位以内

## 別表第6 教職課程

工業の免許を取得できる学科（機械知能工学科、建設社会工学科、電気工学科、物質工学科）

教育職員の免許を取得するためには、教科に関する専門教育科目より20単位以上、教科又は教職に関する専門教育科目より16単位以上、教職に関する専門教育科目より23単位以上を修得するほかに、教育職員免許法施行規則第66条の5に定める科目を必ず修得しておかなければならない。

ただし、工業については上記の教科に関する専門教育科目の20単位のほかに教職に関する専門教育科目の単位数の全部（23単位）又は一部を当分の間、教科に関する専門教育科目の単位をもって替えることができる。

### 教科に関する専門教育科目

#### (1) 機械知能工学科

教科に関する専門教育科目	授業科目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種	
工業の専門 教育科目	機械構造の力学入門	2		2								
	○流れ学基礎	2			2							
	計測制御基礎	2		2								
	○材料力学Ⅰ	2			2							
	○生産工学基礎	2			2							
	○伝熱学	2					2					
	○制御工学基礎	2					2					
	○数値解析法	2					2					
	機械材料学	2				2						
	材料力学Ⅱ	2				2						
	弾塑性力学	2					2					
	材料強度	2					2					
	塑性加工学	2						2				
	機械工作法Ⅰ	2				2						
	機械工作法Ⅱ	2					2					
	生産ソフトウェア工学	2						2				
	データ処理工学	2						2				
	電機基礎理論Ⅰ	2			2							
	電機基礎理論Ⅱ	2				2						
	流れ学	2				2						
	流体力学	2					2					
熱流体工学	2						2					
エネルギー変換工学	2							2				
熱力学Ⅰ	2			2								

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数		
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種		
工業の専門 教育科目	熱力学Ⅱ	2				2							
	振動工学	2						2					
	制御系解析	2					2						
	制御系構成論Ⅰ	2						2					
	制御系構成論Ⅱ	2							2				
	計測工学	2					2						
	知的画像処理	2							2				
	電機制御	2						2					
	知能ロボット工学	2									2		
	デジタル制御	2							2				
	最適化論	2							2				
	知能制御応用	2									2		
	宇宙工学概論	2						2					
	燃焼工学	2							2				
	ロケット工学	2									2		
	メカと力学	2				2							
	機械力学Ⅰ	2					2						
	機械力学Ⅱ	2						2					
	設計工学Ⅰ	2							2				
	設計工学Ⅱ	2								2			
	トライボロジー	2									2		
	システム工学	2									2		
	情報処理システムⅠ	2							2				
	情報処理システムⅡ	2								2			
	電気工学概論	2							2				
	電子通信システム工学概論	2								2			
	機械工作法実習Ⅰ	1				3							
	機械工作法実習Ⅱ	1					3						
設計製図Ⅰ	1					3							
設計製図Ⅱ	1						3						

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
工業の専門 教育科目	設計製図Ⅲ	1						3			
	宇宙システム設計	2						2			
	機械工学実験Ⅰ	1			3						
	機械工学実験Ⅱ	1					3				
	制御工学実験Ⅰ	1			3						
	制御工学実験Ⅱ	1					3				
	制御工学実験Ⅲ	1						3			
	知能制御実験	1							3		
	学外工場実習	1									
	学外見学実習	1									
職業指導	○職業指導	4						2	2		
合計										20	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

## (2) 建設社会工学科

教科に関する 専門教育 科 目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種	
工業の専門 教育科目	建設社会工学基礎	2	2									
	建設力学基礎及び演習	3		4								
	水理学基礎及び演習	3		4								
	建設計画基礎	2		2								
	〇土質基礎工学Ⅰ及び演習	3			4							
	建設構造設計製図	1						3				
	〇コンクリート構造工学Ⅰ	2					2					
	コンクリート構造設計製図	1							3			
	建設工学実験Ⅰ	1					3					
	建設工学実験Ⅱ	1						3				
	国土計画論	2						2				
	地域計画と景城デザイン	2						2				
	都市計画	2			2							
	道路交通工学	2					2					
	水理学Ⅰ	2			2							
	水理学Ⅱ	2			2							
	海岸・港湾工学	2						2				
	建設振動学	2			2							
	防災情報工学	2						2				
	土質基礎工学Ⅱ	2			2							
	地盤耐震工学	2					2					
	ライフライン工学	2						2				
	構造力学Ⅰ	2			2							
	構造力学Ⅱ	2						2				
	建設材料施工学Ⅰ	2			2							
	建設材料施工学Ⅱ	2			2							
水環境工学	2						2					

教科に関する専門教育科目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		高校1種
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
工業の専門 教育科目	コンクリート構造工学Ⅱ	2						2			20
	測量学実習	1			3						
	建設工学実験Ⅲ	1						3			
	学外測量実習	1									
	学外実習	1									
	学外見学実習	1									
職業指導	○職業指導	4							2	2	
合 計											20

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

## (3) 電気工学科

教科に関する専門教育科目	授業科目	単 位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
工業の専門 教育科目	電磁気学ⅠA	2	2							電気電子 コースのみ 必修	
	電磁気学ⅠB	2		2							
	電気回路ⅠA	2	2								
	電気回路ⅠB	2		2							
	エレクトロニクス工房	1			3						
	電気電子実験Ⅰ	1				3					
	電気電子実験Ⅱ	1					3				
	電気電子工房	2						6			
	電磁気学Ⅱ	2			2						
	電気回路Ⅱ	2			2						
	電磁気学Ⅲ	2				2					
	電気回路Ⅲ	2				2					
	電気電子物性入門	2			2						
	電子回路Ⅰ	2			2						
	電子回路Ⅱ	2				2					
	電気電子計測	2					2				
	数値計算法	2					2				
	コンピュータ計測	2						2			
	電気通信基礎	2							2		
	エネルギー基礎工学	2				2					
	電気エネルギー伝送工学	2					2				
	制御システム工学	2					2				
	電気機器Ⅰ	2						2			
	電気機器Ⅱ	2							2		
	パワーエレクトロニクス	2							2		
	制御システム応用	2							2		
	半導体デバイスⅠ	2			2						
半導体デバイスⅡ	2				2						
電気電子物性Ⅰ	2					2					
電気電子物性Ⅱ	2						2				
電磁気学ⅡA	2			2							

教科に関する専門教育科目	授業科目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種	
工業の専門 教育科目	通信基礎	2				2						
	アナログ回路工学Ⅰ	2			2							
	デジタル回路工学Ⅰ	2			2							
	電気回路ⅡA	2			2							
	電気回路ⅡB	2				2						
	電子計測Ⅰ	2			2							
	数値解析法	2			2							
	電子通信システム工学実験Ⅰ	2			4							
	電子通信システム工学実験Ⅱ	2				4						
	電子通信システム工学実験Ⅲ	2					4					
	電子通信システム工学実験Ⅳ	2						4				
	電磁気学ⅡB	2				2						
	ネットワークプログラミング	2							2			
	電磁波理論	2							2			
	アナログ回路工学Ⅱ	2				2						
	デジタル回路工学Ⅱ	2				2						
	コンピュータ応用工学	2					2					
	コンピュータアーキテクチャ	2							2			
	統計データ解析	2				2						
	システム工学	2					2					
画像工学	2							2				
情報理論	2					2						
プレゼンテーション演習	1								2			
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合 計											20	

## (4) 物質工学科

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
工業の専門教育科目	有機化学Ⅰ	2			2						応用化学コースのみ必修
	有機化学Ⅱ	2				2					
	物質工学基礎実験	2			6						
	化学工学Ⅰ	2			2						
	無機化学Ⅰ	2			2						
	物質工学実験A	2				6					
	物質工学実験B	2					6				
	物質工学実験C	2						6			
	コンピュータ数値計算演習	2					2				
	回折結晶学	2			2						
	材料力学基礎	2			2						
	材料熱力学基礎	2			2						
	材料熱力学	2				2					
	材料組織学	2			2						
	社会基盤材料Ⅰ	2					2				
	平衡状態図Ⅰ	2				2					
	材料力学	2				2					
	応用化学自由研究	2			2						
	図形情報科学	2		2							
	有機化学Ⅲ	2					2				
	反応有機化学	2						2			
	有機工業化学	2						2			
	有機機器分析	2					2				
	高分子合成化学	2					2				
	物理化学Ⅴ	2						2			
	化学工学Ⅱ	2				2					
	化学工学Ⅲ	2					2				
	コンピュータ解析Ⅰ	2					2				
	反応工学	2						2			
	材料熱力学演習	2					2				
高温融体プロセス工学	2						2				

教科に関する 専門教育 科目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数		
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工業の専門 教育科目	反応速度論	2				2							
	無機化学Ⅱ	2				2							
	機能性材料化学	2							2				
	固体内のダイナミクス	2						2					
	セラミック材料	2							2				
	材料環境工学Ⅰ	2						2					
	材料環境工学Ⅱ	2							2				
	材料物性	2				2							
	結晶創成工学	2						2					
	機能材料	2								2			
	接合工学	2								2			
	塑性力学基礎	2							2				
	材料強度学	2							2				
	社会基盤材料Ⅱ	2							2				
	金属強度	2					2						
	分析化学	2							2				
	高分子機能化学	2								2			
	応用物理学	2							2				
	統計力学	2								2			
	設計製図	1				3							
CAE	2									2			
フロンティア工学実習	1				3								
マテリアル基礎実験	1							3					
ものづくり実習	1								3				
見学実習	1												
職業指導	○職業指導	4									2	2	
合 計												20	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教科又は教職に関する専門教育科目（全学科共通）

教科又は教職に関する専門教育科目	単位数	授 業 時 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教科又は教職に関する専門教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に関する科目」は最低取得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について16単位以上

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（全学科共通）

開設授業科目		
授業科目	単位数	
	必修	選択
○日本国憲法		2
保健体育A	1	
保健体育B	1	
○健康スポーツ科学論		2
総合英語AⅠ	1	
総合英語AⅡ	1	
○情報リテラシー	2	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教職に関する専門教育科目（全学科共通）

教職に関する専門教育科目	授業科目	単 位	授業時数								備考		
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教職に関する専門教育科目最低修得単位数	○教師論	2		2									
	○教育原理	2	2										
	○教育心理学	2	2										
	○教育社会学	2		2									
	○工業教科教育法	4					4						
	○教育課程の研究 (特別活動の指導法を含む。)	2			2								
	○教育方法	2					2						
	○生徒指導 (進路指導を含む。)	2				2							
	○教育相談	2				2							
	○総合演習	2								2			
	○教育実習	3											適時

注)

- ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 教職に関する専門教育科目より10単位以上、教科に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目と合わせて24単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③ 教職に関する専門教育科目の単位は人文社会系の単位としては認められない。ただし、教育心理学、教育原理、教育社会学を除く。
- ④ 教育実習の3単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならない。
- ⑤ 教育実習に行くためには、別途に開講する「同和教育」を受講しておかなければならない。

## II 修学上の注意事項

### 1 履修課程表について

- (1) 履修課程表は、必修科目、選択必修科目、選択科目との区分、各科目の単位数、毎週授業時間数を学年次別及び前・後学期別に示してあり、修学上の指針となるものである所以この表に準拠して各科目を履修することが望ましい。
- (2) 工学基礎科目及び工学専門科目の履修課程表においては、各学科及び履修コースで定めた必修・選択必修・選択の科目が示してあるので、欄外の注意事項に従って履修することが大切である。

### 2 授業要目（シラバス）について

- (1) 授業要目（シラバス）には、各授業科目の目的、授業項目、授業の進め方、履修にあたっての注意点、成績評価の方法、教科書・参考書等が記載されているので、事前にこれをよく読んで各科目の学習に臨むことが重要である。
- (2) 授業要目（シラバス）の中には各履修コースで開講されている科目の内容を考慮した系統図及び学習目標が記載されているので、自分の現在の学習到達度と将来の進路希望をこの図の上に重ねて考え、履修科目の選択を行うことが大切である。系統的な履修計画を無視して単位数だけに眼を奪われないように注意すること。

### 3 履修科目

人間科学科目、工学系総合科目、工学基礎科目及び工学専門科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

- (1) 人間科学科目については、人文社会系の選択必修科目から10単位、外国語系の科目8単位（必修英語5単位、選択必修ドイツ語または中国語3単位）、保健体育系の必修科目（実技）2単位の合計20単位以上を修得しなければならない。
- (2) 工学基礎科目及び工学専門科目については、機械知能工学科は84単位（必修及び選択必修を含む。）、建設社会工学科は86単位（必修及び選択必修を含む。）、電気工学科は90単位（必修及び選択必修を含む。）、物質工学科は82単位（必修及び選択必修を含む。）以上を修得しなければならない。
- (3) 卒業認定の要件については、必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位を機械知能工学科については126単位以上、建設社会工学科については132単位以上、電気工学科については124単位以上、物質工学科については126単位以上修得しなければならない。

### 4 履修登録について

- (1) 履修科目の登録にあたっては、所定の登録期間内に教務情報システムにより、受講を希望する科目を登録しなければならない。（ただし、特別な事由がある場合は、「履修登録票」（別記様式第1号）により登録を行うことができる。）
- (2) 複数クラスを開講する科目の場合等には、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修登録を行うこと。
- (3) 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所属学科の履修課程表にない授業科目受講願（別記様式第2号）を教務係で受け取り、科目担当教員及び所属の学科または各履修コースの教務委員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、科目によっては2年次以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとっては、この科目は「他学科の科目」と見なされる。

(承認を得た科目の修得単位は、合計30単位を限度として進級又は卒業の要件単位中の選択単位となる。)

- (4) 履修登録の内容については、登録期間終了後、教務情報システムで、正しく登録されているか確認すること。  
登録誤り又は登録もれがある場合には、履修登録修正期間に、教務情報システムで、修正（科目の追加及び取り消し）を行うこと。修正を行った場合も、登録内容を教務情報システムで必ず確認すること。
- (5) 履修登録にかかわる期日は、学期の始めに掲示するので期日を厳守すること。期日締切後は受け付けない。  
ただし、特別の事由がある場合は教務係で履修登録票（追加）（別記様式第3号）を受け取り、科目担当教員の承認を得たうえ、教務係に提出すること。
- (6) 履修登録をしない科目の授業は、受けることができない。
- (7) 履修登録した授業科目の履修を取りやめにする場合は、履修登録期間の約1ヶ月後に設定される履修登録取消し期日までに、履修登録票（取消し）（別記様式第4号）を授業担当教員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修登録取消し期日までは、履修登録の取消しを行うことができる。
- (8) 教務委員が、正当な事由により、定められた期間内に履修登録の取消しを行うことができないと認めた場合は、履修登録の取消しを行う場合がある。

## 5 試験について

- (1) 各学科の試験は、学期末に期間を定めて行われる。試験の科目、期間、教室等はその都度掲示する。
- (2) 試験の際には、必ず学生証を持参し、試験中机の上に呈示しなければならない。
- (3) 科目の試験に合格した者は、合格した科目につき再度の試験を受けることはできない。
- (4) 卒業研究の不合格の取扱いについては、工学部学修細則第15条（再試験）を適用しない。

## 6 試験における不正行為について

試験において不正行為のあった者に対しては、工学部学修細則第16条（試験における不正行為に対する懲戒）により次の措置をとる。

- (1) 当該学期に修得した単位は、学修細則第8条第3項の規定にかかわらず、すべて取り消し、再履修させる。
- (2) 当該学期に不合格になった科目も、すべて再履修させる。
- (3) 当該学期に再試験を受けた科目も、すべて再履修させる。
- (4) 当該学期前に履修し不合格になっている科目も、再履修させる。
- (5) 当該学期に通年の科目があるときは、その科目も再履修させる。

## 7 科目の試験の結果について

- (1) 各科目の試験の結果については、教務情報システムにより表示をする。
- (2) 当該学期前までの試験の結果を、学期の始めに「修得単位通知書」を証明書発行機により交付する。

## 8 進級要件等について

- (1) 3年次への進級要件等
  - ① 2カ年以上在学し、卒業要件単位中から72単位以上を修得すること。
  - ② ①の要件を満たさない者は、当該履修コース履修課程表の3年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修できない。
- (2) 4年次（卒業研究着手）への進級要件等
  - ① 3カ年以上在学し、卒業要件単位中から所属する学科及び履修コースの指定する科目を含む110単位以上

を修得すること。

- ② 卒業研究に着手できない場合でも、卒業研究以外の全科目を履修できる。
- (3) 連続する2年間（休学期間は除く。）において30単位を修得できないときは、除籍の該当者として取り扱うので特に注意すること。
  - ① ただし、連続する2年間（休学期間は除く。）の修得単位数が30単位未満の者でも、3年次又は4年次（卒業研究着手）への進級要件単位を満たした者及び特別の事由があると認められた者は除く。
  - ② 休学期間のある者については、連続する2年間の終期を休学期間を除く2年間が到達する年度の末日とする。
  - ③ 連続する2年間（休学期間は除く。）における30単位には、単位の全てを含めるものとする。

## 9 掲示について

学務関係の学生に対する公示、通知、呼び出し等はすべて工学部掲示板（教育支援課前）又は中央掲示板（共通教育研究棟前）に掲示するから見落しのないよう注意すること。ただし、所属する学科（履修コース）に関わることは、所属する学科（履修コース）の掲示板に掲示することがあるので、見落としのないよう注意すること。

重要な掲示を見落として自己に不利益な結果を招くことのないよう希望する。

大学は、学生が、この点をよく理解しているものとして取り扱う。



別記 様式第2号

平成 年度 前・後学期  
所属学科の履修課程表にない授業科目受講願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	担当教員印	教務委員印
科目名					
教員名					

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	教 務 係	
学生番号					
氏 名					

備 考				担当教員印	教務委員印

別記 様式第3号

平成 年度 前・後 学期 履修登録票（追加）

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	遅延理由（詳細に）
科目名				
教員名				

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教 務 係	
学生番号						
氏 名						

科目担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いいたします。

別記 様式第4号

平成 年度 前・後 学期 履修登録票 (取り消し)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	取消理由 (詳細に)
科目名				
教員名				

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教 務 係	
学 生 番 号						
氏 名						

科目担当教員 殿

履修登録の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いいたします。

### Ⅲ 九州工業大学工学部学生の履修コース専攻要項

第1 この要項は、九州工業大学学修細則第2条第3項の規定に基づき、履修コース（以下「コース」という。）の専攻の方法について必要な事項を定める。

第2 コースの決定は、原則として同一入学年度の学生を対象とする。

第3 コースの決定は、学生の志望により行う。

第4 コースの決定等の時期は、次のとおりとする。

- (1) 志望の受付 1年次の1月末日
- (2) コースの決定 1年次末
- (3) 決定の公示 2年次の4月上旬

第5 各コースの受け入れ学生数は、下記のとおりとする。

機械知能工学科	機械工学コース	58名
	宇宙工学コース	35名
	制御工学コース	42名
電気工学科	電気電子工学コース	91名
	電子通信システム工学コース	92名
物質工学科	応用化学コース	82名
	マテリアル創成加工学コース	72名

第6 コースの決定方法は次のとおりとする。

- (1) 当該年度の1月末日までにコース志望届を提出させ、コースごとの第1志望者数を公表の後、2月末日までの間に、コース志望変更届を受け付ける。
- (2) 2月末現在のコース志望届に基づき、次の方法により学科で決定する。
  - ① 第1志望者が当該コースの受け入れ学生数内である場合  
ア 学生の志望どおり受け入れる。
  - ② 第1志望者がコースの受け入れ学生数を超える場合  
ア そのコースの受け入れ学生数までを成績上位者から順次受け入れる。  
イ 受け入れられなかった学生は、第2志望にまわす。
  - ③ 第2志望者によって当該コースの受け入れ学生数を超える場合  
ア 第2志望者は、そのコースの受け入れ学生数までを成績の上位者から順次受け入れる。  
イ アにより受け入れられなかった学生は、当該学科において協議する。
- (3) 成績の順位付けは次により行う。
  - ① 1年次に修得した成績点の高い15科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。
  - ② 1年次に修得した科目が15科目に満たない者にとっては、その総得点を15で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

附 則（略）

## Ⅳ 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項

工 学 部 長 伺 定

(目 的)

1 この要項は、九州工業大学工学部学修細則第5条第2項に基づき、工学部における早期卒業の取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

2 工学部（九州工業大学工学部）に3年以上4年末満在学した学生が、修了の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(早期卒業の対象外となる学生)

3 次の各号に該当する学生は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 編入学した学生
- (2) 再入学又は転入学した学生
- (3) 転学部した学生
- (4) 夜間主コースの学生

(早期卒業申請の手続き)

4 早期卒業を希望する学生は、2学年次の2月末日までに、別記様式1の早期卒業申請書を工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

5 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2学年次終了時に1、2年次の必修・選択必修科目及び人間科学基礎科目20単位をすべて修得し、選択科目も含み修得した全科目の加重平均点が90点以上であること。ただし、加重平均点とは、修得した全科目の各点数にその単位数を乗じて合計した合計点を、修得した全科目の総単位数で除した点数である。
- (2) 3学年次終了時、または4学年次前学期終了時に修了要件単位を修得し、その加重平均点が90点以上であること。

(早期卒業の審査)

6 早期卒業の審査および適格の認定は、教務委員会で行う。

(卒業研究等)

7 早期卒業の適格の認定を受けた学生の卒業研究等については、以下の特別な措置が取られる。

- (1) 2学年次終了時に適格の認定を受けた学生は、3学年次に4学年次の必修科目を履修することができる。
- (2) 卒業研究については免除し、特別卒業研究をこれにあてる。
- (3) 3学年次前学期終了時において適格の認定を受けた学生は、3学年次後学期に特別卒業研究を履修できる。ただし、3学年次終了時に特別卒業研究の単位を修得できなかった場合は、卒業研究を履修しなければならない。

附 則

この要項は、平成12年10月25日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

# 早 期 卒 業 申 請 書

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科 工学科 年次  
学生番号  
本人 (氏名)  
現住所  
保証人 (氏名)  
現住所

九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項第4の規定により、早期卒業を希望します。

## V 各種の資格等について

### ・技術士（技術士法）

工学部卒業生は、技術士第1次試験の共通科目の受験が免除される。卒業後、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析、試験、評価及びその他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して7年を超える者は、第2次試験を受けることができる。

### ・一級建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、建築に関して2年以上の実務経験を経た者は、一級建築士試験の受験資格が取得できる。

### ・測量士（測量法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に測量に関する科目を履修し、卒業後、1年以上の測量に関する実務経験を経た者は、測量士の資格が取得できる。

### ・一級土木施行管理技士（建設業法）

建設社会工学科卒業生で、土木施行管理に関して3年以上の実務経験（1年以上の指導監督の実務経験）を経た者は、一級土木施行管理技術検定学科試験の受験資格が取得できる。

### ・二級建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、建築に関して1年以上の実務経験を経た者は、二級建築士試験の受験資格が取得できる。

### ・電気主任技術者（電気事業法）

電気工学科（電気電子工学コース）卒業生で、在学中に所定の単位を取得し、卒業後、5年以上の実務経験を経た者は、第一種電気主任技術者免許状が取得できる。（別表1を参照）

### ・第一級陸上無線技術士（無線従事者規則）

電気工学科（電子通信システム工学コース）卒業生で、在学中に別表2の設定基準に規定する科目及び時間数並びに単位数を修得した者は、第一級陸上無線技術士試験を受験する際に無線工学の基礎が免除される。

### ・電気通信主任技術者（電気通信事業法）

電気工学科で、在学中に別表に示す認定基準の告示科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。（別表3-1・別表3-2を参照）

### ・第一級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士（無線従事者規則）

電気工学科（電子通信システム工学コース）卒業生で、在学中に別表4-1・別表4-2の授業科目名欄に掲げる科目を修得した者は、申請に基づき、第一級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士の免許が付与される。

また、同申請に必要な科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書のうち、履修内容証明書については本学卒業生は提出が免除されており、したがって同履修内容に係る審査時間が短縮されるため、本学卒業生については免許状が比較的速やかに発給されることとなる。

## 別表1 電気主任技術者（電気事業法）

### 電気工学科（電気電子工学コース）

電気主任技術者免状取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

科目区分及び履修単位数	◎ 授 業 科 目	単 位 数	○ 授 業 科 目	単 位 数
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (合計19単位以上、◎印授業科目は必修)	電磁気学ⅠA	2	電子回路Ⅰ	2
	電磁気学ⅠB	2	電子回路Ⅱ	2
	電磁気学Ⅱ	2	電子回路Ⅲ	2
	電磁気学Ⅲ	2	コンピュータ計測	2
	電気回路ⅠA	2	電気電子物性Ⅰ	2
	電気回路ⅠB	2		
	電気回路Ⅱ	2		
	電気回路Ⅲ	2		
	電気電子計測	2		
	小 計	18	小 計	10
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの (合計10単位以上、◎印授業科目は必修)	エネルギー基礎工学	2	電力システム工学	2
	電気エネルギー伝送工学	2	電気電子物性Ⅱ	2
	電気電子材料	2		
	電気法規・施設管理	2		
	小 計	8	小 計	4
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの (合計12単位以上、◎印授業科目は必修)	電気機器Ⅰ	2	制御システム応用	2
	電気機器Ⅱ	2	情報リテラシー	2
	パワーエレクトロニクス	2	情報PBL	2
	制御システム工学	2	情報処理基礎	2
			情報処理応用	2
	小 計	8	小 計	10
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの (合計6単位以上、◎印授業科目は必修)	電気工学実験入門	1		
	エレクトロニクス工房	1		
	電気電子実験Ⅰ	1		
	電気電子実験Ⅱ	1		
	電気電子工房	2		
	小 計	6		
5. 電気及び電子機器又は電気及び電子機器設計に関するもの (合計2単位以上必要)			電機設計法	2
			小 計	2

上表は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（平成5年10月6日付け通商産業省令第60号）第7条第1項に規定する科目である。（平成6年度入学生から適用）

科目等履修生制度により、上表の各科目区分における不足単位の補完は卒業した大学においてのみ1科目認められており、不足単位を取得できる場合は次による。

- ① 本学卒業者にあつては、卒業後3年以内に取得した単位に限り認定される。
- ② 本学に3年以上在学した後、本学大学院工学研究科博士前期課程に進学した者（飛び級者）にあつては、前期課程在学中に取得した単位及び前期課程修了後3年以内に取得した単位に限り認定される。

## 第一級陸上無線技術士

無線工学の基礎の免除を希望する学生が修得すべき授業科目及び時間数並びに単位数

別表2 電気工学科（電子通信システム工学コース）

設定基準に規定する科目		授業科目（時間数）及び単位数		備 考
基礎専門教育科目	数 学 14単位 (210時間)	解析学Ⅱ (60) 4 線形数学Ⅰ (30) 2 線形数学Ⅱ (30) 2 解析学Ⅲ (30) 2	複素解析学 (30) 2 統計学 (30) 2	
	物 理 5単位 (105時間)	物理学Ⅱ A (30) 2 物理学Ⅱ B (30) 2 物理学実験 A (45) 1 応用物理学 (30) 2 基礎量子力学 (30) 2	統計力学 (30) 2 量子力学 (30) 2 原子力概論 (30) 2	
	電気磁気学 (120時間)	電磁気学Ⅰ A (30) 2 電磁気学Ⅱ A (30) 2	電磁気学Ⅰ B (30) 2 電磁気学Ⅱ B (30) 2	
	電気回路 (120時間)	電気回路Ⅰ A (30) 2 電気回路Ⅱ A (30) 2	電気回路Ⅰ B (30) 2 電気回路Ⅱ B (30) 2	
	半導体及び電子管並びに電子回路の基礎 (90時間)	アナログ回路工学Ⅰ (30) 2 デジタル回路工学Ⅰ (30) 2 半導体工学 (30) 2	アナログ回路工学Ⅱ (30) 2 デジタル回路工学Ⅱ (30) 2	
	電気磁気測定 (180時間)	電子計測Ⅰ (30) 2 電子計測Ⅱ (30) 2	電子通信システム工学実験Ⅰ (60) 2 電子通信システム工学実験Ⅱ (60) 2 電子通信システム工学実験Ⅲ (60) 2	

## 電気通信主任技術者

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目

### 別表 3-1 電気通信主任技術者（電気電子工学コース）

#### (1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 II	60 (4)	
		線 形 数 学 I	30 (2)	
		線 形 数 学 II	30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A	30 (2)	
		物 理 学 II B	30 (2)	
		物 理 学 実 検 A	45 (1)	
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I A	30 (2)	
		電 磁 気 学 I B	30 (2)	
		電 磁 気 学 II	30 (2)	
		電 磁 気 学 III	30 (2)	
電 気 回 路	60	電 気 回 路 I A	30 (2)	
		電 気 回 路 I B	30 (2)	
		電 気 回 路 II	30 (2)	
		電 気 回 路 III	30 (2)	
電 子 回 路	60	電 子 回 路 I	30 (2)	
		電 子 回 路 II	30 (2)	
デジタル回路	30	電 子 回 路 III	30 (2)	
		集 積 回 路 工 学 I	30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 処 理 基 礎	30 (2)	
		情 報 処 理 応 用	30 (2)	
電 気 計 測	60	電 気 電 子 計 測	30 (2)	
		コ ン ピ ュ ー タ 計 測	30 (2)	

#### (2) 専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	マ イ ク ロ 波 工 学	30 (2)	
交換工学	30	通 信 シ ス テ ム	30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

別表 3-2 電気工学科 (電子通信システム工学コース)

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 II	60 (4)	
		線 形 数 学 I	30 (2)	
		線 形 数 学 II	30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A	30 (2)	
		物 理 学 II B	30 (2)	
		物 理 学 実 験 A	45 (1)	
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I A	30 (2)	
		電 磁 気 学 I B	30 (2)	
		電 磁 気 学 II A	30 (2)	
		電 磁 気 学 II B	30 (2)	
電 気 回 路	60	電 気 回 路 I A	30 (2)	
		電 気 回 路 I B	30 (2)	
		電 気 回 路 II A	30 (2)	
		電 気 回 路 II B	30 (2)	
電 子 回 路	60	ア ナ ロ グ 回 路 工 学 I	30 (2)	
		ア ナ ロ グ 回 路 工 学 II	30 (2)	
		電 子 回 路 設 計 法	30 (2)	
デ ジ タ ル 回 路	30	デ ィ ジ タ ル 回 路 工 学 I	30 (2)	
		デ ィ ジ タ ル 回 路 工 学 II	30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 処 理 基 礎	30 (2)	
		情 報 処 理 応 用	30 (2)	
電 気 計 測	60	電 子 計 測 I	30 (2)	
		電 子 計 測 II	30 (2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授業科目	授業時間数 (単位)	備考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	マ イ ク ロ 波 工 学	30 (2)	
交換工学	30	通 信 方 式	30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

## 第一級陸上特殊無線技士

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

### 別表 4-1 電気工学科 (電子通信システム工学コース)

	授 業 科 目 名	主 な 科 目 内 容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通 信 基 礎	シラバスを参照のこと。
	通 信 方 式	
	電 波 工 学	
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電 波 工 学	
電子計測その他無線測定に関する科目	電 子 計 測 I	
	電 子 計 測 II	
電波法規その他電波法令に関する科目	移 動 通 信 及 び 法 規	

## 第三級海上特殊無線技士

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

### 別表 4-2 電気工学科 (電子通信システム工学コース)

	授 業 科 目 名	主 な 科 目 内 容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通 信 方 式	シラバスを参照のこと。
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電 波 工 学	
電波法規その他電波法令に関する科目	移 動 通 信 及 び 法 規	

## Ⅵ 九州工業大学工学部への転学部取扱要項

工 学 部 長 伺 定

(目 的)

- 1 この要項は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号）第35条第1項の規定に基づき、本学・情報工学部に在学する学生が工学部への転学部を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学部の申請手続き)

- 2 転学部の申請手続きは、以下のとおりとする。
  - (1) 情報工学部から工学部への転学部を志願する学生（以下「転学部志願学生」という。）は、転学部を志願する前年の12月16日から12月末日までに、転学部願（別記様式1）に成績証明書を添えて情報工学部長に提出するものとする。
  - (2) 情報工学部長は、転学部志願学生の転学部について差し支えない場合は、転学部承諾書（別記様式2）を1月末日までに工学部長に提出するものとする。

(転学部申請の資格)

- 3 転学部志願学生は、以下の要件を満たしていなければならない。
  - (1) 転学部を志願する理由に妥当性があること。
  - (2) 年度末に在学年限が1年以上であること。
  - (3) 過去に転学部及び転学科を行っていないこと。

(転学部学生の受入れ要件)

- 4 転学部の受入れ要件は以下のとおりとする。
  - (1) 転学部の受入れ年次は2年次とする。
  - (2) 転学部を許可する学生数は、2年次の受入れコース（建設社会工学科においては学科）において、教育に支障のない範囲内で若干名とする。

(選 考)

- 5 選考は、転学部志願学生が志望する受入れコース（建設社会工学科においては学科）で行い、教務委員会で審議し判定する。

(通 知)

- 6 転学部の判定結果は、申請のあった年度の3月31日までに工学部長が情報工学部長及び本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

# 転 学 部 願

平成 年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人（氏名）		Ⓜ
現住所		
保証人（氏名）		Ⓜ
現住所		

このたび、下記理由により工学部へ転学部したいので、許可願います。

## 記

○ 学科（コース）志願先

○ 理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

## 転学部承諾書

平成 年 月 日

工 学 部 長 殿

情 報 工 学 部 長

### 転学部について

下記学生の転学部については、差し支えありません。

記

学生番号

氏名

\* 別紙、転学部願のコピー及び成績証明書を添付

## Ⅶ. 九州工業大学工学部における転学科取扱要項

工 学 部 長 伺 定

(目 的)

1 この要項は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号）第35条第1項の規定に基づき、本学・工学部に在学する学生が工学部における転学科を志願する時の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学科の申請手続き)

2 転学科の申請手続きは、以下のとおりとする。

工学部における転学科を志願する学生（以下「転学科志願学生」という。）は、転学科を志願する年の3月1日までに、転学科願（別記様式1）を工学部長に提出するものとする。

(転学科申請の資格)

3 転学科志願学生は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 転学科を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学年限が1年以上であること。
- (3) 過去に転学部及び転学科を行っていないこと。

(転学科学生の受入れ要件)

4 転学科の受入れ要件は以下のとおりとする。

- (1) 転学科の受入れ年次は2年次とする。
- (2) 転学科を許可する学生数は、2年次の受入れコース（建設社会工学科においては学科）において、教育に支障のない範囲内で若干名とする。
- (3) 1年次の必修科目はすべて修得し、人文社会系科目を6単位以上修得しなければならない。  
また、各受入れコース（建設社会工学科においては学科）が別途定める基準を満たすこと。
- (4) 学科内の履修コースの決定とは別に行う。
- (5) 昼間コースと夜間主コースとの間では行わない。

(選 考)

5 選考は、転学科志願学生が志望する受入れコース（建設社会工学科においては学科）で行い、教務委員会で審議し判定する。

(通 知)

6 転学科の判定結果は、申請のあった年度の3月31日までに、本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

# 転 学 科 願

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人（氏名）		㊟
現住所		
保証人（氏名）		㊟
現住所		

このたび、下記理由により転学科したいので、許可願います。

## 記

○ 学科（コース）志願先

○ 理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

情  
報  
工  
学  
部



# 1. 九州工業大学情報工学部学修細則

〔平成8年12月18日〕  
九工大細則第8号

最終改正 平成19年2月28日 九工大細則第3号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第11章（教育課程及び履修方法等）及び第12章（卒業及び学位）に基づき、情報工学部における教育課程の編成、その履修方法、修了の要件、単位の授与等に関し、必要な事項を定めるとともに、学則第42条（除籍）及び第61条（懲戒）を情報工学部において適用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(学習・教育目標)

第2条 情報工学部は、九州工業大学が掲げる「技術に堪能なる士君子の養成」という教育目標を、情報工学の分野において実現するための教育を行う。

2 情報工学部の5学科及び共通講座は、この教育目標を各々の教育分野において実現するため、各々が行う教育に関する学習・教育目標を具体的に設定し、広く学内外に公表する。

3 情報工学部は、5学科及び共通講座が設定する学習・教育目標の達成状況に関して、定期的に点検と評価を行い、その結果を広く学内外に公表する。

4 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望を把握するための調査を行い、前項の点検と評価の結果と合わせて、学習・教育目標の見直しを行う。

(教育課程)

第3条 教育課程は、学習・教育目標に基づいて設計し、学習・教育目標を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望に関する調査の結果及び学習・教育目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、教育課程の見直しを行う。

(シラバス)

第4条 シラバス（授業計画書）は、情報工学部が開設する各々の授業科目について、各開講年度ごとに作成し、広く学内外に公表する。

2 シラバスには、各々の授業科目について、授業の概要、教育課程における位置付け、授業計画（授業項目）、授業方法、達成目標（学習・教育目標との関連）、成績評価の基準及び評価方法、教科書等の項目を記載する。

3 各々の授業科目の担当教員は、シラバスの設定に基づいて授業を実施し、シラバスに設定された成績評価の基準及び評価方法により成績評価を行う。

4 情報工学部は、授業アンケート等により得られる学生の意見や要望及び学習・教育目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、シラバスの設定の見直しを行う。

(履修課程表)

第5条 情報工学部の教育課程が開設する授業科目は、人間科学科目区分、自然科学科目区分、情報科目区分及び対象分野科目区分の4つの科目区分に分類される。

2 人間科学科目区分は、学部共通の教育課程であり、その履修課程表は別表1のⅠに定める。

3 自然科学科目区分、情報科目区分及び対象分野科目区分は、各学科が個別に編成する教育課程であり、その履修課程表は、別表1のⅡに定める。

4 3年次編入生のための履修課程表は、これらとは別に、別表2に定める。

(授業科目の単位区分及び履修年次)

第6条 教育課程の編成に基づいて、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目の3つの単位区分に分類し、また、各授業科目を1年次から4年次までの各履修年次に配当する。

2 学生は、必修科目については、自分が在籍する年次を超える履修年次の授業科目を履修することはできない。

3 学生は、選択必修科目及び選択科目については、自分が在学した期間の合計年数を超える履修年次の科目を履修することはできない。

(教育課程の修了要件)

第7条 情報工学部における教育課程を修了するには、4年以上在学し、第5条に定める履修課程表に従って授業科目を履修し、別表4に定める単位数を修得しなければならない。

2 3年次編入生が情報工学部における教育課程を修了するには、2年以上在学し、第5条に定める履修課程に従って授業科目を履修し、別表4に定める単位数を修得しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項（平成12年10月25日制定）に定める早期卒業の要件を満たす場合には、3年以上の在学により情報工学部における教育課程を修了することができる。

(進級の要件)

第8条 学生は、3年次に進級するためには、2年以上在学し、別表5に定める3年次進級要件を満たさねばならない。

2 学生は、4年次に進級するためには、3年以上在学し、別表5に定める4年次進級要件を満たさねばならない。

3 3年次編入生は、4年次に進級するためには、3年次に1年以上在学し、別表6に定める4年次進級要件を満たさねばならない。

4 前3項の規定にかかわらず、病気による休学又は海外留学等の正当な事由があり、かつ、教育上有益であると学務委員会が認める場合には、進級の要件を満たしていない場合であっても、上級年次への進級を許可することができる。

(履修申告)

第9条 学生は、各学期において履修しようとする授業科目について、その学期の履修申告期間内に履修申告を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修申告締切り期日までは、履修申告カード（別記様式第1号）を学務係に提出することにより、履修申告を行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修申告又は修正申告を行うことができなかった場合、学生は所属学科の学務委員の許可を得た上で、期間外履修申告カード（別記様式第2号）を学務係に提出することにより、履修申告又は修正申告を行うことができる。

(履修申告の取消し)

第10条 学生は、履修申告した授業科目の履修を取りやめにする場合には、履修申告期間の約1ヵ月後に設定される履修申告取消し期日までに、履修申告取消しカード（別記様式第3号）を学務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修申告取消し期日までは、履修申告の取消しを行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修申告の取消しを行うことができなかった場合、学生は所属学科の学務委員の許可を得た上で、履修申告カードを学務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うことができる。

(履修申告の制限)

第11条 学生は、既に修得した授業科目及び単位認定を受けた授業科目については、履修申告を行うことはできない。

- 2 学生は、各学期について、合計が24単位を超える単位数の授業科目を履修申告することはできない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、この単位数の合計には含めない。
- 3 履修申告する学生数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合、一部の学生の履修を許可しないことがある。その場合、学生は授業科目を担当する教員の指示に従って、修正申告期間内に修正申告を行わなければならない。  
(履修申告の制限に関する特例)

第12条 学生が第6条第2項及び第3項に規定する年次より上級の履修年次の授業科目の履修を希望し、かつ、所属学科の学務委員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上級年次の授業科目の履修願（別記様式第4号）を履修申告期間内に学務係に提出することにより、上級年次の授業科目を履修することができる。

- 2 第11条第2項の規定にかかわらず、学生が24単位を超える授業科目の履修を希望し、かつ、所属学科の学務委員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上限単位数を超える授業科目の履修願（別記様式第5号）を履修申告期間内に学務係に提出することにより、24単位を超える授業科目を履修することができる。  
(成績評価)

第13条 履修申告を行って履修した授業科目については、その授業科目の担当教員が、シラバスに記載されている成績評価の基準及び評価方法により成績評価を行い、評価結果を100点満点で表示する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生が正当な事由がなく総授業時間数の3分の2以上の授業に出席しなかった場合、その授業科目の成績評価は0点とする。
- 3 成績評価を標語で表示する場合には、次の基準に従う。

秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不合格	0点～59点

- 4 成績評価に用いられた主要な資料（試験問題、試験答案、レポート課題、提出レポート等）は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として一定期間保存される。
- 5 個別の授業科目の成績評価に対して不満があり、担当教員の説明に納得できない場合、学生は、成績評価に対する異議申し立て書（別記様式第6号）を情報工学部長に提出することができる。

(単位の授与等)

第14条 成績評価の結果を合否の種別により表示する場合には、次の基準に従う。

合格	60点～100点
再試験	再試験を行った上で最終的な成績評価を行う。
不合格	0点～59点

- 2 合格と判定された授業科目については、履修課程表に規定されている単位数が与えられる。
- 3 学生は、合否判定の結果にかかわらず、履修した授業科目の成績評価の取消しを求める事はできない。

(再試験)

第15条 再試験は、授業科目の総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して60点未満の成績評価を受けた学生のうち、授業科目の担当教員が教育上有益であると認めた学生を対象として実施される。

- 2 最終的な成績評価を定める上での再試験の得点の利用方法については、その授業科目のシラバスの成績評価の基準及び評価方法の項目に規定する。
- 3 再試験は、原則として、その授業科目が開講された学期内に実施し、その学期内に最終的な合否の判定結果を学生に通知する。

(他学科の授業科目の履修)

第16条 所属学科の履修課程表に含まれない授業科目（他学科科目）の履修を希望する学生は、所属学科の学務委

員及び当該授業科目の担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に他学科科目履修願（別記様式第7号）を学務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、対象分野科目区分の選択科目として取り扱われる。

（他学部の授業科目の履修）

第17条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、所属学科の学務委員及び当該授業科目の担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に他学部の科目の履修願（別記様式第8号）を学務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、その授業科目の内容に応じた科目区分の選択科目として取り扱われる。

（大学院の授業科目の履修）

第17条の2 大学院情報工学研究科の授業科目の履修を希望する学生は、所属学科の学務委員及び当該授業科目の担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に履修申告カードを学務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修できる授業科目は、別に定める。

3 履修申告できる学生は3年次以上の者とし、修得できる単位数は卒業までに6単位までとする。

4 第1項の規定により履修を許可された授業科目は、卒業要件には加算されない。

（教職課程）

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする学生は、別表7に定める教職課程の授業科目を履修しなければならない。

（外国人留学生の人間科学科目の履修に関する特例）

第19条 学則第67条（外国人留学生）第2項に規定されている日本語科目及び日本事情に関する科目の外国人留学生による履修及び単位の修得に関しては、九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則（平成5年九工大細則第1号）による。

（他大学等における授業科目の履修及び単位認定）

第20条 他大学等において履修した授業科目で、学則第40条、第51条及び第52条の規定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したと認定される授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により、認定された情報工学部の授業科目の単位が与えられる。

2 認定された授業科目については、成績評価を行わない。

（既修得単位の認定）

第21条 本学に入学又は転入学する以前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目で、学則第32条、第33条及び第53条の規定により、情報工学部における入学後の授業科目の履修により修得したと認定される授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により、認定された情報工学部の授業科目の単位が与えられる。

2 3年次編入生を対象とした既修得単位の認定に関しては、別に定める。

3 学生は、単位認定取下げ願（別記様式第9号）を学務係に提出することにより、認定された授業科目の認定を取り下げることができる。

4 認定された授業科目については、成績評価を行わない。

5 転学部又は転学科をした学生の既修得単位の認定は、前項までの規定を準用する。

（GPAによる総合成績の評価）

第22条 学生の総合的な成績は、GPA（Grade Point Average）を用いて評価する。

2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点～100点	4.0
85点～89点	3.5

80点～ 84点	3.0
75点～ 79点	2.5
70点～ 74点	2.0
65点～ 69点	1.5
60点～ 64点	1.0
0点～ 59点	0

3 第20条及び第21条の規定により単位認定された授業科目並びに卒業要件に加算されない授業科目は、GPAの計算の対象には含めない。

4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

(授業アンケート)

第23条 情報工学部は、開講する各々の授業科目について、その授業内容及び授業方法に対する学生の感想や意見、要望を把握し、それを受けて授業内容及び授業方法の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施する。

2 授業アンケートに対する学生の回答を集計・分析した結果は学内に公開される。ただし、個々の学生の回答は開示されない。

3 授業に対する全ての学生の感想や意見、要望を正確に把握する必要があるため、授業アンケートの対象となる授業科目を履修している学生は、授業アンケートには必ず回答しなければならない。

(指導教員及び学年担当教員)

第24条 勉学に関する学生への支援を目的として、各々の学生に対して1人の指導教員を割り当て、各学科の各学年に対して1人の学年担当教員を割り当てる。

2 指導教員は、担当する学生に関する教務情報を閲覧することができ、閲覧した情報に基づいて、学生の勉学を助け、学生の勉学意欲の増進を図ることを目的とした助言を行う。

3 各学科の学年担当教員は、学科の学務委員を補佐して、担当する学年の教育が円滑に実施されることを目的とした勉学上の学生支援、各種ガイダンスの実施、進級が困難な学生に対する勉学上の指導、学生からの要望への対応等を行う。

(学力不振者の除籍)

第25条 2年次の学生で、連続する2年間において、必修科目、選択必修科目、選択科目及び教職課程の授業科目の単位を合計して30単位以上修得しなかった者は、学力不振で成業の見込みのない者として、学則第42条第6号の適用対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、病気による休学又は海外留学等の正当な事由があると学務委員会が認めた場合には、学則第42条第6号の適用対象とはしない。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第26条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修申告した授業科目の全部又は一部について、その成績評価を0点とし、単位を与えない。

2 特に悪質な不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第61条第2項の適用対象とする。

附 則 (平成19年九工大細則第3号) ; 最終改正分

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則の規定にかかわらず、平成19年3月31日に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年4月1日以後に在学者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者に係る教育課程の編成、履修方法、修了要件、単位の授与等については、なお従前の例による。

別表 1 (第 5 条関係)

I 各学科共通履修課程表

1 人間科学科目

① 人文社会系

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
入門 科 目	日本語学入門 I		2		2									
	日本語学入門 II		2			2								
	文化人類学入門 I		2		2									
	文化人類学入門 II		2			2								
	健康科学入門		2			2								
	社会学入門 I		2		2									
	社会学入門 II		2			2								
	法学入門 I		2		2									
	法学入門 II		2			2								
	経済学入門 I		2		2									
経済学入門 II		2			2									
講 義 科 目	日本語学 A		2				(2)		(2)					
	日本語学 B		2				(2)		(2)					
	日本語学 C		2					(2)		(2)				
	日本語学 D		2					(2)		(2)				
	文化人類学 A		2				(2)		(2)					
	文化人類学 B		2				(2)		(2)					
	文化人類学 C		2					(2)		(2)				
	文化人類学 D		2					(2)		(2)				
	心理学 A		2				(2)		(2)					
	心理学 B		2				(2)		(2)					
	心理学 C		2					(2)		(2)				
	心理学 D		2					(2)		(2)				
	文化史 A		2					(2)		(2)				
	文化史 B		2					(2)		(2)				
	文化史 C		2						(2)		(2)			
	文化史 D		2						(2)		(2)			
	社会学 A		2					(2)		(2)				
	社会学 B		2					(2)		(2)				
	社会学 C		2						(2)		(2)			
	社会学 D		2						(2)		(2)			
法学 A		2					(2)		(2)					
法学 B		2					(2)		(2)					
法学 C		2						(2)		(2)				
法学 D		2						(2)		(2)				

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
講 義 科 目	経 済 学 A		2				(2)		(2)				
	経 済 学 B		2				(2)		(2)				
	経 済 学 C		2					(2)		(2)			
	経 済 学 D		2					(2)		(2)			
	科 学 史 A		2				(2)		(2)				
	科 学 史 C		2					(2)		(2)			
	地 理 学 A		2				(2)		(2)				
	地 理 学 B		2				(2)		(2)				
	地 理 学 C		2					(2)		(2)			
	地 理 学 D		2					(2)		(2)			
	映 像 文 化 論 A		2				(2)		(2)				
	映 像 文 化 論 C		2					(2)		(2)			
人 間 情 報 科 目	言 語 分 析 法		2						(2)	(2)			
	認 知 言 語 学 入 門		2						(2)	(2)			
	運 動 ・ 人 間 機 械 論		2						(2)	(2)			
	運 動 行 動 情 報 論		2						(2)	(2)			
	自 然 言 語 理 論		2						(2)	(2)			
	情 報 倫 理		2						(2)	(2)			
	情 報 媒 体 論		2						(2)	(2)			
	比 較 文 化 論		2						(2)	(2)			
	ゲ ー ム 理 論		2						(2)	(2)			
	コ ン ピ ュ ー タ 革 命 と 現 代 社 会		2						(2)	(2)			
	情 報 法 学		2						(2)	(2)			
情 報 人 類 学		2						(2)	(2)				
英 米 文 化 論		2						(2)	(2)				
計		120											

② 言語系

学科目	授 業 科 目			単 位			授 業 時 数								備 考
				必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年		
							前	後	前	後	前	後	前	後	
英 語	英 語 I	1			2	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]				
	英 語 II	1			2	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]	[2]				
	英 語 III	1					2	[2]	[2]	[2]	[2]				
	英 語 IV	1					2	[2]	[2]	[2]	[2]				
	英 語 V		1					(2)		(2)					
	英 語 VI		1						(2)		(2)				
	英 語 A		1					(2)		(2)					
	英 語 B		1						(2)		(2)				
	英 語 C		1					(2)		(2)					
	英 語 D		1						(2)		(2)				
	英 語 E		1					(2)		(2)					
	英 語 F		1						(2)		(2)				
	英 語 G		1					(2)		(2)					
	英 語 H		1						(2)		(2)				
	英 語 I		1					(2)		(2)					
	英 語 J		1						(2)		(2)				
	英 語 K		1					(2)		(2)					
	英 語 L		1						(2)		(2)				
	英 語 M		1					(2)		(2)					
英 語 N		1						(2)		(2)					
英 語 O			1				(2)		(2)						
英 語 P			1					(2)		(2)					
新 修 外 国 語	言 葉 と 文 化 I	1			2										
	言 葉 と 文 化 II (ドイツ)			1		2									
	言 葉 と 文 化 II (フランス)			1		2									
	言 葉 と 文 化 II (中国)			1		2									
	ド イ ツ 語 I			1			2								
	ド イ ツ 語 II			1				2							
	ド イ ツ 語 III			1						2					
	ド イ ツ 語 IV			1							2				
	フ ラ ン ス 語 I			1			2								
	フ ラ ン ス 語 II			1				2							
	中 国 語 I			1			2								
	中 国 語 II			1				2							
	中 国 語 III			1						2					
中 国 語 IV			1							2					
日 本 語 表 現 技 法	日 本 語 表 現 技 法 A			1			(2)		(2)						
	日 本 語 表 現 技 法 B			1				(2)		(2)					
計				5	16	17									

(注)

- 英 語：1. I、II、III及びIVの〔2〕部分は、(以前不合格となったために)再度履修する人のみ履修できる。  
 2. 選択必修及び選択の英語の受講については、必修の英語全てを修得済みでなければならない。
- 新修外国語：1. 各言語のIIを履修するには、同じ言語のIの単位を修得済みでなければならない。  
 2. 各言語のIIIの受講には、同じ言語のIIの単位を修得済みであることが望ましい。  
 3. 各言語のIVの受講には、同じ言語のIIIの単位を修得済みであることが望ましい。

③ 健康・スポーツ科学系

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
運 動 科 学 I (実技)	1			2									
健康・スポーツ科学論演習	1				2								
運 動 科 学 II (実技)	1					2							
運 動 科 学 III (実技)	1						2						
運 動 科 学 IV (実技)			1					(2)		(2)			
計	4		1										

④ 認定科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
人間科学科目区分認定科目													

2 総合科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
総 合 科 目 I			2										
総 合 科 目 II			1										適 時
総 合 科 目 III			1										
計			4										

3 情報科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
情 報 職 業 論			2					2					
情 報 産 業 職 業 論			2					2					
情報メディアとコミュニケーション			2					2					
産 業 組 織 論			2					(2)		(2)			
計			8										

4 早期卒業科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
特 別 卒 業 研 究	4								12				
計	4								12				

学則第58条に該当する場合のみ履修可

## II 各学科別履修課程表

### 1 知能情報工学科

#### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数 学	離 散 数 学	2			2									
	線 形 代 数 I	2			2									
	線 形 代 数 II	2				2								
	数 学 演 習 II A		1				2							
	解 析 I	2			2									
	解 析 II	2				2								
	応 用 解 析		2				2							
	確 率 ・ 統 計	2					2							
物 理	微 分 方 程 式		2					2						
	数 学 演 習 I A		1			2								
	基 礎 物 理 学 I	2			2									
	基 礎 物 理 学 II	2				2								
基 礎 実 験	現 代 物 理 学 I		2				2							
	現 代 物 理 学 II		2					2						
	情 報 工 学 基 礎 実 験 I	1				3								
	情 報 工 学 基 礎 実 験 II A	1					3							
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	計	18	10											

#### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情 報 基 礎 科 目	計 算 機 リ テ ラ シ ー A	1			2									
	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2			4									
	デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ズ ム	2				4								
	プ ロ グ ラ ム 設 計	2					4							
	計 算 機 シ ス テ ム I	2			2									
	計 算 機 シ ス テ ム II	2				2								
情 報 専 門 科 目	論 理 数 学 A	2			2									
	グ ラ フ 理 論		2				2							
	論 理 回 路	2				2								
	人 工 知 能 基 礎 A	2					2							
	オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2				2								
	オ ブ ジ ェ ク ト 指 向 プ ロ グ ラ ミ ン グ ・ 演 習	2						4						
	ア ル ゴ リ ズ ム 設 計 A		2				2							
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ A		2				2							
	デ ー タ ベ ー ス 理 論		2						2					
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム		2						2					
	ソ フ ト ウ ェ ア 設 計	2							2					
	計 算 量 理 論		2						2					
	デ ィ ジ タ ル シ ス テ ム 設 計		2					2						
	計 算 理 論		2					2						
情 報 理 論 A		2						2						
計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク	2						2							
プ ロ グ ラ ミ ン グ 言 語 処 理 系	2						2							
	情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	計	27	18											

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
知能情報工学基礎演習Ⅰ	1			2									
知能情報工学基礎演習Ⅱ			1			2							
論 理 と 証 明		2						2					推論
人工知能プログラミング・演習	2							4					
パ タ ー ン 理 解		2						2					メディア
知 識 ベ ー ス		2							2				推論
プ ロ グ ラ ム 理 論		2							2				推論
知能情報工学特別講義			1						2				
生体情報システムA			2						2				
認 知 科 学			2					2					
コンピュータビジョンA		2							2				メディア
コンピュータグラフィックスA		2							2				メディア
言 語 処 理 工 学		2						2					メディア
言 語 デ ー タ 工 学		2							2				メディア
知能システム設計論		2						2					推論
ソフトウェア工学A			2						2				
推 論 と 学 習		2							2				推論
音 声 工 学			2							2			
シ ス テ ム 制 御			2						2				
知能情報工学実験演習Ⅰ	1					3							
知能情報工学実験演習Ⅱ	1							3					
知能情報工学実験演習Ⅲ	2								6				
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1										
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2			(2)		(2)					
卒 業 研 究	8									6	18		
情 報 関 連 法 規	2							2					
知 的 財 産 概 論			2					(2)	(2)				
マルチメディア通信概論			2					2					
通 信 理 論			2					2					
行 政 情 報 概 論			2							2			
技 術 者 倫 理 A	2							2					
対象分野科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
計	19	20	23										

注) 対象分野の選択必修科目のうち、推論分野から最低4単位(2科目)、メディア分野から最低4単位(2科目)履修しなければならない。

## 2 電子情報工学科

### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数  学	解 析 I	2			2									
	解 析 II	2				2								
	線 形 代 数 I	2			2									
	線 形 代 数 II	2				2								
	離 散 数 学	2			2									
	微 分 方 程 式		2			2								
	応 用 数 学	2					2							
	応 用 解 析 学	2					2							
	数 理 統 計			2				2						
確 率 論			2				2							
物 理	基 礎 物 理 学 I	2			2									
	基 礎 物 理 学 II E	2				2								
	電 磁 気 学 I ・ 同 演 習	2					4							
	現 代 物 理 学 I		2				2							
化 学	化 学 I		2		2									
	化 学 II			2		2								
基 礎 実 験	情 報 工 学 基 礎 実 験 I	1				3								
	情 報 工 学 基 礎 実 験 II E	1					3							
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	計	22	6	6										

### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情 報 基 礎 科 目	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2			4									
	電 子 情 報 工 学 入 門	1			2									
	デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ズ ム	2				4								
	プ ロ グ ラ ム 設 計	2					4							
	計 算 機 シ ス テ ム I	2			2									
	計 算 機 シ ス テ ム II	2				2								
情 報 専 門 科 目	論 理 設 計		2				2							
	オ ー ト マ ト ン 理 論		2				2							
	論 理 シ ス テ ム 設 計		2				2							
	ア ル ゴ リ ズ ム 設 計 E		2					2						
	デ ー タ ベ ー ス E		2					2						
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム E		2					2						
	オ ブ ジ ェ ク ト 指 向 プ ロ グ ラ ミ ン グ			2			2							
	生 体 情 報 シ ス テ ム E			2					2					
情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 I														選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 II														選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	計	11	12	4										

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1 年		2 年		3 年		4 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
物 理 数 学 基 礎			2		2								
電 気 回 路 E	2					2							
電 磁 気 学 II		2					2						* 1
情 報 理 論 E		2					2						* 2
計 算 機 通 信 基 礎	2						2						
現 代 物 理 学 II		2					2						* 1
電 子 物 理		2						2					* 1
回 路 と シ ス テ ム		2					2						* 1・* 2
電 子 回 路 I E	2							2					
電 子 回 路 II E		2							2				* 1
通 信 理 論		2							2				* 2
半 導 体 工 学		2						2					* 1
電 子 情 報 工 学 実 験 I	1						3						
電 子 情 報 工 学 実 験 II	1							3					
磁 性 体 工 学			2						2				
電 子 マ テ リ ア ル 工 学			2						2				
ネ ッ ト ワ ー ク ア ー キ テ ク チ ャ		2						2					* 2
ネ ッ ト ワ ー ク セ キ ュ リ テ ィ			2						2				
デ ジ タ ル 信 号 処 理		2						2					* 2
デ ジ タ ル コ ン テ ン ツ			2						2				
L S I 設 計		2							2				* 1
L S I 設 計 演 習			1							2			
集 積 回 路 工 学		2						2					* 1
集 積 回 路 製 作 演 習			1							2			
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1										
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				(2)		(2)				
コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク ス E			2						2				
マ ル チ メ デ ィ ア 通 信 概 論			2							2			
通 信 機 器			2				(2)		(2)		(2)		
電 波 法 規			2						(2)		(2)		
知 的 財 産 概 論			2						2				
行 政 情 報 概 論			2							2			
情 報 関 連 法 規			2							2			
卒 業 研 究	8									12	12		
技 術 者 概 論	1						2						
技 術 者 倫 理 E	1							2					
電 子 情 報 セ ミ ナ ー I		1							2				* 1・* 2
電 子 情 報 セ ミ ナ ー II	1									2			
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
計	19	25	29										

注) \* 1 の科目の中から7単位以上、\* 2 の科目の中から7単位以上修得しなければならない。

### 3 システム創成情報工学科

#### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数 学	解 析 I 同 演 習	2			4									
	解 析 II	2				2								
	離 散 数 学	2				2								
	線 形 代 数 I	2			2									
	線 形 代 数 II 同 演 習	2				4								
	微 分 方 程 式	2					2							
	応 用 数 学	2					2							
物 理	確 率 論	2					2							
	運 動 工 学	2				2								
	電 磁 工 学	2				2								
化 学	光 工 学	2						2						
	化 学 I			2	2									
	自然科学科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	計	22		2										

#### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情 報 基 礎 科 目	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2			4									
	データ構造とアルゴリズム	2					4							
	プ ロ グ ラ ム 設 計	2						4						
	計 算 機 シ ス テ ム I	2				2								
	計 算 機 シ ス テ ム II	2					2							
情 報 専 門 科 目	プログラミング応用S	2				4								
	計算機リテラシーS	1			2									
	情 報 理 論 S	2					2							
	離 散 構 造 論	2					2							
	デ ー タ ベ ー ス S	2							2					
	統 計 と デ ー タ 解 析	2							2					
	コンピュータグラフィックスS		2						2					
	数 値 計 算	2							2					
	オペレーティングシステムS	2								2				
	計算機ネットワーク	2								2				
	画 像 情 報 処 理		2							2				
	情 報 シ ス テ ム 設 計		2							2				
	シ ス テ ム 最 適 論		2							2				
	知 的 財 産 概 論			2						2				
	行 政 情 報 概 論			2							2			
	情 報 関 連 法 規			2							2			
	アルゴリズム設計S	2								2				
	計 算 基 礎 論	2							2					
	通 信 工 学	2								2				
	マルチメディア工学概論		2								2			
	情報科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	計	33	10	6										

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
シ ス テ ム 創 成 入 門	1			2									
基 礎 プ ロ ジ ェ ク ト	1			2									
物 作 り プ ロ ジ ェ ク ト	1			4									
電 気 回 路	2					2							
電 子 回 路 S	2								2				
シ ス テ ム ダイ ナ ミ ッ ク ス	2						2						
シ ス テ ム 制 御 基 礎 論	2								2				
シ ス テ ム 制 御 演 習			1						2				
シ ス テ ム 制 御 設 計 論			2							2			
現 代 シ ス テ ム 制 御 論			2								2		
ロ ボ ッ ト 工 学 基 礎			2							2			
ロ ボ ッ ト 工 学			2								2		
計 測 工 学 入 門	2						2						
信 号 処 理 I	2							2					
信 号 処 理 II	2								2				
C I T E			1							2			
応 用 シ ス テ ム 工 学			2							2			
シ ス テ ム 創 成 特 論	1									2			
技 術 要 論	1									2			
脳 型 シ ス テ ム			2								2		
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1										
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				(2)		(2)				
シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 物 理	2						3						
シ ス テ ム 創 成 基 礎 実 験	1							3					
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト I		1.5							(3)	(3)			
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト II		1.5							(3)	(3)			
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト III		1.5							(3)	(3)			
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト IV		1.5							(3)	(3)			
創 作 プ ロ ジ ェ ク ト I		2									4		
創 作 プ ロ ジ ェ ク ト II		2									4		
卒 業 研 究		8										16	
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 す る
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 す る
計	22	18	17										

4 機械情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数	解析Ⅰ・同演習	2			3									
	解析Ⅱ・同演習	2				3								
	線形代数Ⅰ・同演習	2			3									
	線形代数Ⅱ・同演習	2				3								
	離散数学	2			2									
	物理数学演習		2		3									
	論理数学M		2			2								
学	微分方程式	2					2							
	確率・統計	2							2					
	基礎物理学A・同演習	2			3									
	基礎物理学B・同演習	2				3								
物理	基礎物理学C・同演習	2					3							
	現代物理学			2					2					
	情報物理学			2						2				
化学	化学Ⅰ			2	2									
	基礎実験	1				3								
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	21	4	6										

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4									
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	プログラム設計	2					4							
	計算機システムⅠ	2				2								
	計算機システムⅡ	2					2							
情報専門科目	計算機リテラシーM	2			2									
	計算モデルとアルゴリズム	2					2							
	OSとアーキテクチャ		2				2							
	AIプログラミング		2						4					
	プログラム言語の理論と実際		2						2					
	コンピュータグラフィックスM		2							2				
	データベースM		2							2				
	人工知能M		2							2				
	数値計算		2				2							
	機械情報処理		2						2					
	情報通信ネットワーク			2							2			
	情報通信ネットワーク実習			2							2			
	マルチメディア技術			2							2			
	マルチメディア技術実習			2							2			
	プログラミング応用M			2								2		
	知的財産概論			2							2			
	行政情報概論			2								2		
情報関連法規			2								2			
設計情報処理			2								2			
	情報科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	14	16	18										

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
機 械 情 報 基 礎			2	2									
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅲ	1								3				
固 体 力 学 Ⅰ	2					2							
熱 力 学		2					2						*
電 気 回 路 M ・ 同 演 習	2					3							
固 体 力 学 Ⅱ	2						2						
C A D と デ ザ イン Ⅰ	1					3							
制 御 基 礎 Ⅰ	2							2					
工 業 動 力 学		2					2						*
流 れ 学	2						2						
電 子 回 路 M			2				2						
メ カ ト ロ 材 料 学		2							2				
生 産 加 工 実 習	1					3							
熱 流 動 シ ス テ ム Ⅱ		2							2				
弾 性 力 学		2							2				
C A D と デ ザ イン Ⅱ	1						3						
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅱ	1								3				
制 御 基 礎 Ⅱ		2								2			*
シ ス テ ム 動 力 学		2							2				*
精 密 加 工 学	2								2				
シ ス テ ム 計 測		2								2			*
機 械 情 報 工 学 実 験	1									3			
機 械 数 学		2								2			
C A E ・ 演 習		2								3			
熱 流 動 シ ス テ ム Ⅰ		2								2			
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1										
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				(2)		(2)				
機 械 情 報 工 学 応 用 実 験	1									3			
機 械 情 報 工 学 特 別 講 義			2								2		
計 算 熱 流 体 工 学			2								2		
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅰ	1					3							
日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1										2		
技 術 者 倫 理 M	1										2		
卒 業 研 究	8										12	12	
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 Ⅰ													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 す る
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 Ⅱ													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 す る
計	30	22	11										

## 5 生命情報工学科

## ① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数	解析基礎・演習	2			3									
	線形代数Ⅰ	2			2									
	離散数Ⅰ	2				2								
	微分方程式	2					2							
学	応用数			2				2						
	確率・統計			2				2						
	物理学入門・演習	2			3									
物	基礎物理学	2				2								
	現代物理学		2					2						* 4
化学	基礎化学	2			2									
	基礎生物	2			2									
実	基礎実験	1				3								
	化学実験	1					3							
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	18	2	4										

## ② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	計算機システムⅠ	2			2									
	プログラミング	2			4									
	計算機システムⅡ	2				2								
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	情報ネットワーク	2					2							
	プログラム設計	2					4							
	データベースB	2						2						
	ネットワークプログラミング	2						4						
情報専門科目	コンピュータグラフィックスB	2							2					
	人工知能		2						2					* 3
	数値計算		2						2					* 3
	バイオシミュレーション		2						2					* 3
	バイオインフォマティクス		2						2					* 3
	計算機アーキテクチャ			2								2		
	ソフトウェア工学			2								2		
	画像情報機器			2							2			
	知的財産概論			2						2				
	行政情報概論			2							2			
科目	情報関連法規			2							2			
	データベース演習	1							2					
	ネットワーク演習	1							2					
	数値計算演習	1							2					
	グラフィックス演習	1							2					
	マルチメディア技術演習			1							2			
	情報科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
情報科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する	
	計	22	8	13										

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1 年		2 年		3 年		4 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
生 命 情 報 工 学 入 門	1			2									
生 命 情 報 工 学 概 論	1					2							
バ イ オ 技 術 者 倫 理	1							2					
専 門 概 要	1								2				
化 学 熱 力 学 ・ 演 習	2				3								
化 学 反 応 速 度 論		2				2							* 4
有 機 化 学	2				2								
生 物 有 機 化 学		2				2							* 4
生 体 高 分 子 学		2					2						* 4
酵 素 工 学		2						2					* 5
分 子 設 計 基 礎		2						2					* 5
機 器 分 析		2							2				* 5
分 子 生 物 学	2				2								
生 化 学	2					2							
分 子 遺 伝 学	2						2						
細 胞 生 物 学		2					2						* 4
生 体 情 報 学		2						2					* 4
脳 神 経 科 学 基 礎		2						2					* 4
生 化 数 学 ・ 演 習	2						3						
生 物 化 学 工 学		2					2						* 5
生 物 反 応 工 学		2					2						* 5
生 物 プロセスシステム工学		2						2					* 5
遺 伝 子 工 学		2						2					* 5
微 生 物 工 学		2							2				* 5
医 用 工 学		2							2				* 5
環 境 工 学		2							2				* 2
ラ イ フ サ イ エ ン ス 実 験 I	2								6				
ラ イ フ サ イ エ ン ス 実 験 II	2								6				
バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 実 験 I	2									6			
バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 実 験 II	2									6			
科 学 技 術 英 語 I		1							2				* 1
科 学 技 術 英 語 II		1								2			* 1
総 合 地 球 環 境 学		1							(2)		(2)		* 2
総 合 演 習		2								2			* 6
イ ン タ ー シ ッ プ			1										
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				(2)			(2)			
卒 業 研 究	8										12	12	
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選択科目の単位として個別に認定する
計	32	37	3										

3、4年次に開講される情報専門の選択科目及び3年次に開講される対象分野の選択科目の履修方法については、3年進級時に指示する。

注)

- ① \* 1の科目及び日本語表現技法A、Bの中から2科目以上。
- ② \* 2の科目の中から1科目以上。
- ③ \* 3の科目の中から1科目以上。
- ④ \* 4の科目の中から2科目以上。
- ⑤ \* 5の科目の中から2科目以上。
- ⑥ \* 6の科目の受講は、教職課程の学生のみに限る。3年までの全ての教職科目と本科目を修得したとき、本科目を卒業要件単位として含めることができる。また、本科目を修得すると、\* 2の選択必修科目の修得が免除される。

## 別表 2 (第 5 条関係)

### I 3 年次編入学生の人間科学科目区分の履修方法 (各学科共通)

3 年次編入学生は、1 年次から入学する学生のための教育課程に設けられている人間科学科目区分の授業科目 (別表 1 の I) を履修することができる。ただし、英語 I、II、III 及び IV については、〔2〕として再履修者向けに開講している授業しか履修できない。

人間科学科目区分の授業科目の修得単位は、同別表に定められている各授業科目の単位区分にかかわらず、すべて選択科目として単位に加算される。

(注意) 3 年次編入学生のための各学科別履修課程表中、授業年次を「3・4 年」としている科目は、1・2 年生が対象となっているが、編入学生も履修することができる科目を示している。

## II 3年次編入学生のための各学科別履修課程表

### 1 知能情報工学科

#### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数 学	離 散 数 学	2			2							
	線 形 代 数 I	2			2							
	線 形 代 数 II		2			2						
	数 学 演 習 I A		1			2						
	解 析 I	2			2							
	解 析 II		2			2						
	応 用 解 析		2		2							
	確 率 ・ 統 計	2			2							
物 理	微 分 方 程 式		2			2						
	数 学 演 習 II A		1		2							
	基 礎 物 理 学 I	2			2							
	基 礎 物 理 学 II		2			2						
基礎 実験	現 代 物 理 学 I		2		2							
	現 代 物 理 学 II		2			2						
基礎 実験	情 報 工 学 基 礎 実 験 I	1				3						
	情 報 工 学 基 礎 実 験 II A	1			3							
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 I											選 択 必 修 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 II											選 択 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
計		12	16									

#### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報 基礎 科目	計 算 機 リ テ ラ シ ー A		1		2							
	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2			4							
	デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ズ ム	2				4						
	プ ロ グ ラ ム 設 計	2			4							
	計 算 機 シ ス テ ム I	2			2							
	計 算 機 シ ス テ ム II		2			2						
情報 専 門 科 目	論 理 数 学 A		2		2							
	論 理 回 路		2			2						
	人 工 知 能 基 礎 A		2		2							
	オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論		2			2						
	オ ブ ジ ェ ク ト 指 向 プ ロ グ ラ ミ ン グ ・ 演 習		2			4						
	ア ル ゴ リ ズ ム 設 計 A		2			2						
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ A		2		2							
	デ ー タ ベ ー ス 理 論		2				2					
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム		2				2					
	グ ラ フ 理 論		2		2							
	ソ フ ト ウ ェ ア 設 計	2					2					
	計 算 量 理 論		2				2					
	デ ィ ジ タ ル シ ス テ ム 設 計		2			2						
	計 算 理 論		2			2						
情 報 理 論 A		2				2						
計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク		2			2							
プ ロ グ ラ ミ ン グ 言 語 処 理 系		2			2							
	情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 I											選 択 必 修 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
	情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 II											選 択 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
計		10	35									

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 年 次 及 び 授 業 時 数						備 考
	必 修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
知能情報工学基礎演習Ⅰ		1		2						
知能情報工学基礎演習Ⅱ			1	2						
論 理 と 証 明		2				2				推論
人工知能プログラミング・演習	2					4				
パ タ ー ン 理 解		2				2				メディア
知 識 ベ ー ス		2					2			推論
プ ロ グ ラ ム 理 論		2					2			推論
知能情報工学特別講義			1				2			
生体情報システムA			2				2			
認 知 科 学			2			2				
コンピュータビジョンA		2					2			メディア
コンピュータグラフィックスA		2					2			メディア
言 語 処 理 工 学		2				2				メディア
言 語 デ ー タ 工 学		2					2			メディア
知能システム設計論		2				2				推論
ソフトウェア工学A			2				2			
推 論 と 学 習		2					2			推論
音 声 工 学			2					2		
シ ス テ ム 制 御			2				2			
知能情報工学実験演習Ⅰ		1			3					
知能情報工学実験演習Ⅱ	1						3			
知能情報工学実験演習Ⅲ	2							6		
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1							
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				2			
卒 業 研 究	8							6	18	
情 報 関 連 法 規	2						2			
知 的 財 産 概 論			2			(2)	(2)			
マ ル チ メ デ ィ ア 通 信 概 論			2			2				
通 信 理 論			2			2				
行 政 情 報 概 論			2					2		
電 子 情 報 概 論			2			(2)		(2)		
シ ス テ ム 創 成 概 論			2				(2)		(2)	
機 械 情 報 概 論			2				(2)		(2)	
生 命 科 学 概 論			2			(2)		(2)		
技 術 者 倫 理 A	2					2				
対象分野科目区分認定科目Ⅰ										選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する
計	17	22	31							

注) 対象分野の選択必修科目のうち、推論分野から最低4単位(2科目)、メディア分野から最低4単位(2科目)履修することが望ましい。

## 2 電子情報工学科

### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数 学	解 析 I	2			2							
	解 析 II		2			2						
	線 形 代 数 I	2			2							
	線 形 代 数 II		2			2						
	離 散 数 学			2	2							
	微 分 方 程 式		2			2						
	応 用 数 学	2			2							
	応 用 解 析 学		2		2							
	数 理 統 計			2	2							
確 率 論			2	2								
物 理	基 礎 物 理 学 I	2			2							
	基 礎 物 理 学 II E		2			2						
	電 磁 気 学 I ・ 同 演 習	2			4							
	現 代 物 理 学 I		2		2							
化 学	化 学 I		2		2							
	化 学 II			2		2						
基礎 実験	情 報 工 学 基 礎 実 験 I	1				3						
	情 報 工 学 基 礎 実 験 II E	1			3							
	自然科学科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
計		12	14	8								

### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報 基礎 科目	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2			4							
	データ構造とアルゴリズム	2				4						
	プ ロ グ ラ ム 設 計		2		4							
	計 算 機 シ ス テ ム I	2			2							
	計 算 機 シ ス テ ム II		2			2						
情報 専 門 科 目	論 理 設 計		2		2							
	論 理 数 学 E		2			2						
	オ ー ト マ ト ン 理 論		2			2						
	論 理 シ ス テ ム 設 計		2			2						
	ア ル ゴ リ ズ ム 設 計 E		2					2				
	デ ー タ ベ ー ス E		2				2					
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム E		2					2				
	ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 E			2				2				
生 体 情 報 シ ス テ ム E			2				2					
	情報科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
計		6	18	4								

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 年 次 及 び 授 業 時 数						備 考
	必 修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
電 子 情 報 工 学 入 門			1	2						
電 気 回 路 I E	2			2						
電 磁 気 学 II		2			2					
情 報 理 論 E		2					2			
計 算 機 通 信		2			2					
現 代 物 理 学 II		2			2					
電 子 物 理		2					2			
電 気 回 路 II E		2			2					
電 子 回 路 I E		2					2			
電 子 回 路 II E		2						2		
通 信 理 論		2					2			
半 導 体 工 学		2					2			
電 子 情 報 工 学 実 験 I	1						3			
電 子 情 報 工 学 実 験 II	1							3		
磁 性 体 工 学			2					2		
情 報 ネットワーク E			2				2			
信 号 処 理 論			2				2			
L S I 回 路			2					2		
集 積 回 路 設 計			2					2		
集 積 回 路 演 習			1						2	
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1							
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2					2		
コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク ス E			2				2			
マ ル チ メ デ ィ ア 通 信 概 論			2						2	
通 信 機 器			2				(2)		(2)	
電 波 法 規			2				(2)		(2)	
知 的 財 産 概 論			2				(2)		(2)	
行 政 情 報 概 論			2						2	
情 報 関 連 法 規			2						2	
卒 業 研 究	8								12	12
技 術 者 概 論	1			2						
技 術 者 倫 理 E	1				2					
電 子 情 報 セ ミ ナ ー I		1					2			
電 子 情 報 セ ミ ナ ー II		1						2		
知 能 情 報 概 論			2					(2)	(2)	
シ ス テ ム 創 成 概 論			2					(2)	(2)	
機 械 情 報 概 論			2					(2)	(2)	
生 命 科 学 概 論			2				(2)		(2)	
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I										選 択 必 修 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II										選 択 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
計	14	22	37							

### 3 システム創成情報工学科

#### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数  学	解 析 I 同 演 習	2			4							
	解 析 II		2			2						
	離 散 数 学	2				2						
	線 形 代 数 I		2		2							
	線 形 代 数 II 同 演 習	2				4						
	微 分 方 程 式		2		2							
	応 用 数 学		2		2							
物 理	確 率 論	2			2							
	運 動 工 学		2			2						
	電 磁 工 学		2			2						
化 学	光 工 学		2			2						
	化 学 I		2		2							
	自然科学科目区分認定科目 I											
	自然科学科目区分認定科目 II											選択必修科目の単位として個別に認定する
	計	8	16									選択科目の単位として個別に認定する

#### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報 基 礎 科 目	プ ロ グ ラ ミ ン グ		2		4							
	データ構造とアルゴリズム		2		4							
	プ ロ グ ラ ム 設 計		2			4						
	計 算 機 シ ス テ ム I		2			2						
	計 算 機 シ ス テ ム II		2		2							
情 報 専 門 科 目	プログラミング応用S		2			4						
	計算機リテラシーS		1		2							
	情 報 理 論 S		2			2						
	離 散 構 造 論		2			2						
	デ ー タ ベ ー ス S	2					2					
	統 計 と デ ー タ 解 析	2					2					
	コンピュータグラフィックスS		2				2					
	数 値 計 算	2					2					
	オペレーティングシステムS	2						2				
	計 算 機 ネットワーク	2						2				
	画 像 情 報 処 理	2						2				
	情 報 シ ス テ ム 設 計	2						2				
	知的財産概論			2			(2)			(2)		
	行政情報概論			2						2		
	アルゴリズム設計S	2						2				
	計 算 基 礎 論	2						2				
通 信 工 学	2							2				
マルチメディア工学概論		2							2			
情報科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する	
情報科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する	
	計	20	21	4								

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 年 次 及 び 授 業 時 数						備 考	
	必 修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
シ ス テ ム 創 成 入 門		1		2							
基 礎 プ ロ ジ ェ ク ト	1			2							技術者倫理に該当
物 作 り プ ロ ジ ェ ク ト		1		4							
電 気 回 路		2		2							
電 子 回 路 S	2						2				
シ ス テ ム ダイ ナ ミ ッ ク ス		2			2						
シ ス テ ム 制 御 基 礎 論	2					2					
シ ス テ ム 制 御 演 習			1			2					
シ ス テ ム 制 御 設 計 論			2				2				
現 代 シ ス テ ム 制 御 論			2					2			
ロ ボ ッ ト 工 学 基 礎			2				2				
ロ ボ ッ ト 工 学			2					2			
計 測 工 学 入 門		2		2							
信 号 処 理 I		2			2						
信 号 処 理 II	2					2					
C I T E			1			2					
応 用 シ ス テ ム 工 学			2				2				
シ ス テ ム 創 成 特 論	1						2				
脳 型 シ ス テ ム			2				2				
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1								
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				2				
シ ミ ュ レ ー シ ョ ン 演 習		1		3							
シ ス テ ム 創 成 基 礎 実 験		1			3						
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト I		1.5				(4)	(4)				
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト II		1.5				(4)	(4)				
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト III		1.5				(4)	(4)				
シ ス テ ム 創 成 プ ロ ジ ェ ク ト IV		1.5				(4)	(4)				
創 作 プ ロ ジ ェ ク ト I		2						4			
創 作 プ ロ ジ ェ ク ト II		2						4			
卒 業 研 究		8								16	
知 能 情 報 概 論			2				(2)		(2)		
電 子 情 報 概 論			2			(2)		(2)			
機 械 情 報 概 論			2				(2)		(2)		
生 命 科 学 概 論			2			(2)		(2)			
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II											選択科目の単位として個別に認定する
計	8	30	25								

#### 4 機械情報工学科

##### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数    学	解析Ⅰ・同演習	2			3							
	解析Ⅱ・同演習	2				3						
	線形代数Ⅰ・同演習	2			3							
	線形代数Ⅱ・同演習	2				3						
	離散数学	2			2							
	物理数学演習		2		2							
	論理数学M		2			2						
	微分方程式 確率・統計	2			2			2				
物理	基礎物理学A・同演習	3			5							
	基礎物理学B・同演習	3				5						
	基礎物理学C・同演習	3				5						
	現代物理学			2			2					
情報物理学			2				2					
化学	化学Ⅰ			2	2							
基礎実験	情報工学基礎実験Ⅰ	1			3							
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	24	4	6								

##### ② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業年次及び授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4							
	データ構造とアルゴリズム	2				4						
	プログラム設計	2			4							
	計算機システムⅠ	2				2						
	計算機システムⅡ	2			2							
情報専門科目	計算機リテラシーM	2			2							
	計算モデルとアルゴリズム	2				2						
	OSとアーキテクチャ		2			2						
	AIプログラミング		2				4					
	プログラム言語の理論と実際		2				2					
	コンピュータグラフィックスM		2					2				
	データベースM		2						2			
	人工知能M		2						2			
	数値計算		2				2					
	機械情報処理		2					2				
	情報通信ネットワーク			2					2			
	情報通信ネットワーク実習			2					2			
	マルチメディア技術			2					2			
	マルチメディア技術実習			2					2			
	プログラミング応用M			2						2		
	知的財産概論			2				(2)		(2)		
	行政情報概論			2						2		
情報関連法規			2						2			
設計情報処理			2						2			
	情報科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	14	16	18								

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 年 次 及 び 授 業 時 数						備 考
	必 修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
機 械 情 報 基 礎			2	2						
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅲ	1						3			
固 体 力 学	2			2						
熱 力 学		2		2						*
電 気 回 路 M・同 演 習	3			5						
固 体 力 学 演 習	1				2					
C A D と デ ザ イン I		1		3						
制 御 基 礎 I	2					2				
工 業 動 力 学		2		2						*
流 れ 学	2			2						
電 子 回 路 M			2		2					
メ カ ト ロ 材 料 学		2					2			
生 産 加 工 実 習		1		3						
熱 流 動 シ ス テ ム Ⅱ		2					2			
弾 性 力 学		2				2				
C A D と デ ザ イン Ⅱ		1			3					
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅱ	1					3				
制 御 基 礎 Ⅱ		2					2			*
シ ス テ ム 動 力 学		2			2					*
精 密 加 工 学	2				2					
シ ス テ ム 計 測		2				2				*
機 械 情 報 工 学 実 験	1					3				
機 械 数 学		2				2				
C A E ・ 演 習		2					3			
材 料 強 度 論			2					2		
熱 流 動 シ ス テ ム I		2				2				
シ ス テ ム 制 御 工 学			2					2		
ロ ボ ッ ト 工 学 M			2					2		
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト I		1			3					
実 務 教 育		1				2				
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				2			
機 械 情 報 工 学 応 用 実 験	1						3			
機 械 情 報 工 学 特 別 講 義 I			2					2		
計 算 熱 流 体 工 学			2				2			
メ カ ト ロ シ ス テ ム 設 計			1				2			
機 械 情 報 工 学 特 別 講 義 Ⅱ			2					2		
機 械 情 報 工 学 特 別 講 義 Ⅲ			2					2		
日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1							2		
技 術 者 倫 理 M	1							2		
卒 業 研 究	8							12	12	
知 能 情 報 概 論			2				(2)		(2)	
電 子 情 報 概 論			2			(2)		(2)		
シ ス テ ム 創 成 概 論			2				(2)		(2)	
生 命 科 学 概 論			2			(2)		(2)		
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I										選 択 必 修 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II										選 択 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
計	26	27	29							

## 5 生命情報工学科

### ① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数 学	解析基礎・演習		2		3							
	線形代数Ⅰ		2		2							
	離散数学		2			2						
	微分方程式		2		2							
	応用数学		2		2							
物 理	確率・統計		2		2							
	物理学入門・演習		2		3							
	基礎物理学		2			2						
化学	現代物理学		2		2							* 3
	基礎化学		2		2							
生物	基礎生物学		2		2							
	基礎生物学実験	1				3						
実験	化学実験	1			3							
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	2	22									

### ② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授業年次及び授業時数						備 考	
		必修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	計算機システムⅠ		2		2							
	プログラミング		2		4							
	計算機システムⅡ		2			2						
	データ構造とアルゴリズム		2			4						
	情報ネットワーク		2		2							
	プログラム設計		2		4							
	データベースB		2			2						
	ネットワークプログラミング		2			4						
情報専門科目	コンピュータグラフィックスB		2				2					
	人工知能		2				2					* 2
	数値計算		2				2					* 2
	バイオシミュレーション		2					2				* 2
	バイオインフォマティクス		2					2				* 2
	計算機アーキテクチャ		2							2		
	ソフトウェア工学		2							2		
	画像情報機器		2							2		
	知的財産概論		2					2				
	行政情報概論		2							2		
	情報関連法規		2							2		
	データベース演習	1						2				
	ネットワーク演習	1						2				
	数値計算演習	1							2			
	グラフィックス演習	1							2			
	マルチメディア技術演習		1							2		
計算機通論			2				2					
情報工学通論			2				2					
情報科目区分認定科目Ⅰ												選択必修科目の単位として個別に認定する
情報科目区分認定科目Ⅱ												選択科目の単位として個別に認定する
	計	4	39	4								

③ 対象分野科目

授 業 科 目	単 位			授 業 年 次 及 び 授 業 時 数						備 考
	必 修	選 必	選 択	3・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
生 命 情 報 工 学 入 門	1			2						
生 命 情 報 工 学 概 論	1			2						
バ イ オ 技 術 者 倫 理	1					2				
専 門 概 要	1						2			
化 学 熱 力 学 ・ 演 習		2			3					
化 学 反 応 速 度 論		2		2						* 3
有 機 化 学		2		2						
生 物 有 機 化 学		2		2						* 3
生 体 高 分 子 学		2		2						* 3
酵 素 工 学		2				2				* 4
分 子 設 計 基 礎		2				2				* 4
機 器 分 析		2					2			* 4
分 子 生 物 学		2		2						
生 化 学		2		2						
分 子 遺 伝 学		2		2						
細 胞 生 物 学		2		2						* 3
生 体 情 報 学		2				2				* 3
脳 神 経 科 学 基 礎		2				2				* 3
生 化 数 学 ・ 演 習		2			3					
生 物 化 学 工 学		2		2						* 4
生 物 反 応 工 学		2		2						* 4
生 物 プ ロ セ ス シ ス テ ム 工 学		2				2				* 4
遺 伝 子 工 学		2				2				* 4
微 生 物 工 学		2					2			* 4
医 用 工 学		2					2			* 4
総 合 地 球 環 境 学		1				2				* 1
環 境 工 学		2					2			* 1
ラ イ フ サ イ エ ン ス 実 験 I	2					6				
ラ イ フ サ イ エ ン ス 実 験 II	2					6				
バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 実 験 I	2						6			
バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 実 験 II	2						6			
科 学 技 術 英 語 I	1					2				
科 学 技 術 英 語 II	1						2			
総 合 演 習		2					2			
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1							
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				2			
知 能 情 報 概 論			2				(2)		(2)	
電 子 情 報 概 論			2			(2)		(2)		
シ ス テ ム 創 成 概 論			2				(2)		(2)	
機 械 情 報 概 論			2				(2)		(2)	
卒 業 研 究	8							12	12	
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I										選 択 必 修 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II										選 択 科 目 の 単 位 と し て 個 別 に 認 定 す る
計	22	47	11							

注)

- ① \* 1 の 科 目 の 中 か ら 1 科 目 以 上 修 得 す る こ と。
- ② \* 2 の 科 目 の 中 か ら 1 科 目 以 上 修 得 す る こ と。
- ③ \* 3 の 科 目 の 中 か ら 2 科 目 以 上 修 得 す る こ と。
- ④ \* 4 の 科 目 の 中 か ら 2 科 目 以 上 修 得 す る こ と。

### 別表 3 (第 7 条関係)

#### I 人間科学科目の卒業要件単位 (各学科共通)

人間科学科目で合計28単位を卒業要件単位として、32単位までを卒業要件として認める。

科目区分		卒業要件単位	備 考
人文社会系科目		14単位	
言語系科目	英 語	6 単位	必修科目の英語を 4 単位履修する 選択必修科目の英語を 2 単位履修する
	新 修 外 国 語	1 単位	言葉と文化 I を履修する
	選 択 科 目 の 英 語	この中から 3 単位	
	新 修 外 国 語		
	日 本 語 表 現 技 法		
計		10単位	
健康科学系科目		4 単位	
合 計		28単位	

## II 各学科別の卒業要件単位

### 1 知能情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	18単位
	選択必修科目	4単位以上
情報科目	必修科目	27単位
	選択必修科目	8単位以上
対象分野科目	必修科目	19単位
	選択必修科目	8単位以上。ただし、推論分野から最低4単位（2科目）以上、メディア分野から最低4単位（2科目）以上を含むこと
合計		卒業要件に加算される単位を合計して 127単位以上

### 2 電子情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	22単位
	選択科目	2単位以上
情報科目	必修科目	11単位
	選択必修科目	6単位以上
対象分野科目	必修科目	19単位
	選択必修科目	*1の科目の中から7単位以上 *2の科目の中から7単位以上
合計		卒業要件に加算される単位を合計して 127単位以上

### 3 システム創成情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	22単位
	選択必修科目	
情報科目	必修科目	33単位
	選択必修科目	6単位以上
対象分野科目	必修科目	22単位
	選択必修科目	システム創成プロジェクトI、II、III及びIVから3単位以上 上記のほか12単位中、卒業研究8単位又は創作プロジェクトI及びIIの計4単位
合計		卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上

### 4 機械情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	24単位
	選択必修科目	2単位以上
情報科目	必修科目	14単位
	選択必修科目	6単位以上
対象分野科目	必修科目	30単位
	選択必修科目	10単位以上。ただし、*印の6単位以上を含むこと
合計		卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上

## 5 生命情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	18単位
情報科目	必修科目	22単位
	選択必修科目	*3の科目の中から1科目以上
対象分野科目	必修科目	32単位
	選択必修科目	*2の科目の中から1科目以上 *5の科目の中から2科目以上
人間科学科目 対象分野科目	選択必修科目	*1の科目及び日本語表現技法A、Bの中から2科目以上
自然科学科目 対象分野科目	選択必修科目	*4の科目の中から2科目以上
合計		卒業要件に加算される単位を合計して 127単位以上

## 別表4（第7条関係）

### 3年次編入学生の各学科別卒業要件単位

#### 1 知能情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて12単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて10単位
	選択必修科目	認定単位を含めて18単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて17単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
合計		認定単位を含めて127単位以上

#### 2 電子情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて12単位
	選択必修科目	認定単位を含めて8単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて6単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて14単位
	選択必修科目	認定単位を含めて18単位以上
合計		認定単位を含めて127単位以上

### 3 システム創成情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位まで卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて8単位
	選択必修科目	認定単位を含めて14単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて20単位
	選択必修科目	認定単位を含めて19単位以上。ただし、「コンピュータグラフィックスS」又は「マルチメディア工学概論」のうち1科目を含むこと。
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて8単位
	選択必修科目	認定単位を含めて19単位以上。ただし、システム創成プロジェクトⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣのうち2科目以上、及び、創作プロジェクトⅠ及びⅡの2科目か卒業研究のいずれかを含むこと。
合計		認定単位を含めて127単位以上

### 4 機械情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて24単位
	選択必修科目	認定単位を含めて2単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて14単位
	選択必修科目	認定単位を含めて6単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて26単位
	選択必修科目	認定単位を含めて12単位以上。ただし、*印の6単位以上を必ず含むこと。
合計		認定単位を含めて127単位以上

## 5 生命情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて2単位
	選択必修科目	認定単位を含めて18単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて4単位
	選択必修科目	認定単位を含めて14単位以上。ただし、*2の科目の中から1科目以上含むこと。
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて22単位
	選択必修科目	認定単位を含めて12単位以上。ただし、*1の科目の中から1科目以上及び*4の科目の中から2科目以上含むこと。
自然科学科目 対象分野科目	選択必修科目	*3の科目の中から2科目以上
合 計		認定単位を含めて127単位以上

## 別表5（第8条関係）

### I 各年次への進級要件

3年次進級要件	卒業要件に加算される単位を70単位以上修得すること
4年次進級要件	卒業要件に加算される単位を110単位以上修得し、さらに、各学科が各科目区分ごとに定める別表Ⅱの要件単位を修得すること

### Ⅱ 各科目区分ごとの4年次進級要件

学科区分	修得すべき単位数又は授業科目	
各学科共通	人間科学科目	24単位
知能情報工学科	自然科学科目	必修科目18単位
	情報科目 対象分野科目	・2年次までの必修科目 ・3年次の実験演習科目（必修科目）
電子情報工学科	自然科学科目	・必修科目 22単位 ・選択必修科目 2単位以上
	情報科目	・3年次までの必修科目 11単位 ・選択必修科目 6単位以上
	対象分野科目	・2年次までの必修科目 ・3年次の実験科目（電子情報セミナーⅡを含む。） ・*1の科目の中から7単位以上、*2の科目の中から7単位以上
システム創成情報工学科	自然科学科目	・必修科目 22単位
	情報科目	・3年次までの必修科目のうち27単位以上 ・選択必修科目 4単位以上
	対象分野科目	・3年次までの必修科目 ・3年次までの選択必修科目 3単位以上
機械情報工学科	自然科学科目	・2年次までの必修科目 ・3年次の実験・プロジェクト科目（必修科目）
	情報科目	
	対象分野科目	
生命情報工学科	自然科学科目	・必修科目 18単位
	情報科目	・2年次までの必修科目
	対象分野科目	・3年次の実験・演習科目（必修科目）

別表6（第8条関係）

3年次編入学生の各学科別4年次進級要件

学 科 名	修 得 す べ き 単 位 数 又 は 授 業 科 目
知 能 情 報 工 学 科	3年次に履修すべきすべての実験演習科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
電 子 情 報 工 学 科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
シ ス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
機 械 情 報 工 学 科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
生 命 情 報 工 学 科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上

## 別表 7 (第18条関係)

### 教職課程

数学及び情報の免許を取得できる学科

(知能情報工学科、電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科、生命情報工学科)

教育職員の免許を取得するためには、教科に関する専門教育科目より20単位以上、教科又は教職に関する専門教育科目より16単位以上、教職に関する専門教育科目より23単位以上を修得するほかに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を必ず修得しておかなければならない。

#### 教職に関する専門教育科目 (全学科共通) (数学、情報共通)

教職に関する専門教育科目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								備 考			
			1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次					
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
教職に関する専門教育科目最低修得単位数	○教師論	2		2										
	○教育原理	2	2											
	○教育心理学	2			2									
	○教育社会学	2				2								
	○教科教育法 (情報) I	2						2					情報コース	
	○教科教育法 (情報) II	2							2				情報コース	
	○教科教育法 (数学) I	2						2					数学コース	
	○教科教育法 (数学) II	2							2				数学コース	
	○教育課程の研究 (特別活動の指導法を含む。)	2			2									
	○教育方法	2						2						
	○生徒指導 (進路指導を含む。)	2				2								
	○教育相談	2				2								
	○総合演習	2								2				
○教育実習	3									3				

注)

- ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 各科目について、教職に関する専門教育科目より教科教育法 I 及び教科教育法 II を含む16単位以上、教科に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目と併せて24単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③ 教育実習の3単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講する「事前指導」を受講しておかなければならない。
- ④ 教育実習に行くためには、別途に開講する「人権教育」を受講しておかなければならない。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（全学科共通）（数学、情報共通）

第66条の6に 定める科目	開設授業科目			備 考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
日本国憲法	○法律学A		2	
体 育	運動科学Ⅰ	1		
	運動科学Ⅱ	1		
外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	1		
	英語Ⅱ	1		
情報機器の操作	プログラミング	2		

注) 上記表中の○印の付いた授業科目は、必ず修得しなければならない。

1 知能情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2							1単位	
	線形代数Ⅰ	2	2								
	線形代数Ⅱ	2		2							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	グラフ理論	2			2					1単位	
	○幾何学通論	2		2							
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
	パターン理解	2					2				
	コンピュータビジョンA	2						2			
解析学	解析Ⅰ	2	2							1単位	
	解析Ⅱ	2		2							
	微分方程式	2				2					
	応用解析	2			2						
確率論・統計学	○確率・統計	2			2					1単位	
コンピュータ	計算機リテラシーA	1	2							1単位	
	オートマトンと言語理論	2		2							
	オブジェクト指向プログラミング・演習	2				4					
	論理と証明	2					2				
	人工知能プログラミング・演習	2					4				
	デジタルシステム設計	2					2				
	知能システム設計論	2					2				
	認知科学	2					2				
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
	言語分析法	2					(2)	(2)			
合計									20単位		

注) 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

## (2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
				1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
コンピュータ及び情報処理	コンピュータ	計算機システムⅠ	2	2							1単位	
		計算機システムⅡ	2		2							
		情報工学基礎実験ⅡA	1			3						
		論理数学A	2	2								
	情報処理	論理回路	2		2							
		データ構造とアルゴリズム	2		4							
		人工知能基礎A	2			2						
情報システム		アルゴリズム設計A	2			2						
		プログラム設計	2			4						
		データベース理論	2				2					
		オペレーティングシステム	2				2					
		計算機アーキテクチャA	2			2						
情報通信	ネットワーク	ソフトウェア工学A	2					2				
		計算機ネットワーク	2			2						
		情報理論A	2				2					
		知能情報工学実験演習Ⅰ	1			3						
マルチメディア	表現	通信理論	2				2					
		知能情報工学実験演習Ⅱ	1				3					
	技術	マルチメディア通信概論	2					2				
		情報メディアとコミュニケーション	2					2				
		知能情報工学実験演習Ⅲ	2					6				
情報社会及び情報倫理	社会	*コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)				
		*行政情報概論	2						2			
	倫理	△情報法学	2				(2)	(2)				
		△情報倫理	2				(2)	(2)				
		△情報関連法規	2					2				
		△知的財産概論(注3)	2					2				
情報と職業		情報職業論	2				2					
		情報産業職業論	2					2				
		産業組織論	2						2			
合計										20単位		

注)

① 上記表中の\*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

注3 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

## 2 電子情報工学科

### (1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2							1単位	
	線形代数Ⅰ	2	2								
	線形代数Ⅱ	2		2							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	○幾何学通論	2		2						1単位	
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	解析Ⅰ	2	2							1単位	
	解析Ⅱ	2		2							
	微分方程式	2		2							
	応用数学	2			2						
	応用解析学	2				2					
確率論・統計学	○数理統計	2			2					1単位	
	確率論	2			2						
コンピュータ	*論理設計	2			2					1単位	
	*オペレーティングシステムE	2				2					
	*アルゴリズム設計E	2					2				
	情報理論E	2				2					
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
	言語分析法	2					(2)	(2)			
合計									20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で\*印の付いた授業科目の内、2科目選択必修。

## (2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
				1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
情報処理	コンピュータ 処 理 情 報	計算機システムⅠ	2	2							1単位	
		計算機システムⅡ	2		2							
		論理システム設計	2			2						
		データ構造とアルゴリズム	2		4							
		オートマトン理論	2			2						
情報システム		プログラム設計	2		4					1単位		
		データベースE	2			2						
		オブジェクト指向プログラミング	2			2						
情報通信	ネットワーク	計算機通信基礎	2			2				1単位		
		電子情報工学実験Ⅰ	1			3						
		通信理論	2				2					
		ネットワークアーキテクチャ	2				2					
		ネットワークセキュリティ	2					2				
マルチメディア	表現	コンピュータグラフィックスE	2				2			1単位		
		電子情報工学実験Ⅱ	1				3					
		デジタルコンテンツ	2					2				
	技術	デジタル信号処理	2				2					
		通信機器	2		(2)		(2)		(2)			
		マルチメディア通信概論	2						2			
		情報メディアとコミュニケーション	2					2				
情報社会及び情報倫理	社会	*コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1単位		
		*行政情報概論(注3)	2						2			
	倫理	△情報法学	2				(2)	(2)				
		△情報倫理	2				(2)	(2)				
		△情報関連法規(注3)	2						2			
		△知的財産概論	2					2				
情報と職業		情報職業論	2				2			1単位		
		情報産業職業論	2					2				
		産業組織論	2						2			
合計										20単位		

注)

① 上記表中の\*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

注3 「総合演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

### 3 システム創成情報工学科

#### (1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2		2							1単位
	線形代数Ⅰ	2	2								
	線形代数Ⅱ同演習	2		4							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	○幾何学通論	2		2							1単位
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	解析Ⅰ同演習	2	4								1単位
	解析Ⅱ	2		2							
	微分方程式	2			2						
	応用数学	2			2						
	システムダイナミックス	2				2					
確率論・統計学	確率論	2			2						1単位
	○統計とデータ解析	2					2				
	信号処理Ⅰ	2				2					
	信号処理Ⅱ	2					2				
コンピュータ	*計算機リテラシーS	1	2								1単位
	*電気回路	2			2						
	*数値計算	2					2				
	*応用システム工学	2						2			
	*電子回路S	2						2			
	システム制御基礎論	2					2				
	システム制御設計論	2						2			
	現代システム制御論	2							2		
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
	言語分析法	2					(2)	(2)			
合計										20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で\*印の付いた授業科目の内、2科目選択必修。

## (2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
				1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
情報処 理	コンピュータ	計算機システムⅠ	2	2							1単位	
		計算機システムⅡ	2		2							
		システム創成プロジェクトⅡ	1.5				(3)	(3)				
		離散構造論	2			2						
	処理	データ構造とアルゴリズム	2		4							
		アルゴリズム設計S	2				2					
情報システム	プログラム設計	2			4					1単位		
	データベースS	2				2						
	オペレーティングシステムS	2					2					
情報通信	ネットワーク	計算機ネットワーク	2					2		1単位		
		システム創成プロジェクトⅠ	1.5				(3)	(3)				
		通信工学	2					2				
		情報理論S	2			2						
マルチメディア	表現	コンピュータグラフィックスS	2				2			1単位		
		シミュレーション物理	2		3							
	技術	マルチメディア工学概論	2						2			
		画像情報処理	2					2				
		プログラミング応用S	2		4							
		情報メディアとコミュニケーション	2					2				
情報社会及び情報倫理	社会	*コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1単位		
		*行政情報概論(注3)	2						2			
	倫理	△情報法学	2				(2)	(2)				
		△情報倫理	2				(2)	(2)				
		△情報関連法規(注3)	2						2			
		△知的財産概論(注4)	2					2				
情報と職業	情報職業論	2				2			1単位			
	情報産業職業論	2					2					
	産業組織論	2						2				
合計										20単位		

注)

① 上記表中の\*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

注3 「総合演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

注4 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

#### 4 機械情報工学科

##### (1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2							1単位	
	線形代数Ⅰ・同演習	2	3								
	線形代数Ⅱ・同演習	2		3							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	CADとデザインⅠ	1			3					1単位	
	CADとデザインⅡ	1				3					
	○幾何学通論	2		2							
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	解析Ⅰ・同演習	2	3							1単位	
	解析Ⅱ・同演習	2		3							
	微分方程式	2			2						
	流れ学	2			2						
	熱流動システムⅡ	2					2				
	機械数学	2					2				
	CAE・演習	2						3			
確率論・統計学	○確率・統計	2				2				1単位	
コンピュータ	* 計算機リテラシーM	2	2							1単位	
	電気回路M・同演習	2			3						
	工業動力学	2			2						
	* 数値計算	2				2					
	* 電子回路M	2				2					
	熱流動システムⅠ	2					2				
	計算熱流体工学	2						2			
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
	言語分析法	2					(2)	(2)			
合計									20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で\*印の付いた授業科目の内、2科目選択必修。

## (2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
				1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
コンピュータ及び情報処理	コンピュータ	計算機システムⅠ	2		2						1単位	
		計算機システムⅡ	2			2						
	情報処理	計算モデルとアルゴリズム	2				2					
		システム計測	2					2				
		制御基礎Ⅰ	2					2				
		制御基礎Ⅱ	2						2			
		論理数学M	2		2							
		データ構造とアルゴリズム	2		4							
情報システム	データベースM	2						2		1単位		
	プログラム言語の理論と実際	2					2					
	プログラム設計	2			4							
	OSとアーキテクチャ	2				2						
	設計情報処理	2							2			
情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	2						2		1単位		
	情報通信ネットワーク実習	2						2				
マルチメディア	表現	*コンピュータグラフィックスM	2					2		1単位		
		*プログラミング応用M	2						2			
	技術	△マルチメディア技術	2					2				
		△機械情報処理	2					2				
		△マルチメディア技術実習	2						2			
△情報メディアとコミュニケーション	2						2					
情報社会及び情報倫理	社会	◇コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1単位		
		◇行政情報概論(注5)	2				(2)		(2)			
	倫理	■情報法学	2				(2)	(2)				
		■情報倫理	2				(2)	(2)				
		■情報関連法規(注5)	2						2			
■知的財産概論(注6)	2						2					
情報と職業	情報職業論	2					2			1単位		
	情報産業職業論	2						2				
	産業組織論	2							2			
合計										20単位		

注)

- ① 上記表中の\*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の◇印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 上記表中の■印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

注5 「総合演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

注6 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

5 生命情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種
代 数 学	離散数学	2		2						1 単位	
	線形代数Ⅰ	2	2								
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾 何 学	○幾何学通論	2		2						1 単位	
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解 析 学	解析基礎・演習	2	3							1 単位	
	微分方程式	2			2						
	応用数学	2				2					
	生化数学・演習	2					3				
確率論・統計学	○確率・統計	2			2					1 単位	
コ ン ピ ュ ー タ	*人工知能	2					2			1 単位	
	*数値計算	2					2				
	*バイオインフォマティクス	2						2			
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
	言語分析法	2					(2)	(2)			
合 計										20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で\*印の付いた授業科目の内、2科目選択必修。

## (2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
情報処 理	コンピュータ	計算機システムⅠ	2	2							1単位
		計算機システムⅡ	2		2						
		データ構造とアルゴリズム	2		4						
		計算機アーキテクチャ	2							2	
	情報	数値計算演習	1						2		
		バイオシミュレーション	2						2		
情報システム	データベースB	2			2					1単位	
	プログラム設計	2		4							
	データベース演習	1				2					
	ソフトウェア工学	2							2		
情報通信	ネットワーク	2		2						1単位	
	ネットワークプログラミング	2			4						
	ネットワーク演習	1				2					
マルチメディア	表現	コンピュータグラフィックスB	2				2			1単位	
		グラフィックス演習	1					2			
	技術	*マルチメディア技術演習	1						2		
		*画像情報機器	2						2		
		*情報メディアとコミュニケーション	2						2		
情報社会及び情報倫理	社会	△コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1単位	
		△行政情報概論(注4)	2						2		
	倫理	◇情報法学	2				(2)	(2)			
		◇情報倫理	2				(2)	(2)			
		◇情報関連法規(注4)	2						2		
		◇知的財産概論(注5)	2						2		
情報と職業	情報職業論	2					2			1単位	
	情報産業職業論	2						2			
	産業組織論	2							2		
合計										20単位	

注)

① 上記表中の\*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

③ 上記表中の◇印の付された授業科目の内、1科目選択必修。

注4 「総合演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

注5 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

6 教科又は教職に関する専門教育科目（全学科共通）

(1) 数学の教科又は教職に関する専門教育科目

教科又は教職に関する専門教育科目	単位数	授 業 時 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教科又は教職に関する専門教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低取得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について16単位数以上修得

(2) 情報の教科又は教職に関する専門教育科目

教科又は教職に関する専門教育科目	単位数	授 業 時 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教科又は教職に関する専門教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低取得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について16単位数以上修得

### 履修申告カード

年度	学期			追加理由 (詳細に)
曜日・時限・クラス番号	曜・限・	クラス		
科目名・単位		単位		
教員名	教員			

所属学科・年次	工学科	年次	授業担当教員	学務係 確認欄
学生番号			確認印	
氏名				

◎授業担当教員の確認印を得た上で、学務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いいたします。

### 期間外履修申告カード

年度	学期			遅延理由および追加理由 (詳細に)
曜日・時限・クラス番号	曜・限・	クラス		
科目名・単位		単位		
教員名	教員			

所属学科・年次	工学科	年次	授業担当教員	学務係 確認欄
学生番号			確認印	
氏名				

◎授業担当教員の確認印を得た上で、学務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いいたします。

### 履修申告取消しカード

年度		学期	
曜日・時限・クラス番号	曜・	限・	クラス
科目名・単位			単位
教 員 名			教員

取消理由 (詳細に)

所属学科・年次	工学科	年次	授業担当教員	学 務 係 確 認 欄
学 生 番 号			確認印	
氏 名				

◎授業担当教員の確認印を得た上で、学務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修申告の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いいたします。

上級年次の授業科目の履修願

年度 学期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 学務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

○ 上記科目の履修を希望する理由

---



---



---



---



---



---



---

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、学務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

上限単位数を超える授業科目の履修願

年度 学期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 学務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

○ 上記科目を履修する理由

---



---



---



---



---



---



---



---

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、学務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

### 成績評価に対する異議申し立て書

情報工学部長 殿

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

所属学科  
学生番号  
氏 名

印

年度 学期

科目名・クラス番号	
教 員 名	

○ 上記科目の成績評価について異議を申し立てる理由

---



---



---



---



---



---



---



---

- ・ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

学務係確認欄 (科目担当教員への問い合わせの有無)
有 ・ 無

## 他学科科目履修願

年度 学期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 学務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

○ 上記科目の履修を希望する理由

---

---

---

---

---

---

---

---

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、学務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

### 他学部の授業科目の履修願

年度 学期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 学務委員・ 学年担当教員	確認印	工学部の 授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	----------------	-----

○ 上記科目の履修を希望する理由

---

---

---

---

---

---

---

---

- ☆ 授業担当教員、学務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ この用紙は、 月 日 ( ) までに所定の場所に提出すること。

年 月 日

\_\_\_\_\_学科

学務委員 \_\_\_\_\_ 印

## 単 位 認 定 取 下 げ 願

下記のとおり、単位認定を取下げます。

記

学生番号 \_\_\_\_\_ 学生氏名 \_\_\_\_\_

科目名 \_\_\_\_\_

## 2. 修学上の注意事項について

### 1. 教育課程について（学修細則第3条、第5条）

- (1) 情報工学部の教育課程は、人間科学科目、自然科学科目、情報科目及び対象分野科目の4つの科目区分により構成されています。
- (2) 授業科目には、必修科目、選択必修科目、選択科目及び査定外科目の4種類の査定区分があります。  
必修科目は、卒業までに単位を修得する必要がある授業科目です。  
選択必修科目は、科目区分ごとに設定された選択必修科目群の中から選択して履修し、科目区分ごとに設定された要件単位以上の単位を卒業までに取得する必要がある授業科目です。
- (3) 学生は、教育課程を修了するためには、所属学科の履修課程表に従って授業科目を履修し、卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上取得し、さらに、各科目区分ごとに設定されている卒業要件単位以上の単位を取得しなければなりません。
- (4) 身体に障害を持つ学生については、特定の必修科目の履修が困難な場合、学務委員会が指定する他の代替科目の単位を、当該必修科目の単位に読み替えることができます。

### 2. 履修課程表について（学修細則第5条、第6条）

- (1) 1年次から入学した学生は、所属学科の履修課程表（76頁－89頁）に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (2) 3年次に編入した学生は、所属学科の3年次編入学生用の履修課程表（90頁－100頁）に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (3) 学生は、履修課程表に定められている履修年次に従って各授業科目を履修する必要があります。  
ただし、学生が上級年次の授業科目の履修を希望し、指導教員、所属学科の学務委員又は学年担当教員（以下「学務委員等」という。）が教育上有益であると認める場合は、上級年次の授業科目を履修することができます。

### 3. 上級年次への進級について（学修細則第8条）

- (1) 1年次から入学した学生は、3年次に進級するためには、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して70単位以上取得する必要があります。
- (2) 1年次から入学した学生は、4年次に進級するためには、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して110単位以上取得し、さらに、各科目区分ごとに設定された4年次進級要件（108頁）以上の単位を取得する必要があります。
- (3) 3年次に編入した学生は、4年次に進級するためには、3年次編入学生用の4年次進級要件（109頁）以上の単位を取得する必要があります。
- (4) 病気や海外留学などの正当なやむを得ない理由により、進級に必要な単位数を取得することができなかった学生については、学務委員会が、学生にとって教育上有益であると認める場合は、単位が不足していても上級年次への進級を許可することがあります。

### 4. 指導教員及び学年担当教員について（学修細則第24条）

- (1) 学生は、教育課程の履修方法や授業科目の選択方法に関して、必要に応じ、指導教員又は学年担当教員による勉学上のアドバイスを求める事ができます。
- (2) 勉学上の目的を持って、上級年次の授業科目や他学科の授業科目の履修を希望する学生には、履修方法や授

業科目の選択方法等について指導教員又は学年担当教員に相談し、アドバイスを受けることを薦めます。

- (3) 進級に必要な単位数を順調に取得することができない学生は、なるべく早い時期に（留年が確定する前に）指導教員又は学年担当教員を訪問し、今後の勉学の進め方や授業科目の選択方法等に関して、アドバイスを受けることを薦めます。
- (4) 各学生を担当する指導教員の氏名は、教務情報システムの「成績情報ツール」に表示されます。

## 5. 履修申告について

### ア 履修申告（学修細則第9条）

- (1) 学生は、各学期に履修しようとする授業科目について、その学期の定められた履修申告期間に履修申告を行う必要があり、履修申告をしていない授業科目は受講することができません。

なお、各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、24単位となっています。しかし、この24単位の中には、授業期間以外に開講する集中講義等は、この上限に含まれません。

通年の授業科目については、前学期の履修申告期間に履修申告を行う必要があります。

（履修登録単位を制限することについて）

大学での授業科目は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容で構成することが標準となっています。講義と演習については15時間の授業で1単位、実験や実習、外国語、体育実技については、30時間の授業で1単位としているのが大部分です。例えば、1単位の外国語科目を履修する場合には、45時間から30時間を差し引いた残りの15時間は、授業時間外（教室外）の学修が必要となります。この教室外の学修は学生が自主的に行い、学力の充実をはからなければなりません。

授業時間外での学修時間を十分に確保して内容の濃い学修を進めることができるように、履修科目として登録できる単位数の上限を各学期あたり24単位に定めています。（授業時間外に開講する不定期授業（集中講義）の単位並びに夏期及び冬期の休業期間に開設される実習の単位は上限に含みません。）

学生は、この制度の趣旨をよく理解し、授業時間外において、課題の遂行や授業の予習・復習の学修に努めて下さい。

- (2) 複数クラスを開講する授業科目の場合等には、掲示、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修申告を行ってください。
- (3) 学生は、既に単位を取得した授業科目については、再度の履修申告をすることはできません。
- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修申告締切り期日までは「履修申告カード」（別記様式第1号）を学務係に提出することにより、履修申告を行うことができます。
- (5) やむを得ない正当な理由により、履修申告期間及び修正申告期間に履修申告をすることができなかった学生は、学務係に申し出て下さい。学務係で渡される「期間外履修申告カード」（別記様式第2号）に必要事項を記載した後、当該科目の授業担当教員（以下「授業担当教員」という。）及び学務委員等が承認する場合に限り、期間外の履修申告を行うことができます。

### イ 修正申告（学修細則第9条、第10条）

- (1) 修正申告期間は、通常、授業開始の第1週目に設定されます。
- (2) 授業に出席した上で、履修する授業科目を変更することにした場合には、修正申告期間に申告科目の修正（申告科目の追加及び取り消し）を行ってください。
- (3) 修正期間終了後に履修の取消しすることにした場合は、修正期間終了後1ヶ月以内に履修申告の取消しを行ってください。学務係で渡される「履修申告取消しカード」（別記様式第3号）に必要事項を記載した後、

当該科目の授業担当教員の承認を得て、学務係に提出してください。

- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修申告取消し期日までは、履修申告の取消しを行うことができます。
- (5) 正当な理由により、定められた期間内に履修の取消しをすることができなかった学生は、所属学科の学務委員の許可を受けた上で「履修申告取消しカード」（別記様式第3号）学務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うことができます。
- (6) 出席調査等に用いられる「履修者名簿」は、学生の履修申告に基づき作成されます。履修者名簿を正確な名簿にするため、履修をしない授業科目については、必ず履修申告の取消しを行ってください。

#### ウ 他学科が開講する学科共通の授業科目の履修（学修細則第9条、第11条）

- (1) 他学科が開講する授業科目であっても、それが所属学科の開講科目と共通の科目名である場合には、所属学科の開講科目と同じように履修することができます。  
ただし、学部共通の授業科目の中には、講義室の収容人員等の関係で、他学科学生の履修を制限している科目があります。この場合、他学科の学生は履修申告ができません。
- (2) 上記の授業科目の履修を希望する学生は、学務係の用意する「履修を制限する授業科目の受講願」を受け取り、授業担当教員の履修許可及び学務委員等の承認を受けた上で、学務係に提出してください。

#### エ 他学科科目の履修（学修細則第16条）

- (1) 「他学科科目」とは、所属学科以外の学科が開講する授業科目で、所属学科の履修課程表には記載されていない授業科目のことをいいます。
- (2) 他学科科目の履修を希望する学生は、まず、履修申告ツールにより、その授業科目を査定外科目（卒業要件単位に加算されない科目）として履修申告してください。
- (3) 次に、学務係の用意する「他学科科目（所属学科の履修課程表にない授業科目）の履修願」（別記様式第7号。以下「他学科科目の履修願」という。）を受け取り、学務委員等及び授業担当教員の許可を受けた上で、学務係に提出してください。
- (4) 学務委員等は、その他学科科目の履修が、学生にとって教育上有益であり、かつ、学科の卒業要件単位に加算することがふさわしいと認めた場合に限り、履修願に対して承認を与えます。
- (5) 授業担当教員は、履修希望者数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合には、履修を希望する他学科学生の一部を許可しない場合があります。  
学生は、担当教員により履修申告を許可されなかった場合には、その授業科目の履修申告を取消す必要があります。
- (6) 「他学科科目の履修願」を受理された授業科目は、科目の分類上は、（開講学科の自然科学科目や情報科目であったとしても）所属学科の対象分野科目区分の選択科目とみなされ、試験に合格すれば、開講学科の履修課程表に記載された単位数が与えられます。  
なお、「他学科科目の履修願」が受理された科目については、修正申告期間の終了後に、その科目の分類が「他学科の選択科目（対象分野科目区分）」と表示されるようになります。

#### オ 上級年次の授業科目の履修（学修細則第6条）

- (1) 「上級年次の授業科目」の定義は、学修細則の第6条に与えられています。  
「上級年次の授業科目」の定義は、学生の在籍状況と授業科目の査定区分に応じて定まるので、注意する必要があります。

- (2) 上級年次の授業科目は、履修申告ツールでは履修申告をすることはできません。
- (3) 正当な理由により上級年次の授業科目の履修を希望する学生は、学務係で「上級年次の授業科目の履修願」(別記様式第4号)を受け取り、学務委員等の承認及び授業担当教員の許可を受けて、学務係に提出してください。
- (4) 指導教員又は学務委員等は、上級年次の授業科目の履修が学生にとって教育上有益であり、また、履修を希望する理由が正当なものであると認める場合には、履修願に対して承認を与えます。

#### カ 工学部の授業科目の履修(学修細則第17条)

- (1) 工学部の授業科目の履修を希望する学生は、学務係で「他学部の授業科目の履修願」(別記様式第8号)を受け取り、学務委員等の承認と、希望する科目の授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に学務係に提出してください。
- (2) 履修願が受理された工学部の授業科目の単位は、所属学科の対象分野科目区分の選択科目の単位として、進級要件単位や卒業要件単位に加算されます。

#### キ 大学院の授業科目の履修(学修細則第17条の2)

- (1) 3年次以上の学生で大学院情報工学研究科の授業科目の履修を希望する学生は、学務係で「履修申告カード」(別記様式第1号)を受け取り、学務委員等の承認と、希望する科目の授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に学務係に提出してください。
- (2) 履修が許可された大学院の授業科目の単位は、進級要件単位や卒業要件単位には加算されません。ただし、大学院に進学する場合には、大学院の修了要件単位として加算されることがあります。
- (3) 修得できる単位数は、卒業までに6単位までです。

## 6. 授業アンケートについて(学修細則第23条)

- (1) 授業アンケートは、体育実技や実験などの一部の科目を除いて、授業内容を改善する目的で行われます。
- (2) 授業アンケートは授業の一部ですので、必ず答えなければなりません。

## 7. 試験について

#### ア 試験の実施について(学修細則第13条)

- (1) 成績評価のために試験は、各学期の期末試験期間に実施します。ただし、授業科目によってはそれ以外の時期に試験を行うこともあります。
- (2) 各授業科目の試験実施の日時及び講義室等については、所定の掲示スペースにその都度掲示されます。また、期末試験の1週間前には、全ての履修申告科目の試験日時及び講義室が、成績情報ツールに表示されます。
- (3) 不正行為を防止するため、試験を受ける際には、机の上に学生証を提示しなければなりません。

#### イ 試験の結果について(学修細則第13条、14条)

- (1) 試験の結果は、100点満点で評価します。
- (2) 試験の結果が60点以上あれば「合格」と判定され、試験の結果が当該授業科目の成績評価となります。
- (3) 試験の結果が60点未満である場合には、「再試験」又は「不合格」と判定されます。
- (4) 再試験と判定された場合には、成績評価が一時保留され、再試験の結果によって成績評価を定めることとなります。

(5) 試験の結果（合格、再試験又は不合格）は、掲示板に授業科目別に掲示されます。

#### ウ 再試験について（学修細則第15条）

(1) 再試験は、原則として、その授業科目が開講された学期内に実施し、その学期内に最終的な合否の判定結果が学生に通知されます。

(2) 学生は、既に試験に合格した授業科目の再試験を受験することはできません。

#### エ 試験における不正行為について（学修細則第26条）

(1) 試験において不正行為のあった者に対しては、学修細則第26条に基づき、処分を受けることとなります。

(2) 厳しい処分を受けることになった場合、留年が確定することや、退学しなければならないこともあります。不正行為を行わないよう学生相互で注意しあい、厳に慎むよう心がけましょう。

### 8. 学力不振者の除籍について（学修細則第25条）

(1) 2年次の学生で、連続する2年間に学修細則の第25条に定める単位数を取得していない者は、「学力不振で成業の見込のない者」と見なされ、学則第42条に定める除籍に関する審査の対象者となります。

(2) 病気や海外留学などのやむを得ない正当な理由により、上記の単位数を取得できなかった学生については、学務委員会が認める場合には、除籍に関する審査の対象者とはしません。

### 9. 学生に対する掲示及び事務連絡について

(1) 学生に対する公示、通知、呼び出し等は、あらかじめ指定した掲示スペースに掲示されます。

重要な掲示を見落として、自己に不利益な結果を招くことのないよう、掲示を注意して見るようにしてください。

(2) 今後は、学生に対する教員や事務担当者からの連絡や呼び出しには、電子メールが多用されるようになりますので、自分宛ての電子メールは、定期的に読む習慣を身につけてください。

(3) 教員や事務担当者から学生宛てに発信される電子メールは、情報科学センターの計算機に登録されている学生アカウント宛てに送信されます。

## 3. 教務情報システムについて

### ア 教務情報システムの概要

- (1) 次に掲げる教務情報システム専用計算機端末で、学生に教務関連の情報を提供するための「教務情報システム」を起動することができます。(共通教育研究棟1階ロビー・2階ロビー・福利棟1階・図書館2階雑誌閲覧コーナー)  
ただし、教務情報システムの起動のためには、情報科学センターのIDとパスワードを入力して、情報科学センターのシステムにログインしておく必要があります。
- (2) 教務情報システムは、メニュー画面から次のツールを起動することができます。  
成績情報ツール : 学生個人の成績関連の情報、各授業科目の授業内容、時間割情報、教務関連の行事日程を提供する。  
履修申告ツール : 履修申告科目の登録と取消しを行う。
- (3) 成績情報などの学生の個人情報を扱う教務情報ツールでは、その起動時に、学生本人の学生番号と教務情報システムのパスワード(情報科学センターの計算機システムに対するID・パスワードとは別です。)による個人認証(本人確認)が要求されます。
- (4) 個人認証にあたって、パスワードが3回以上間違えて入力された場合、教務情報システムは安全のために、その当日に限って、認証を求めた学生に対する教務情報サービスをすべて停止します。

### イ 履修申告及び修正申告の方法

- (1) 履修申告及び修正申告では、「履修申告ツール」を使って、計算機端末から履修申告科目を入力します。なお、履修申告の方法については、次頁を参照してください。
- (2) 履修申告ツールは、履修申告期間と修正申告期間に限って、履修申告科目の登録と取消しを受け付けます。
- (3) 履修申告ツールで履修登録及び修正を行った内容については、履修申告期間及び修正申告期間にその登録(又は修正)が正しく入力されていることを確認してください。

### ウ 試験結果の通知について

- (1) 各授業科目の試験結果(合否及び得点)は、教務情報ツールで表示されます。
- (2) 試験の得点が成績情報ツールに「仮」と表示されている場合には、試験の得点は確定されていません。  
試験の成績に疑問又は不満がある学生は、この時期であれば、授業科目の担当教員に異議を申し出ることが可能であり、異議が正当なものとして認められた場合、試験の成績を修正してもらうことも可能です。

### エ 教務情報システムについての問い合わせ

- (1) 教務情報システムに関する問い合わせは、学務係窓口へお申し出ください。

## 教務情報システムによる履修申告の方法について

	1 科目名	2 科目名	3 科目名	4 科目名
月		計算機システムⅡ (01) 榎本 正明 必修 2.0単位 情報科目 2102講義室	オートマソンと言語理論 (02) 石坂 敏雄 選択必修 2.0単位 情報科目 (2) 2102講義室	数学演習ⅠA (01) 藤原 昌 選択必修 1.0単位 自然科学 1203講義室
火	英語Ⅱ (20) 堂島 幸子 必修 1.0単位 言語系英語 (4) 1103講義室	論理回路 (02) 吉田 隆一 必修 2.0単位 情報科目 1203講義室	情報工学基礎実験Ⅰ (01) 立野 透巳 必修 1.0単位 自然科学	情報工学基礎実験Ⅰ (01) 立野 透巳 必修 1.0単位 自然科学
水	文化人類学入門Ⅱ (01) 笠原 直也 選択必修 2.0単位 人文社会系 (2) 1304講義室	基礎物理学Ⅱ (01) 安田 隆 必修 2.0単位 自然科学 2101講義室	英語Ⅳ (02) 豊島 孝之 必修 1.0単位 言語系英語 (2) 1304講義室	線形代数Ⅱ (01) 藤原 英樹 必修 2.0単位 自然科学 2101講義室
木	英語Ⅲ (21) 鳥津 哲子 必修 1.0単位 言語系英語 1303講義室	言語と文化Ⅱ (中国) (01) 植田 武典 選択 1.0単位 言語系 (4) 1401講義室	データ構造とアルゴリズム (01) 中村 尚吾 必修 2.0単位 情報科目 AV講義室	データ構造とアルゴリズム (01) 中村 尚吾 必修 2.0単位 情報科目 AV講義室
金		解析Ⅱ (01) 本田あさひ 必修 2.0単位 自然科学 2201講義室	英語Ⅴ (02) オノデラ ゲーリー 必修 1.0単位 言語系英語 (2) 1101講義室	健康・スポーツ科学概論Ⅱ (01) 平本浩浩二 必修 1.0単位 健康科学 1401講義室

- (1) 情報科学センターのIDとパスワードを入力して、情報科学センターのシステムにログインします。
- (2) 履修申告（及び修正申告）を行うには、右クリックで「kterm」を選択した後、「kyomu」と入力し [Enter] キーを押します。  
「教務情報システム（学生用メニュー）」の中から、『履修申告』のタグを選択し、履修申告ツール（上図を参照）を画面に表示し、仮登録を行ってください
- (3) 新1年生には、最初のプログラミング等の授業で、情報科学センターの計算機システムへのID・パスワードとは別に教務情報システムのパスワードを配付します。そのパスワードを受け取ってから「教務情報システム」を起動してください。
- (4) 今年度入学した編入生は、学務係から教務情報システムのパスワードを受け取ってから「教務情報システム」を起動してください。
- (5) 教務情報システムを起動するには、学生番号（情報科学センターのIDではない）とパスワードによる個人認証（本人確認）が要求されます。
- (6) パスワードに特殊な文字が含まれている場合（特にタブやスペースが含まれている場合）、教務情報システムが正しく作動しないことがあるので、注意してください。
- (7) 教務情報システムのパスワードについて  
教務情報システムには、あなたの個人情報（成績など）が入っています。パスワードは、あなたの個人情報を守る唯一の鍵です。パスワードを守るのはあなた自身の責任です。以下の注意事項を読んで、適切なパスワードを設定してください。
  1. 他のシステム（特に情報科学センター）と同じパスワードにしない。
  2. 他人が想像できるようなパスワードにしない。
  3. 数字だけ、英字だけ、IDと同じ、というようなパスワードにしない。
  4. 簡単に破られないように、長いパスワードにする。現在の教務情報システムでは先頭の最長8文字が用いられるが、最短でも7文字とする。

速やかに、上の条件を満たすあなた自身のパスワードに変更してください。

パスワードを忘れてしまった場合、システム管理者（学務係）で、もう一度乱数を使って新たなパスワードを設定します。

**\*注意事項**

**不正アクセスについて**

他人のパスワードを本人に無断で用いて計算機システムへアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくても、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」による処罰の対象となります。

教務情報システムや情報科学センターの計算機システムなどの学内システムにおける不正アクセスも処罰の対象となります。

「不正アクセス」はもちろんのことですが、それを助長するような行為も慎まなければなりません。

皆さんは、情報のエキスパートを目指す人達なので、計算機システムやネットワーク利用に関しては一般の人より厳しい倫理意識を持つことが求められています。

## 4. 各種の資格等について

### ●技術士（技術士法）

情報工学部卒業生は、技術士第1次試験が免除される。卒業後は、文部科学省令に定める業務に従事し、その従事した期間が同省令に定める期間を超えることにより第2次試験を受けることができる。

### ●1級技術検定（建設業法）

#### 知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

#### 電子情報工学科

電子情報工学科卒業生は、受験資格を取得できる。

#### システム創成情報工学科

システム創成情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

#### 機械情報工学科

機械情報工学科卒業生は、受験資格を取得できる。

### ●2級技術検定（建設業法）

#### 知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

#### 電子情報工学科

電子情報工学科卒業生は、受験資格を取得できる。

#### システム創成情報工学科

システム創成情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

#### 機械情報工学科

機械情報工学科卒業生は、受験資格を取得できる。

### ●電気通信主任技術者（電気通信事業法）

電子情報工学科卒業生で、在学中に所定の科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。（別表1-1を参照）

## 別表 1 - 1

### 電気通信主任技術者

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が取得すべき授業科目

#### 電子情報工学科

##### (1) 基礎専門科目

認定基準		授 業 科 目 (○印は必修科目)	授 業 時 間 数 (単 位)	備 考
告 示 科 目	時 間 数			
数 学	60	○離散数学 ○線形代数Ⅰ ○線形代数Ⅱ ○解析Ⅰ ○解析Ⅱ 微分方程式 数理統計 ○応用数学 ○応用解析学	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから2科目以上を履修
物 理 学	60	現代物理学Ⅰ 電子物理 ○基礎物理学Ⅰ ○基礎物理学ⅡE	30 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから2科目以上を履修
電 磁 気 学	60	○電磁気学Ⅰ・同演習 電磁気学Ⅱ	60 (2) 30 (2)	左のうちから60時間以上の授業科目を履修
電 気 回 路	60	○電気回路E 回路とシステム	30 (2) 30 (2)	左の2科目を履修
電 子 回 路	60	○電子回路ⅠE 半導体工学	30 (2) 30 (2)	左の2科目を履修
デジタル回路	30	論理設計 論理システム設計 集積回路工学	30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから1科目以上を履修
情 報 工 学	30	○プログラミング ○プログラム設計 ○計算機システムⅠ ○計算機システムⅡ 情報理論E	60 (2) 60 (2) 30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから1科目以上を履修
電 気 計 測	60	○情報工学基礎実験Ⅰ ○情報工学基礎実験ⅡE ○電子情報工学実験Ⅰ	45 (1) 45 (1) 45 (1)	左のうちから2科目以上を履修

## (2) 専門教育科目

認定基準		授 業 科 目 (○印は必修科目)	授 業 時 間 数 (単 位)	備 考
告 示 科 目	時 間 数			
伝 送 線 路 工 学	30	L S I 設計 通信理論	30 (2) 30 (2)	左のうちから1科目以上を履修
交 換 工 学	30	デジタル信号処理 通信機器 ネットワークアーキテクチャ	30 (2) 30 (2) 30 (2)	左のうちから1科目以上を履修
電 気 通 信 シ ス テ ム	30	○計算機通信基礎	30 (2)	左の科目を履修

## 5. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項

〔平成12年10月25日  
制 定〕

最終改正 平成16年12月22日

### 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項

(目 的)

1 この要項は、情報工学部に在学する学生が、九州工業大学情報工学部学修細則第7条第3項に基づき、情報工学部における早期卒業の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

2 情報工学部に3年以上4年未満在学した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(早期卒業の対象外となる学生)

3 次の各号に該当する者は、早期卒業の対象とならない。

(1) 編入学した者

(2) 再入学又は転入学した者

(3) 転学部及び転学科した者

(早期卒業申請の手続き)

4 早期卒業を希望する学生は、2学年次の3月末日までに、別記様式1の早期卒業申請書を情報工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

5 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

(1) 2学年終了時に既修得単位数が80単位以上、かつ、分子は合格した授業科目の各点数を単位数で乗じて算出した合計で、分母を履修登録単位数とした平均点（以下「加重平均点」という。）が90点以上の者。

(2) 3学年次前学期終了時に既修得単位数が104単位以上、かつ加重平均点が90点以上の者。

(3) 3学年終了時に卒業要件単位を満たしており、かつ、加重平均点が90点以上の者。

(早期卒業の審査)

6 早期卒業の審査は、学務委員会で審議する。

(卒業研究等)

7 早期卒業を行う学生の卒業研究については、次のとおりとする。

(1) 3年次前学期終了時に、学務委員会で適格の認定を受けた学生は、3学年次後学期に特別卒業研究を履修させる。

(2) 卒業研究については免除する。

附 則

この要項は、平成12年10月25日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

附 則

この要項は、平成16年12月22日から施行する。

# 早 期 卒 業 申 請 書

平成 年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人（氏名）		Ⓜ
現住所		
保証人（氏名）		Ⓜ
現住所		

九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項第4の規定により、早期卒業を希望します。

## 6. 九州工業大学情報工学部への転学部及び情報工学部における転学科取扱要項

〔平成12年10月25日  
情報工学部長伺定〕

最終改正 平成16年12月22日

### 九州工業大学情報工学部への転学部及び情報工学部における転学科取扱要項

(目 的)

- 1 この要項は、本学に在学する学生が、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号）第35条の規定に基づき、情報工学部への転学部及び情報工学部における転学科（以下「転学部等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学部の申請手続き)

- 2 転学部の申請手続きは、以下のとおりとする。
  - (1) 工学部から情報工学部への転学部を希望する学生（以下「転学部希望学生」という。）の申請受付期間は、転学部を希望する前年の12月16日から12月末日までとし、別記様式1による申請書に成績証明書を添えて、工学部長に提出する。
  - (2) 工学部長は、転学部希望学生の転学について差し支えない場合は、別記様式2による書類を情報工学部長に1月末日までに提出する。

(転学科の申請手続き)

- 3 転学科の申請手続きは、以下のとおりとする。
  - (1) 情報工学部における転学科を希望する学生の申請受付期間は、転学科を希望する年の1月16日から1月末日までとし、別記様式3による申請書を情報工学部長に提出する。

(転学部等申請の資格)

- 4 転学部等申請者は、以下の要件を満たしていなければならない。
  - (1) 転学部等を希望する理由に妥当性があること。
  - (2) 年度末に在学年限が2年以上であること。
  - (3) 過去に転学部等を行っていないこと。

(転学部等学生の受入れ要件)

- 5 転学部等の受入れ要件は以下のとおりとする。
  - (1) 転学部等を希望する場合は、3年次生に編入する。
  - (2) 転学部等を許可する学生数は、3年次の受入れ学科の欠員数に、教育に支障のない範囲内で若干名（最大3名）を加えた数とする。

(選 考)

- 6 選考は、転学部等希望学生が志望する受入れ学科において面接を実施し審査のうえ、学務委員会で審議する。

(通 知)

- 7 転学部等の判定結果は、申請のあった年度の3月31日までに工学部長及び本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成12年10月25日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成16年12月22日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要項の施行日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

# 転 学 部 願

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科 工学科 年次  
学生番号  
本人（氏名） ㊟  
現住所  
保証人（氏名） ㊟  
現住所

このたび、下記理由により情報工学部へ転学部したいので、許可願います。

記

○ 学科希望先

○ 理 由

学 科 長	教 務 委 員	指 導 教 員

平成 年 月 日

情報工 学 部 長 殿

工 学 部 長

転 学 部 に つ い て

下記学生の転学部については、差し支えありません。

記

学生番号

氏名

\* 別紙、転学部願のコピー及び成績証明書を添付

# 転 学 科 願

平成 年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科 工学科 年次  
学生番号  
本人（氏名） ㊞  
現住所  
保証人（氏名） ㊞  
現住所

このたび、下記理由により転学科したいので、許可願います。

記

○ 転学科希望先

○ 理 由

学 科 長	学務委員	指 導 教 員



兩  
學  
部  
共  
通

# 1. 諸願届及び手続きについて

必要な手続きをとらなかったため、学生自身にとって不利となったり、学修上に支障をきたしたりすることもあるから、十分注意されたい。

種 別	所 要 事 項
休 学 願 保証人の連署を要する。 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることはできない。	疾病その他やむを得ない事由により2月以上就学を休止しようとする場合には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願ひ出て、許可を受けなければならない。  (様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由が消滅したときは、復学を願ひ出て、許可を受けなければならない。 疾病の回復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。  (様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)願ひ出て、許可を受けなければならない。  (様式3)
死 亡 届	死亡の事実が分かるものを添付して10日以内に届け出なければならない。  (様式適宜)
改 姓 名 届	10日以内に届け出なければならない。(卒業後に改姓名を行った場合には、戸籍抄本を添えて届け出ること。)  (様式4)
保 証 人 変 更 届	保証人を変更した場合には届け出なければならない。(新保証人による保証書を添付すること。)  (様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により欠席(2月以内)する場合は、届け出ること。 なお、疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。  (様式6)
他 大 学 受 験 願	学部長に願ひ出て、許可を受けなければならない。  (様式7)
住 所 等 届	毎年度当初に届け出ること。  (様式8)
住 所 変 更 届	転居したときは、3日以内に届け出ること。  (様式9)

種 別	所 要 事 項
学 生 証	紛失した場合には、直ちに届け出て再交付を受けること。 なお、卒業・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学 業 成 績 証 明 書 単 位 修 得 証 明 書 そ の 他 諸 証 明 書	証明書発行願に必要な事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付については、日数を要するので、余裕をもって申し込むこと。
通 学 証 明 書	学生証を呈示し、所定の手続きをとって交付を受けること。 通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間について交付する。
在 学 証 明 書 卒 業 見 込 証 明 書 旅 客 運 賃 割 引 証 (学割)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

「注意」 1 様式 1～9 についての書式は次頁以降参照のこと。

2 旅客運賃割引証 (学割証)

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のための J R 線の鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ、学割証の交付を受けることができる。

(1) 1 人当たり年間交付枚数 10 枚以内

(2) 有効期間は発行日から 3 月間

(3) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり、学生証を所持しないで乗車したときなどは、普通旅客運賃の 3 倍の追徴金を徴収されるので、厳に戒めること。

3 諸願届及び手続きについては、下記の担当係に申し出、必要な様式を受け取ること。

工 学 部……学務部教育支援課教務係

情報工学部……情報工学部事務部学務係

# 休学願

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

(ふりがな)  
氏 名

昭和 年 月 日生

下記の理由により、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

休学したいので許可願います。

記

理由 (病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(〒 - )

住所

本人

氏名

㊞

(〒 - )

住所

保証人

氏名

㊞

# 復 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

(ふりがな)  
氏 名

昭和 年 月 日生

かねてから休学中のところ、このたび平成 年 月 日から

復学したいので許可願います。

(〒 - )

住 所

本 人

氏 名

㊟

(〒 - )

住 所

保証人

氏 名

㊟

※ 病気休学者は、医師の診断書を添付すること。

# 退 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

(ふりがな)  
氏 名

昭和 年 月 日生

下記の理由により、平成 年 月 日付けで、

退学したいので許可願います。

記

理 由 (病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(〒 - )

住 所

本 人

氏 名

㊞

(〒 - )

住 所

保証人

氏 名

㊞

# 改 姓 名 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

(ふりがな)  
氏 名

印

下記のとおり改姓（改名）しましたので、お届けします。

記

改 姓 名 (ふりがな)	
旧 姓 名	
事 由	
改 姓 名 年 月 日	年 月 日

※卒業後の届け出の場合には、戸籍抄本1通を添付すること。

## 保証人変更届

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

(ふりがな)  
氏 名

このたび、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

(〒 - ) (TEL )

住 所

新保証人

氏 名

(〒 - ) (TEL )

住 所

旧保証人

氏 名

事 由

※保証書を添付すること。

# 欠 席 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

本人氏名

保証人住所

氏名

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

1. 欠 席 日

平成

年

月

日から

平成

年

月

日まで

( 日間)

2. 欠席理由

(注) 病気で一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

# 他大学受験許可願

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

本人氏名

㊞

保証人氏名

㊞

このたび、下記大学の平成 年度入学試験を受験したいので  
許可願います。

記

1. 大学 学部
2. 大学 学部
3. 大学 学部

## 住 所 等 届

平成 年 月 日

昼夜区分	学 科	コ ー ス	年 次	学 生 番 号
昼 ・ 夜	工学科	コース	年	

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	昭和 年 月 日

宿 所 区 分	1. 自宅 2. 学寮 3. 下宿 4. 間借り 9. その他 ( )
---------	-------------------------------------

現住所	(〒 - )		TEL - -
-----	--------	--	---------

通 学 手 段	所 要 時 間	
徒歩・JR・バス・モノレール・自転車	行き	帰り
バイク・自動車・その他 ( )	分	分

ア ル バ イ ト 及 び 就 職 状 況		
アルバイト・定職・無職	官公庁・民間会社・自営業・その他 ( )	
勤務先	名 称	TEL - -
	住 所	(〒 - )

保証人（父兄等）について

氏 名	続 柄

現住所	(〒 - )		TEL - -
-----	--------	--	---------

## 住 所 変 更 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号 )

学科第 年次

(ふりがな)  
氏 名

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けいたします。

記

転 居 年 月 日	平成 年 月 日
住 居 区 分	0. 自宅    1. 学寮    2. 下宿    3. 間借り 4. その他 ( )
新 住 所	(〒 - )  TEL - -
旧 住 所	(〒 - )  TEL - -

## 2. 非常変災時における授業等の取扱いに関する申合せ

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱いに関し必要な事項を定める。

### 1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

(1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前 6 時以前に解除された場合	……全日授業実施
午前 9 時以前に解除された場合	……午前休講・午後授業実施
午前 9 時を経過しても解除されない場合	……全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

(2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

### 2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

### 3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第1項（1）の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

### 4. その他の災害等

その他の災害及びJR九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

### 5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第1項（1）の取扱いを準用する。

### 6. 学生への措置

上記第1項から5項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合には、本人の不利益にならないよう配慮する。

### 7. その他の措置

上記以外に理事（教育・学生担当）から別途指示があった場合は、その指示に従う。

### 8. 休講措置の周知方法等

(1) 担当事務部は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。

(2)九州工業大学のホームページに掲載する。

非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

#### 9. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

#### 附 則

この申合せは、平成17年9月12日から施行する。

### 3. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー

#### 1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、本学の学生及び卒業生その他本学の受験者等の個人情報の保護・管理の重要性から、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

##### (1)法令遵守

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令を守ります。

##### (2)個人情報の取得・保有

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。個人情報を取得するときは、その利用目的を明示します。

##### (3)個人情報の管理

本学は、個人情報の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

##### (4)個人情報の開示等請求

本学は、本人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

#### 2. 取得する個人情報の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

#### 3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げるもののほか、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

##### (1)法令に基づいて個人情報を取扱う場合

##### (2)人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

##### (3)国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

##### (4)在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

#### 4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。

## 4. 九州工業大学情報セキュリティ・不正アクセス防止に関する規則

〔平成14年10月2日〕  
九工大規則第25号

改正 平成15年12月3日 九工大規則第20号

平成16年3月17日 九工大規則第10号

平成18年2月1日 九工大規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報セキュリティ・不正アクセス防止について、情報化社会における教育研究機関としての大学にふさわしいセキュリティ水準を達成するため、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、不正アクセス行為の防止等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則又はこの規則に基づく規定において、次の各号に掲げる用語は、当該各号の定義に従うものとする。において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「情報システム」とは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。
- (2)「情報資産」とは、情報（電磁的に記録されたものに限る）及び情報を管理する仕組み（情報システム、システム開発、運用、保守のための資料等）の総称をいう。  
本学においては、学生に関わる個人情報、本学の運営に関する情報、その他本学の運営上重要となる情報及び情報を管理する仕組みを意味する。
- (3)「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (4)「利用者」とは、教職員（役員、非常勤職員を含む）、学生（研究生を含む）、委託業者及びその他許可を得て計算機システム（共同利用施設及び学科等の計算機システム）並びに本学のネットワークを利用する者をいう。
- (5)「基幹ネットワーク管理者」とは、本学が共有する基幹ネットワーク及びそのセキュリティを管理する者をいう。
- (6)「サブネットワーク管理者」とは、基幹ネットワークに接続する個別のネットワーク及びそのセキュリティを管理する者をいう。
- (7)「不正アクセス」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス行為その他の不正な手段により利用者以外の者が行うアクセス又は利用者が行う権限外のアクセスをいう。
- (8)「九州工業大学情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）」とは、本学が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものをいい、本学の情報資産をあらゆる脅威から守るための基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた基準を示し、以下に定義される情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準からなるものをいう。
- (9)「情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）」とは、本学における情報セキュリティ対策に対する根本的な考え方を定義するもので、情報資産をあらゆる脅威から保護すべきかを明らかにし、本学の情報セキュリティに対する取り組み姿勢を示すものをいう。
- (10)「情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）」とは、基本方針に定められた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為及び判断等の基準である基本方針を実現するために何をやるべきかを示すもの

をいう。

(対象範囲)

第3条 この規則の対象範囲は、本学の教育研究業務、事務業務に使用する情報資産及び利用者とする。本学の情報資産及び情報システムを対象とする。

2 人的範囲は、本学のすべての職員（役員、非常勤職員を含む）、学生（研究生を含む）、外部委託業者及び来訪者で本学の情報資産を利用するすべての者を対象とする。

3 また、職員は、学生、外部委託業者及び来訪者にこれを遵守させる義務を負うものとするなければならない。

(組織及び体制)

第4条 この規則において、次の各号に掲げる組織及び体制の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)情報統括責任者であるCIO（Chief Information Officer）は、学長をもって充てる。

(2)最高情報セキュリティ責任者である[CISO（Chief Information Security Officer）]は、副学長（情報・図書館担当）をもって充てる。CISOは、この規則等に基づき、全ての情報セキュリティに関する権限と責任を有し、情報システムの追加・変更の承認等を行うものとする。

(3)九州工業大学情報化推進委員会（以下「委員会」という。）は、本学の情報セキュリティに関する方針等を統括する。本学の情報セキュリティに係わる事項を協議するため、情報化推進委員会の下もとに、情報ネットワーク・セキュリティ専門部会（以下「専門部会」という。）を置くものとする。

(4)最高情報セキュリティ責任者CISOは、情報化推進委員会の長を務める。

(5)情報ネットワーク・セキュリティ専門部会は、本学の電子化情報、情報機器及びネットワークの管理に関する全ての事項を扱うものとする。

(6)基幹ネットワーク管理者は、情報ネットワーク・セキュリティ専門部会の委員をもって充て、その指導と監督の下もとにネットワーク・セキュリティ管理機構が実務を担当する。

(7)サブネットワークの管理運用は、各部局等が行う。サブネットワークには、サブネットワーク管理者（教職員に限る）を置くものとする。サブネットワークの管理運用の実務の一部を学生又は業者に委託することができるが、その責任はサブネットワーク管理者が負うものとする。

(8)本学の計算機には、計算機管理者（教職員に限る）を置くものとする。計算機管理運用の実務の一部を学生又は業者に委託することができるが、その責任は計算機管理者が負うものとする。

(9)ネットワークを利用しない本学の電子化情報及び情報機器の管理については、それを保有する各本学組織(部局、学科、講座、教職員等)が責任を持たなければならない。

(10)各管理者は、この規則及びポリシーを反映したガイドラインを遵守して、管理の任に当たらなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第5条 情報資産を故意による行為（盗聴、不正アクセス、改ざん、破壊等）、過失（入力ミス、操作ミス等）、災害（火災、地震等）、盗難、故障等の被害から守るため、次の各号に掲げる対策を講じざるものとする。

(1)物理的セキュリティ対策 情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講じざるものとする。

(2)人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する権限、責任及び遵守すべき事項を明確に定め、利用者に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発が行われるよう必要な対策を講じざるものとする。

(3)技術的セキュリティ対策 情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御及びネットワーク管理等の技術的対策を講じざるものとする。

(4)運用等におけるセキュリティ対策 情報システムの監視及び情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等、ポリシー運用面の対策を講じざるものとする。

- (5)緊急時におけるセキュリティ対策 緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるような危機管理対策の整備等を講じざるものとする。

(義務)

第6条 利用者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1)基幹ネットワーク管理者、サブネットワーク管理者及び計算機管理者の指示に従わなければならない。
- (2)事故が生じたり欠陥を発見した場合は、速やかにサブネットワーク管理者又は計算機管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
- (3)情報コンセントに計算機を接続して利用する場合は、その情報コンセントの管理者の指示に従わなければならない。
- (4)自己のパスワードは、適切に管理しなければならない。
- (5)他利用者のデータ／ファイルへ無断でのアクセス行為及び他人の個人情報の漏洩等、知的所有権の侵害並びに公序良俗に反する情報の取り扱いをしてはならない。
- (6)本学の計算機・ネットワーク施設（メールアドレスを含む）を用いた商取引をしてはならない。ただし、教職員が教育研究上の利便性を著しく損なう場合は、本学の業務に関連した書籍、物品等の購入を行うことができる。  
ただし、職員が本学の業務上必要な取引や、学生が教育職員の指導の下、教育研究上必要な物品及びサービスの購入にあつてはこの限りではない。（平成16年第11回承認済）
- (7)本学の計算機・ネットワーク施設（メールアドレスを含む）を用いたニュースへの投稿、外部とのチャット及び掲示板に参加してはならない。ただし、学術的な教育研究を目的とし、「個人の意見である」と断った場合を前提とする環境においてはその限りではない。
- (8)ウィルスの流布、攻撃、なりすまし、サイバーストーキングなどの犯罪行為をしてはならない。
- (9)本学の計算機にソフトウェアをインストールする場合は、計算機管理者の承認を得なければならない。
- (10)本学の計算機には、正規に取得したソフトウェア以外のインストールをしてはならない。
- (11)本学の計算機にインストールされたソフトウェアは、ライセンス契約に基づいた方法で利用しなければならない。
- (12)本学の計算機・ネットワーク施設を用いたWWW等による情報発信については、本学における教育研究、業務及び正式に認めた学内組織の活動に関するものとする。

2 教育を目的として利用する計算機システム（情報科学センター又は学科等の教育用計算機システム）では、学生は、計算機管理者の承認を得た場合を除き、自分で作成したもの以外のソフトウェアをインストールしてはならない。

3 本学のネットワークに接続する個人所有の計算機についても本条第1項を適用し、本学及び基幹ネットワーク管理者、サブネットワーク管理者及び計算機管理者は、接続したことによって計算機所有者及び利用者が不利益を受けた場合は、その責を負わない。

(実施手順の作成)

第7条 この規則及び対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するために、別にポリシーの全学情報セキュリティの具体的な実施手順（以下「実施手順」という。）を定めるものとする。

(教育・研修)

第8条 本学は、教職員及び学生に対し、情報セキュリティにおけるソフトウェア、Web等の知的所有権、個人情報情報の漏洩の危険性及び不正アクセスの禁止等の内容について、啓発が行われるよう教育・研修を講じずるものとする。

2 本学の教職員及び学生は、研修会、説明会又は講義等を通じ、ポリシー及び実施手順を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないように努めなければならない。

(情報セキュリティ監査の実施)

第9条 情報セキュリティ対策が遵守されていることを検証するため、定期的に監査を実施するものとする。

(罰則)

第10条 関係する法令等、対策基準に違反した者への罰則については、当該各号に定めるところによる。

(1)教職員については、その重要性や状況等に応じて、懲戒等の対象とする。

(2)学生については、その重要性や状況等に応じて、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号）第61条又は国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）第49条を適用し、懲戒の対象とする。

(3)委託業者及びその他許可を得た者については、計算機システム（共同利用施設及び学科等の計算機システム）及び本学のネットワークの利用を禁止する。

(4)比較的多数の利用者が利用する計算機システムでは、利用者が遵守すべき事項を必要に応じて別に定め、利用者に周知しなければならない。また、遵守すべき事項に違反した利用者は、処分をすることができる。

(評価及び見直し)

第11条 情報セキュリティ監査の結果等により、ポリシー、対策基準に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化等を踏まえ、この規則、対策基準及び実施手順の見直しを実施するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、利用者は、法令、学内規則、ポリシー及び実施手順を遵守し、これに従わなければならない。

2 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月2日から施行する。

附 則（平成15年九工大規則第20号）

この規則は、平成15年12月3日から施行し、平成15年11月4日から適用する。

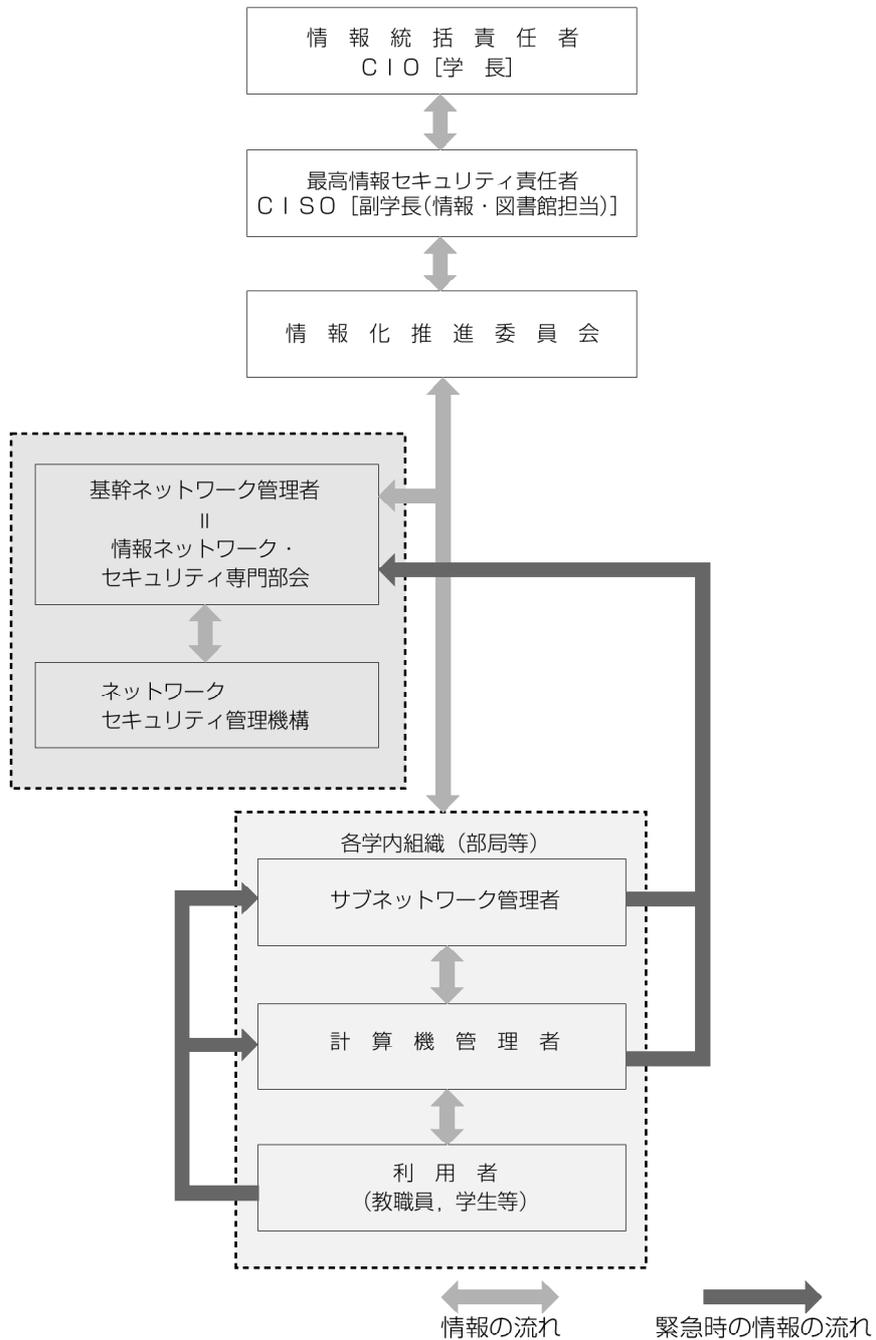
附 則（平成16年九工大規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年九工大規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

情報セキュリティ・不正アクセス防止関係の委員会組織図



## 5. 入学前の既修得単位等の取扱いについて

本学に入学する前に国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第51条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）及び第52条（大学以外の教育施設等における学修）並びに国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第35条（他の大学院における授業科目の履修等）に定める履修等により修得した単位は、学則第53条及び大学院学則第37条の定めるところにより、本学において修得したもものとして認定することができるものとし、その取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、学部第1年次生にあっては別記様式1、大学院第1年次生にあっては別記様式2による既修得単位認定願に当該大学等の成績証明書等を添えて、当該学部長又は当該研究科長に願出のものとする。
- 2 前項の願出は、入学後、速やかに行うものとする。
- 3 入学後の履修の申告にあっては、第1項による単位の認定がないものとして、所定の手続きを行うものとする。
- 4 前項の手続きの後、単位の認定があった場合は、速やかに履修科目の変更手続きを行うものとする。
- 5 第1項による単位の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

付 記（略）

別記様式 1

<b>既 修 得 単 位 認 定 願</b>		
年	月	日
殿		
所 属		学部 学科
学生番号 氏 名 単位修得大学 学部・学科又 は 機 関 名		
学則第53条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて申請します。		

別記様式 2

<b>既 修 得 単 位 認 定 願</b>		
年	月	日
殿		
所 属		研究科 専 攻
学生番号 氏 名 単位修得大学院 学部・学科又 は 機 関 名		
大学院学則第37条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて申請します。		

## 6. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて

(目 的)

- 1 この取扱いは、本学に在学する学生が、国際交流協定に基づき外国の大学又は短期大学に派遣される場合において、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第51条に規定する修得単位以外の学修成果を、本学において修得した単位とみなし、単位を認定する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(単位の認定)

- 2 前項の学修成果については、当該学生の所属する学部（以下「当該学部」という。）の教授会の議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。

(認定単位数)

- 3 前項により認定される単位数は、学則第50条、第51条及び第52条により修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(その他)

- 4 この取扱いに関し、必要な事項は当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が定めるものとする。

付 記

この取扱いは、平成16年4月1日から施行する。

# 7. 九州工業大学学生交流に関する規則

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第51条及び国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第35条の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び大学院学則第36条の規定に基づき、本学の大学院の学生で、他の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに大学学則第66条及び大学院学則第44条の規定に基づき、他の大学等又は他の大学院（以下「他の大学等」という。）の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び大学院学則第47条の規定に基づき、他の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学間の協議)

第2条 大学学則第51条及び第66条並びに大学院学則第35条、第36条、第44条及び第47条の規定に基づく本学と当該大学等との協議は、次に掲げる事項について、当該学部又は生命体工学研究科の教授会若しくは当該大学院の研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

(1) 授業科目の範囲又は研究題目

(2) 履修期間又は研究指導期間

(3) 対象となる学生数

(4) 単位の認定方法

(5) 授業料等の費用の取り扱い方法

(6) その他必要事項

2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生及び特別研究学生の受け入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

## 第2章 派遣学生及び派遣研究学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあつては当該研究科長。以下「学部長等」という。）に願出しなければならない。

2 派遣研究学生として、他の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該研究科長に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願出があったときは、教授会等の議を経て、学部長等が当該他大学等の長に依頼し、その承認を経て派遣を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会等の議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学

部長等と協議の上、許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

（修業年限及び在学年限の取り扱い）

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学年限に算入する。

（履修報告書等の提出）

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部長等の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに当該研究科長に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部長等の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

（単位の認定）

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会等の議に基づき、次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

(1) 学部の学生にあつては60単位

(2) 大学院の学生にあつては10単位

（授業料等）

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても大学学則又は大学院学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

（派遣許可の取消し）

第10条 学部長等は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の議を経て、当該他大学等の学部長等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

### 第3章 特別聴講学生及び特別研究学生

（出願手続）

第11条 特別聴講学生又は特別研究学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他の大学等の学部長等を通じて、学部長等に提出しなければならない。

(1) 本学所定の特別聴講学生願又は特別研究学生願

(2) 学業成績証明書

(3) 当該他の大学等の長又は学部長等の推薦書

（受入れの許可）

第12条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他の大学等の長又は学部長等からの依頼に基づき、教授会等の議を経て学長が行う。

2 前項の選考の結果に基づき受入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

（履修期間等）

第13条 特別聴講学生の履修期間又は特別研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会等の議を経て、学部長等が当該他の大学等の長又は学部長等と協議の上、許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程又は修士課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

（授業科目等の範囲）

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

（学業成績証明書）

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、研究科長は、研究指導状況報告書を交付するものとする。

（学生証）

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

（検定料、入学料及び授業料）

第17条 特別聴講学生等にかかる検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。

3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、別に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

(1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等教育局長裁定）に基づく者である場合。

(2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく者である場合。

(3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく者である場合。

4 既納の授業料は、還付しない。

（受入れ許可の取り消し）

第18条 学部長等は、特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の議を経て、当該他の大学等の長又は学部長等と協議の上、受入れ許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

## 第4章 雑 則

（細 則）

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学部長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 8. 九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第67条第3項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の人間科学科目履修の特例について定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 留学生に開設する日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）の授業科目は次のとおりとする。

区分	授 業 科 目	単 位		授 業 時 間 数								備 考	
		必 修	選 択	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
日 本 語 科 目	日 本 語 A I		1	2									科学技術日本語は、 情報工学部のみ開講
	日 本 語 A II		1		2								
	日 本 語 B I		1	2									
	日 本 語 B II		1		2								
	日 本 語 C I		1			2							
	日 本 語 C II		1				2						
科学技術日本語		1						2					
関 する 科 目	日 本 事 情 A		2	(2)		(2)						( )はいずれかの 年次に履修 できる	
	日 本 事 情 B		2		(2)	(2)							
	日 本 事 情 C		2	(2)		(2)		(2)					
	日 本 事 情 D		2		(2)		(2)		(2)				

(備考) 日本語C I及び日本語C IIを履修できる者は日本語A I、日本語A II、日本語B I、日本語B IIを履修した者及びそれと同等以上の語学力がある者とする。

(修得単位の振替)

第3条 留学生が前条に掲げる日本語科目等を履修し、修得した単位は、学則第57条第1項並びに九州工業大学工学部学修細則（昭和49年九工大規則第5号）及び九州工業大学情報工学部学修細則（昭和62年九工大細則第2号）の各別表履修課程表（以下「履修課程表」という。）に規定する卒業要件単位として、次の各号に定めるとおり振り替えることができる。

- (1) 日本語科目の単位は、工学部にあつては、人間科学科目の外国語系科目の単位に振り替えることができ、情報工学部にあつては、人間科学科目の言語系科目の単位に振り替えることができるが、新修外国語の必修科目に振り替えることができるのは、「日本語A I」又は「日本語B I」に限る。
- (2) 日本事情に関する科目は、工学部にあつては、人間科学科目の人文社会系選択必修科目の単位に、情報工学部にあつては、人間科学科目の人文社会系科目の単位に振り替えることができる。

(単位の計算方法)

第4条 日本語科目等の単位の計算は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 日本語科目については、毎週2時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 日本事情に関する科目については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

## 9. 九州工業大学研究生規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第63条第2項及び国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第46条第2項の規定に基づき、研究生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

(入学資格者)

第3条 学部及び大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 前号の者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願手続き)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身校の成績証明書
- (3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、学部の研究生にあつては当該学部の教授会、大学院の研究生にあつては当該研究科委員会又は生命体工学研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）において選考する。

2 合格者が所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、当該学部の教授会又は当該研究科委員会の議を経て、1年を限度に在学期間の延長を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、必要に応じて在学期間を定める。

(講義・実験等への出席)

第7条 研究生は、指導教員が必要と認める場合は授業科目担当教員の許可を得て、その講義・演習又は実験に出席することができる。

(研究報告書)

第8条 研究生は、在学期間の終了時に研究報告書を提出するものとする。

(研究生の授業料等)

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 授業料は、その在学予定期間に応じ6月分に相当する額（6月分未満の場合は当該月分に相当する額）を当該期間の最初の月に納付しなければならない。

(学則の準用)

第10条 学則第21条、第22条、第23条、第30条、第41条、第42条（第2号から第4号までを除く。）、第61条及び第75条の規定は学部の研究生に、大学院学則第11条、第17条、第28条、第29条（第2号から第4号までを除く。）、第49条及び第50条の規定は大学院の研究生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成18年度4月1日から施行する。

## 10. 九州工業大学聴講生規則

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第64条第2項及び国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、聴講生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格者)

第3条 学部の聴講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学又は大学を卒業した者
- (2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められた者

2 大学院の聴講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

(入学の出願手続き)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身学校の成績証明書
- (3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、学部の聴講生にあつては当該学部の教授会、大学院の聴講生にあつては当該研究科委員会又は生命体工学研究科教授会において選考する。

2 合格者が所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 聴講生の在学期間は、入学の際に聴講を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(単位の授与等)

第7条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所要資格取得のために授業科目を聴講し、当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 聴講した授業科目については、願い出により聴講証明書を交付する。

(聴講生の授業料等)

第8条 聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 授業料は、聴講を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない。

(学則の準用)

第9条 学則第21条、第22条、第23条、第30条、第41条、第42条（第2号から第4号までを除く。）、第61条及び第75条の規定は学部の聴講生に、大学院学則第11条、第17条、第28条及び第29条（第2号から第4号までを除く。）並びに学則第61条及び第75条の規定は大学院の聴講生に、それぞれ準用する。ただし、学則61条を準用する場合には、「当該学部の教授会」を「当該研究科の研究科委員会又は教授会」に読み替える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

# 11. 九州工業大学科目等履修生規則

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第65条第2項及び国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号。以下「大学院学則」という。）第45条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格者)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学又は大学を卒業した者
- (2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められた者

2 大学院の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 最終出身校の成績証明書
- (3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書（入学者の選考及び入学許可）

第5条 前条の志願者については、学部の科目等履修生にあっては当該学部の教授会、大学院の科目等履修生にあっては当該研究科委員会又は生命体工学研究科教授会において選考する。

2 合格者が所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は1年以内とし、入学の際に履修を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(単位の授与等)

第7条 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

(科目等履修生の授業料等)

第8条 科目等履修生の検定料、入学金及び授業料の額は、別に定める。

2 授業料は、履修を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない。

第9条 学則第21条、第22条、第23条、第30条、第41条、第42条（第2号から第4号までを除く。）、第61条及び第75条の規定は学部の科目等履修生に、大学院学則第11条、第17条、第28条及び第29条（第2号から第4号までを除く。）並びに学則第61条及び第75条の規定は大学院の科目等履修生に、それぞれ準用する。ただし、学則第61条を準用する場合には、「当該学部の教授会」を「当該研究科委員会又は教授会」に読み替える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 12. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州工業大学学則（平成16年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第52条第2項に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成3年文部省告示第68号）に基づき、当該学部が別に定める学修とする。

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長に申請するものとする。

(単位認定)

第4条 単位認定は、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

2 担当教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第5条 当該学部長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補 則)

第6条 この規定に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、当該学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書

平成 年 月 日

学 部 長 殿

授業担当教員印

所属学部 \_\_\_\_\_

学生番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

学則第52条の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により申請します。

### 記

1 認定を申請する単位

認定を申請する単位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修					
授業科目の 区 分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	評価	備考

2 添付書類

- ① 成績証明書      ② 授業科目に係る講義要目を記載した書類
- ③ その他 \_\_\_\_\_

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書

所属学部 \_\_\_\_\_

学生番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

認 定 す る 単 位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の 区 分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	備考

学則第52条の規定に基づき、上記のとおり本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する。

平成 年 月 日

学 部 長



## 13. 九州工業大学附属図書館利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第7条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利 用 者)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 九州工業大学（以下「本学」という。）に所属する職員及び研究員等並びにこれらに準ずる者
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) 附属図書館長又は情報工学部分館長（以下「館長等」という。）が特に許可した者

2 図書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経なければならない。

(証明書等の携帯・提示)

第3条 利用者は、次に掲げる証明書等を携帯しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者は、身分証明書
- (2) 前条第1項第2号に該当する者は、学生証
- (3) 前条第1項第3号の規定により許可を受けた者は、その許可証
- (4) 国立大学図書館相互利用実施要項による者は、身分証明書又は学生証

2 利用者は、図書館職員の求めに応じ、前項の証明書等を提示しなければならない。

(開館の期間及び時間)

第4条 図書館の開館の期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、臨時に変更することがある。

期間 曜日	授業期間 (右記以外の期間)	春期、夏期及び冬 期休業期間	学期末試験期間 (試験期開始前 2週間を含む。)
月曜日～金曜日	8時30分～20時	8時30分～17時	8時30分～22時
土曜日	11時～19時	休館	11時～19時
日曜日・祝日	休館	休館	11時～19時

注：「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(休 館 日)

第5条 図書館の休館日は、前条に規定する場合を除き次のとおりとする。ただし、館長等が特に必要があると認めるときは、臨時に変更し、又は休館することができる。

- (1) 開学記念日（5月28日）
- (2) 業務整理のため指定する日（月の最初の水曜日）
- (3) 12月28日から翌年の1月4日まで

(閲 覧)

第6条 利用者は、図書館資料を閲覧しようとするときは、原則として指定された閲覧室で行うものとする。

2 利用者は、図書館資料の閲覧を終ったときは、もとの位置に返却しなければならない。

(閲覧の制限)

第7条 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分

(2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間

(3) 資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の登録手続きを経なければならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、別表のとおりとする。ただし、館長等が特に必要があると認めるときは、変更することがある。

(転貸の禁止)

第10条 館外貸出しを受けた者は、図書館資料の保管責任を負うものとし、他に転貸してはならない。

(貸出し禁止の図書館資料)

第11条 次に掲げる図書館資料は、原則として貸出しをしない。

(1) 貴重図書

(2) 事典、辞書及び便覧類

(3) 年鑑、統計書及び地図類

(図書館資料の貸出し期間変更)

第12条 職員に貸し出した図書館資料は、毎年5月末日にこれを更新するものとする。

(貸出し図書館資料の返却)

第13条 次に掲げる者は、貸出期間中であっても貸出しを受けた図書館資料を直ちに返却しなければならない。

(1) 職員及びこれに準ずる者で退職、休職、転出又は3月以上本学を離れる者

(2) 学生及びこれに準ずる者で休学、退学、除籍、卒業、修了又は1月以上欠席する者

(視聴覚資料)

第14条 利用者は、視聴覚資料（設備を含む。以下同じ。）を利用しようとするときは、所定の利用手続きを経なければならない。

(利用心得)

第15条 図書館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書館資料及び設備を損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

(3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) 図書館資料備付けの位置を乱さないこと。

(資料の複写)

第16条 図書館資料の複写を希望する者は、九州工業大学附属図書館文献複写規程（平成元年九工大規程第10号）の定めるところによらなければならない。

(相互利用)

第17条 利用者は、他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校の図書館（以下「他大学等図書館」という。）が所蔵する図書館資料を利用しようとする場合において、図書館の利用依頼を必要とするときは、所定の手続きを経なければならない。

2 他大学等図書館からの資料の利用の申込みがあったときは、本学における教育研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(参考調査)

第18条 利用者は、教育研究等のため参考となる資料の調査及び学術情報の提供を依頼しようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

(弁償)

第19条 利用者は、図書館資料又は設備を亡失若しくは損傷したときは、弁償しなければならない。

(利用の禁止)

第20条 この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を禁止することがある。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

## 別表（第9条関係）

区 分	学生用図書		研究用図書		未製本雑誌		製本雑誌	
	冊 数	期 間	冊 数	期 間	冊 数	期 間	冊 数	期 間
職 員	5冊以内	2週間以内	30冊以内	1年以内	5冊以内	1週間以内	5冊以内	1週間以内
大 学 院 学 生	5冊以内	2週間以内	5冊以内	1月以内	5冊以内	1週間以内	5冊以内	1週間以内
学 部 学 生	5冊以内	2週間以内	5冊以内	2週間以内	5冊以内	1週間以内	5冊以内	1週間以内
学 外 者	5冊以内	2週間以内	5冊以内	2週間以内	貸 出 し し な い			

## 14. 九州工業大学附属図書館利用細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学附属図書館利用規程（昭和48年九工大規程第7号。以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の円滑な利用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(学外者等の利用)

第2条 規程第2条第1項第3号の規定により、附属図書館長又は情報工学部分館長（以下「館長等」という。）が許可する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学に在職したことがある者
- (2) 本学を卒業又は修了した者
- (3) 本学に短期滞在中の研究者、研究員、研修者等
- (4) 国公立の教育研究機関に在職する者
- (5) 他の大学に在学する者で、当該大学図書館長から利用の依頼のあった者
- (6) 一般市民等で利用対象者として認められる者

2 学外者で図書館を利用しようとする者（以下「学外利用者」という。）は、別記様式第1号の学外利用者名簿に必要事項を記入し、併せて身分を明らかにする書類等を提示しなければならない。

3 館長等は、前項による願い出を適当と認めたときは、別記様式第2号の利用許可証を発行するものとする。

4 学外利用者が利用できる範囲は、館内閲覧及び文献複写とする。ただし、特に館長等が必要と認めた者は、図書館資料（以下「資料」という。）の貸出しを受けることができるものとする。

(図書館利用者カード)

第3条 学外利用者が、図書館を継続的に利用し、併せて資料の貸出しを受けようとするときは、別記様式第3号の九州工業大学附属図書館利用者カード交付申請書により申請しなければならない。

2 館長等は、前項による申請が適当と認めたときは、別記様式第4号の九州工業大学附属図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を発行するものとする。

3 学外利用者が、利用者カードを紛失し、又は汚損したときは、速やかに別記様式第5号の九州工業大学附属図書館利用者カード紛失、汚損届・同再交付申請書により届け出なければならない

4 学外利用者が、前項の届け出を怠り、紛失した利用者カードを他人に使用されたときの弁償責任は、学外利用者がその責を負わなければならない。

5 学外利用者が交付を受けた利用者カードは、他の館でも利用できる。

第4条 削除

(臨時の休館日)

第5条 規程第5条ただし書きの規定による臨時の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 入学者選抜大学入試センター試験日
- (2) 本学が実施する入学者選抜個別学力検査日
- (3) その他やむを得ない事情により館長等が定める日

(入退館)

第6条 利用者は、館内に学習、研究等に必要な持込品以外の物品を持ち込んで서는ならない。

2 利用者が退館する際、ブックディテクション（図書亡失予防装置）の警報が作動した場合は、所持品を提示して確認を受けなければならない。

(貸出手続)

第7条 利用者が資料の貸出しを受けるときは、当該資料に規程第3条に規定する証明書等又は図書館利用者カードを添えて申し込むものとする。

(貸出資料の返却)

第8条 利用者は、貸出しを受けた資料を、所定の期限までに必ず返却しなければならない。

2 利用者は、貸出しを受けた資料を返却しようとするときは、受付の職員に提出するものとする。ただし、時間外又は休館のときは、正面玄関に設置の図書返却ポストへの投函により返却したものとみなす。

3 利用者は、図書館の管理運営上、貸出期間中に当該資料の返却を求められたときは、直ちに返却しなければならない。

(貸出超過措置)

第9条 利用者は、規程第9条に規定する貸出冊数及び貸出期間を超過したときは、当該資料を返却するまで、他の資料の貸出しを受けることができない。

(視聴覚資料の利用)

第10条 利用者が視聴覚資料を利用しようとするときは、別記様式第6号の視聴覚資料利用簿に記帳し、視聴覚資料及び関係機器を借り受けるものとする。

2 利用者は、視聴覚資料を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

(1) 借り受けた視聴覚資料及び関係機器は、指定された場所で利用しなければならない。

(2) 視聴覚機器の操作は、利用者が行うものとし、備付けの操作書に従って丁寧に取り扱わなければならない。

(3) 機器等に損傷等が生じた場合は、直ちに係員に申し出なければならない。

(4) 利用後は、機器等の状態を原状に復すること。

3 視聴覚資料の貸出しについては、別に定める。

(図書館間の相互利用)

第11条 図書館間の相互協力による図書館の利用は、所属大学で所蔵しない図書の利用による教育研究又は学習を目的とする場合に限るものとする。

(他機関への依頼)

第12条 他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校(以下「他大学等図書館」という。)が所蔵する図書館資料を閲覧利用しようとする者は、別記様式第7号の他大学等図書館利用願に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の承認を受けた者は、別記様式第8号の他大学等図書館利用許可願の交付を受け、当該図書館長に提出するものとする。

第13条 他大学等図書館が所蔵する図書を借用しようとする者は、別記様式第9号の現物貸借申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする

2 前項の借用については、館長等から当該図書館長に依頼するものとする。

第14条 他大学等図書館が所蔵する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、別記様式第10号の文献複写申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 利用者は、前項に規定する文献複写の依頼に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 著作権法(昭和45年法律第48号)の文献複写に関する規定に従うこと。

(2) 校費支弁により全ページの複写を申し込むときは、別に定める文献複写申込書に別記様式第11号の全ページ複写誓約書を添付して提出すること。この場合の複写物は図書館の蔵書として登録するものとする。

(他機関からの依頼)

第15条 館長等は、規程第17条第2項の規定に基づき、他大学等図書館長から次の各号に掲げる事項について依頼があったときは、本学の利用に支障のない範囲内において、これに応じるものとする。

- (1) 館内利用（図書の館内利用、参考調査及び文献複写の利用）
  - (2) 図書貸出（図書館所蔵の依頼機関への貸出し）
  - (3) 文献複写（図書館所蔵図書の複写による提供）
- 2 前項第2号に規定する図書貸出は、1機関について3冊までとし、その期間は図書発送の日から返却到着の日を含め1月以内とする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、本学職員及び学生の利用に著しく支障をきたすと判断される場合は、貸出冊数及び期間の制限をすることがある。
  - 4 第1項第3号に規定する文献複写は、著作権法の文献複写に関する規定及び九州工業大学附属図書館文献複写規程（平成元年九工大規程第10号）の範囲内で受け付けるものとし、全ページ複写の依頼については、当該依頼機関の図書として登録することを条件とする。

（利用経費）

第16条 図書の貸借及び文献複写の取扱いに要する経費は、利用者又は当該依頼機関の負担とする。

（相互利用の秩序）

第17条 相互利用による利用者は、本学又は依頼先の図書館関係諸規則を遵守しなければならない。

（参考調査）

第18条 利用者が、規程第18条の規定により、参考調査を依頼するときは、別記様式第12号の参考調査票により申し込むものとする。ただし、即時調査その他軽易な事項については、口頭、電話等で申し込むことができる。

2 参考調査業務を依頼できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の利用に関する一般的援助及び指導
- (2) 学術文献の所在及び書誌的調査

（資料亡失等の届出及び弁償）

第19条 利用者は、資料を亡失、汚損又は損傷したときは、速やかに別記様式第13号の図書亡失・損傷届を提出しなければならない。

2 利用者が、規程第19条の規定に基づき、資料をもって弁償する場合は、原則として、同一の資料とする。ただし、同一の資料が入手できない場合は、附属図書館事務長（分館にあっては、分館業務主任）の指定する同種の資料をもって弁償することができるものとする。

3 利用者は、図書館設備等を損傷したときは、直ちに職員に報告し、原状に回復し、又はその損害に相当する費用を弁償しなければならない。

附 則 （略）

## 15. 九州工業大学附属図書館文献複写規程

九州工業大学附属図書館文献複写規程（昭和49年九工大規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第7条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館が受託する文献複写について、必要な事項を定めることを目的とする

（受託の条件）

第2条 受託する文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とするものでなければならない。

（申込手続）

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、別記様式第1号の文献複写申込書を附属図書館長に提出し、承認を得なければならない

（文献複写料金の納入）

第4条 文献複写料金は、国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに参加する機関を除き前納しなければならない。

2 納付された文献複写料金は、還付しない。

（文献複写料金）

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

（文献複写料金の処理）

第6条 国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに係る文献複写料金の処理は、NII文献複写料金相殺サービス利用規程によるものとする。

（雑則）

第7条 学内の予算で精算する文献複写について必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

### 別表（第5条関係）

文 献 複 写 料 金

種 別	区 分	学 内 者	学 外 者	
			相殺参加機関	そ の 他
電子複写方式による 文献複写料金	A 3 版以下	20円	40円	50円
カラーによる文献複 写料金	A 3 版以下	80円	100円	110円

※ 通信運搬費は、別途に実費を徴収するものとする。



## 16. 授業料未納者への督促時期について

区分	督促の種類	督促月日	督促方法	備考
前 期 分	掲 示	5月1日（第1回）	5月1日現在の未納学生あてに会計課長名で掲示により督促する。	
	督 促 状	7月4日（第2回）	7月4日現在の未納学生の保証人あて、督促状により督促する。	
	督 促 状	9月1日（第3回）	9月1日現在の未納学生の保証人あて、督促状により督促する。	
後 期 分	掲 示	11月1日（第1回）	11月1日現在の未納学生あてに会計課長名で掲示により督促する。	
	督 促 状	1月4日（第2回）	1月4日現在の未納学生の保証人あて、督促状により督促する。	
	督 促 状	3月1日（第3回）	3月1日現在の未納学生の保証人あて、督促状により督促する。	

ただし、授業料免除申請者の督促については別に定める予定です。

# 17. 九州工業大学建物配置図

建物配置図 (戸畑キャンパス)

○印は講義室のある建物を示す。

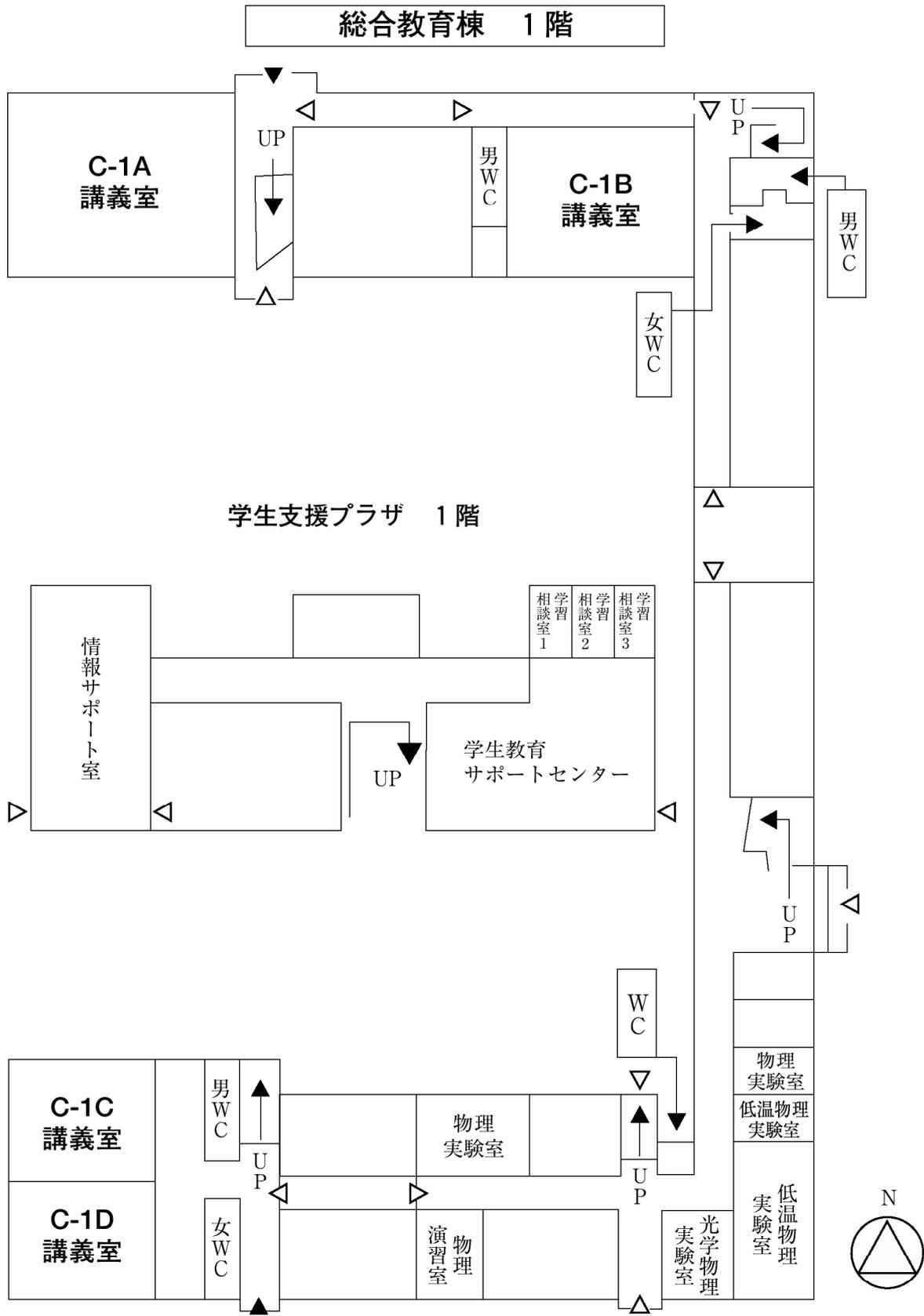
- ① 正門
- ② 本部棟
- ③ 資料館・工学部事務部
- ④ 記念講堂
- ⑤ 正門守衛所
- ⑥ ○ 教育研究1号棟
- ⑦ 実験1号棟
- ⑧ 教育研究2号棟
- ⑨ ○ 情報科学センター
- ⑩ ○ 教育研究3号棟
- ⑪ ○ 教育研究4号棟
- ⑫ ○ 教育研究5号棟
- ⑬ 共用棟
- ⑭ 実習工場A棟
- ⑮ 実習工場B棟
- ⑯ 保健センター
- ⑰ 学生会館 (学生食堂)
- ⑱ 省資源開発実験室
- ⑲ 産学連携推進センター
- ⑳ 西門守衛所
- ㉑ 環境科学センター
- ㉒ 環境科学センター管理室
- ㉓ 廃液保存庫
- ㉔ 倉庫
- ㉕ ○ 総合教育棟
- ㉖ 附属図書館
- ㉗ 福利施設 (食堂・売店)
- ㉘ ○ 教育研究6号棟
- ㉙ 教育研究7号棟
- ㉚ ○ 教育研究9号棟
- ㉛ 教育研究10号棟
- ㉜ ○ 学生支援プラザ
- ㉝ 実験2号棟
- ㉞ 教育支援課
- ㉟ ○ 教育研究8号棟
- ㊱ ○ 総合研究棟
- ㊲ 機器分析センター
- ㊳ サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
- ㊴ 武道場
- ㊵ 超高速衝突実験室
- ㊶ 実験3号棟
- ㊷ 弓道場
- ㊸ 体育館
- ㊹ 課外活動共用施設
- ㊺ 学生寄宿舎
- ㊻ 国際交流会館A
- ㊼ 国際交流会館B
- ㊽ 自動車部車庫
- ㊾ 運動場
- ㊿ 多目的グラウンド
- 1 テニスコート
- 2 野球場



## 主 要 講 義 室 等 案 内

No.	建 物 名 称	階	講義室等名称	No.	建 物 名 称	階	講義室等名称		
㊸	総合教育棟 北	1	C-1A 講義室	⑩	教育研究 3 号棟 (電気工学科・情報工学科)	1	3-1A 講義室 (ホ1講義室)		
			C-1B 講義室				3-1B 講義室 (ホ2講義室)		
		2	C-2A 講義室				3-1C 講義室 (ホ3講義室)		
			C-2B 講義室			4-1A 講義室 (セ1講義室)			
		3	C-3A 講義室			⑪	教育研究 4 号棟 (機械知能工学科・制御棟)	2	4-2A 講義室 (セ2講義室)
			C-3B 講義室						4-2B 講義室
	総合教育棟 南	1	C-1C 講義室	⑫	教育研究 5 号棟 (電気工学科・電気電子棟)	2	5-2A 講義室 (共用21講義室)		
			C-1D 講義室				5-2B 講義室 (共用22講義室)		
		2	C-2C 講義室	㉘	教育研究 6 号棟 (物質工学科・材料棟)	1	6-1A 講義室 (ヤ1講義室)		
			C-2D 講義室				6-1B 講義室 (ヤ2講義室)		
			C-2E 講義室			2	6-2A 講義室 (ヤ3講義室)		
		3	C-2F 講義室	㉙	教育研究 8 号棟 (物質工学科・応用化学棟)	2	8-2A 講義室 (化3講義室)		
			C-3C 講義室	㉚	教育研究 9 号棟 (学務部・物質工学科棟)	3	9-3A 講義室 (材1講義室)		
			C-3D 講義室				情報教育室		
㊹	教育研究 1 号棟 (機械知能工学科・ 建設社会工学科棟)	2	1-2A 講義室 (共用23講義室)	㉛	総合研究棟	2	S-2A 講義室 (大学院講義室)		
			1-2B 講義室 (共用24講義室)				S-2B 講義室 (大学院ゼミ室)		
			1-2C 講義室 (院1講義室)				41	実験 3 号棟 (化学実験室)	1
	3	1-3A 講義室 (共用25講義室)	9	情報科学センター	1	AV 講義室			
		1-3B 講義室 (共用26講義室)				端末講義室 1			
		1-3C 講義室 (共用27講義室)				端末講義室 2			
		1-3D 講義室 (共用28講義室)							
		1-3E 講義室 (共用教育室)							

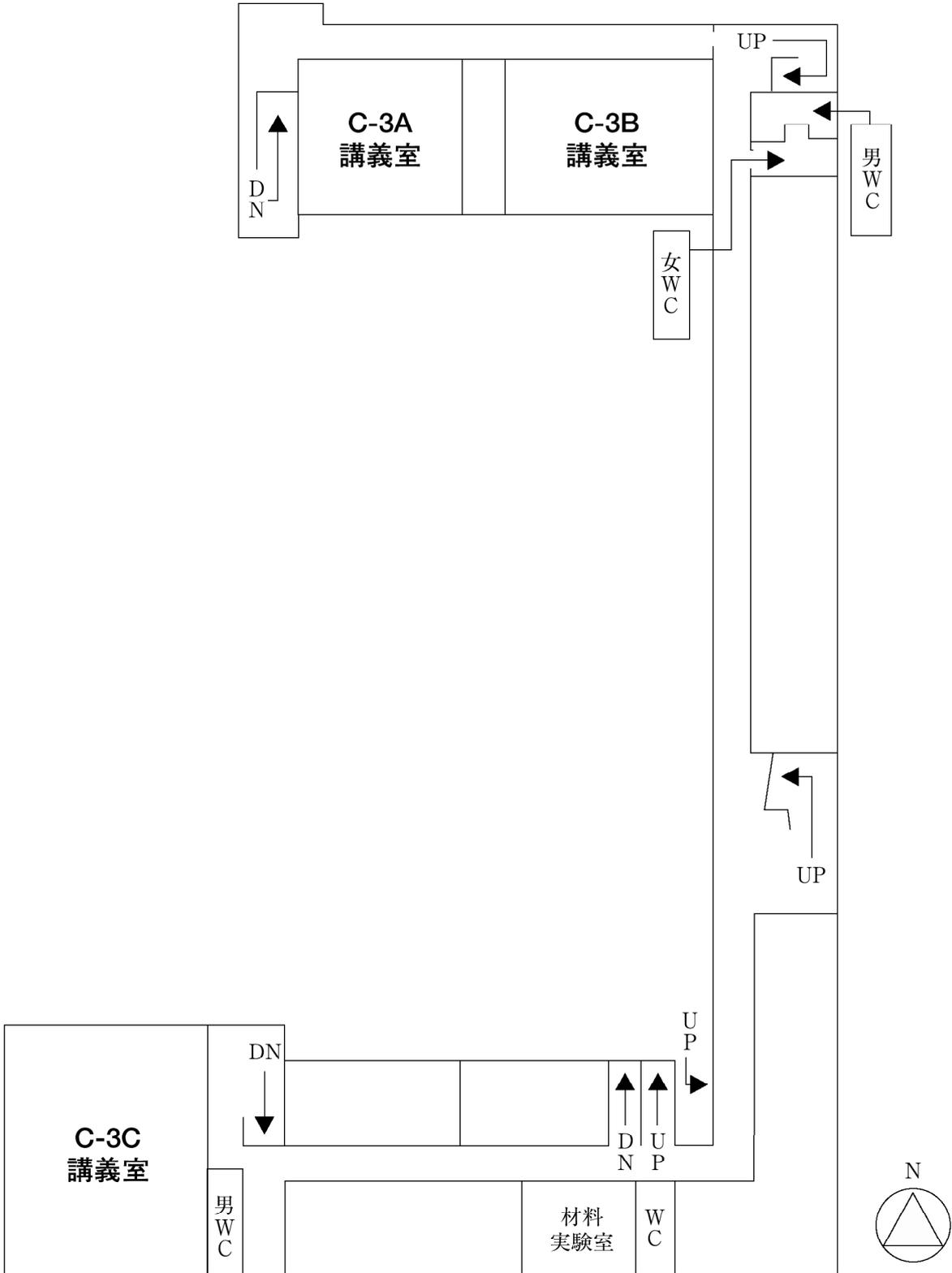
※ ( ) は旧名称



総合教育棟 2階

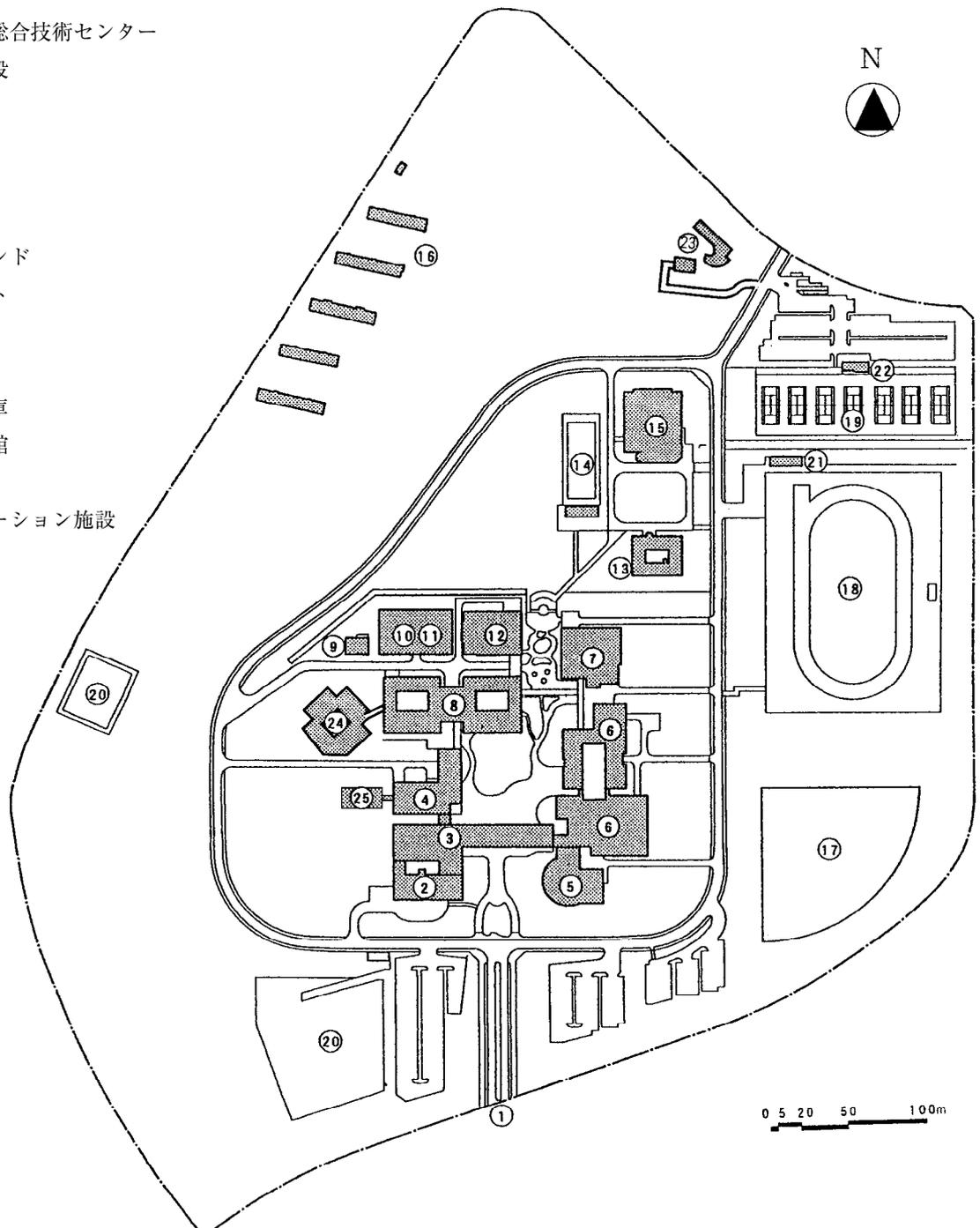


総合教育棟 3階

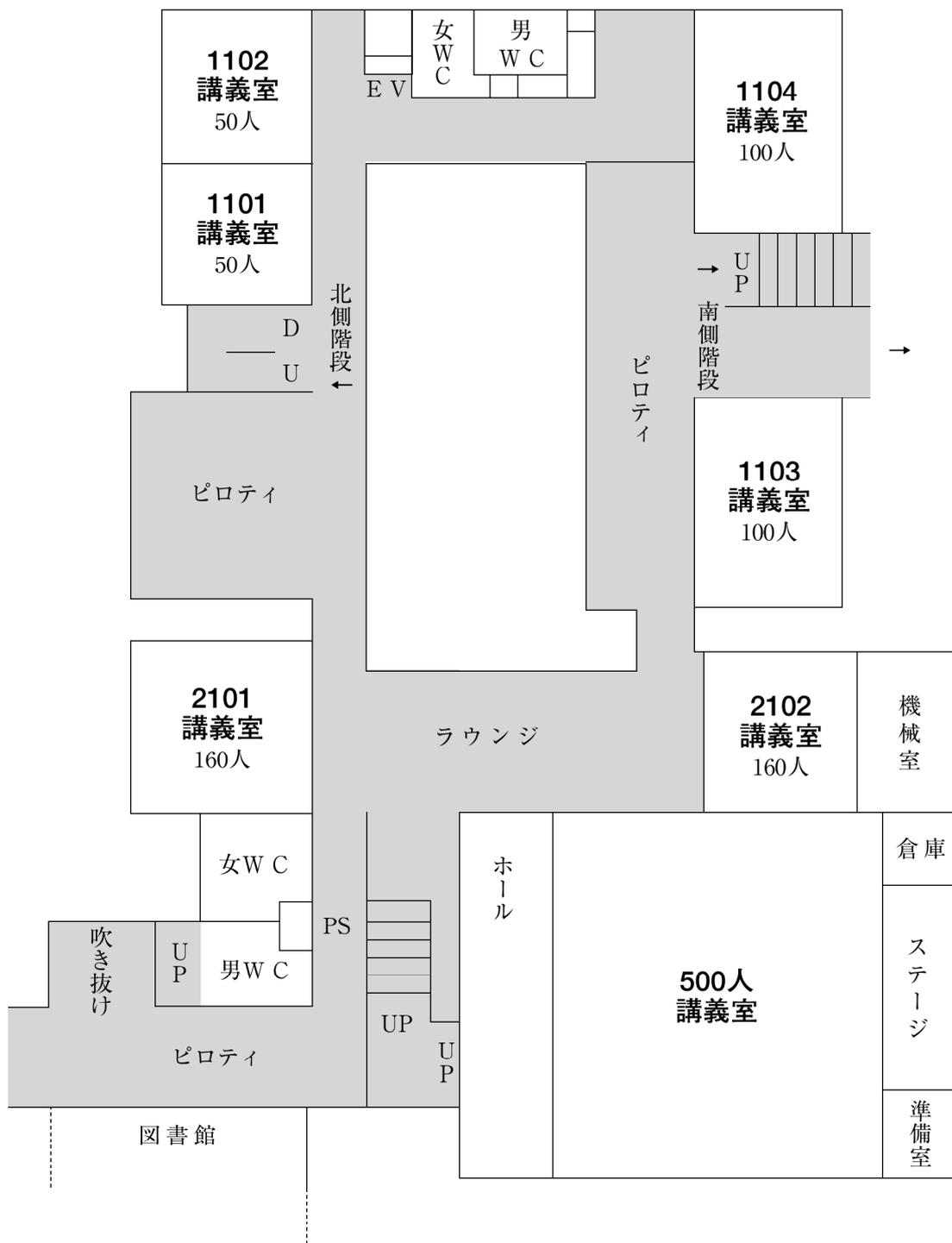


1. 正 門
2. 研究管理棟
3. 共通教育研究棟
4. 情報科学センター
5. 附属図書館分館
6. 講義棟
7. 福利施設
8. 研究棟
9. RI実験施設
10. システム創成・機械別棟
11. 実習棟
12. マイクロ化総合技術センター
13. 課外活動施設
14. プール
15. 体育館
16. 職員宿舍
17. 野球場
18. 多目的グラウンド
19. テニスコート
20. 調整池
21. 体育器具庫
22. テニス器具庫
23. 国際交流会館
24. 総合研究棟
25. インキュベーション施設

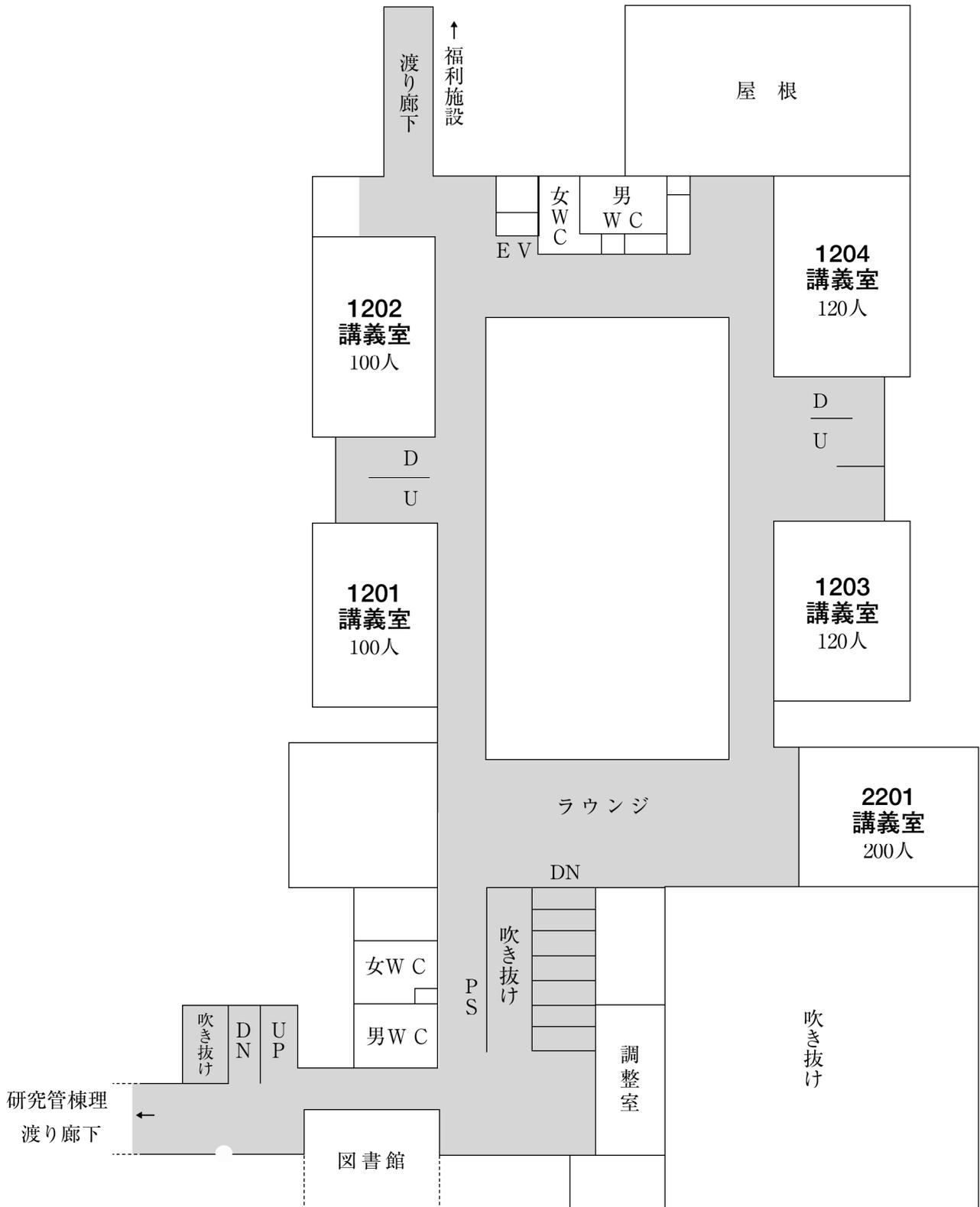
建物配置図（飯塚キャンパス）



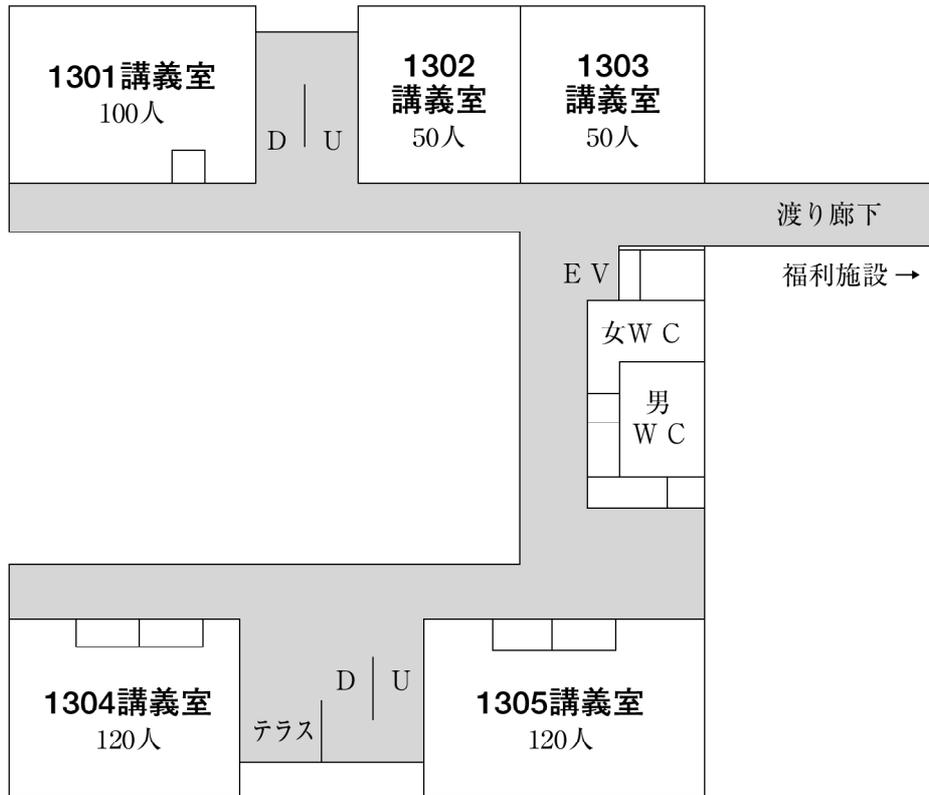
## 大講義棟・講義棟（1階）配置図



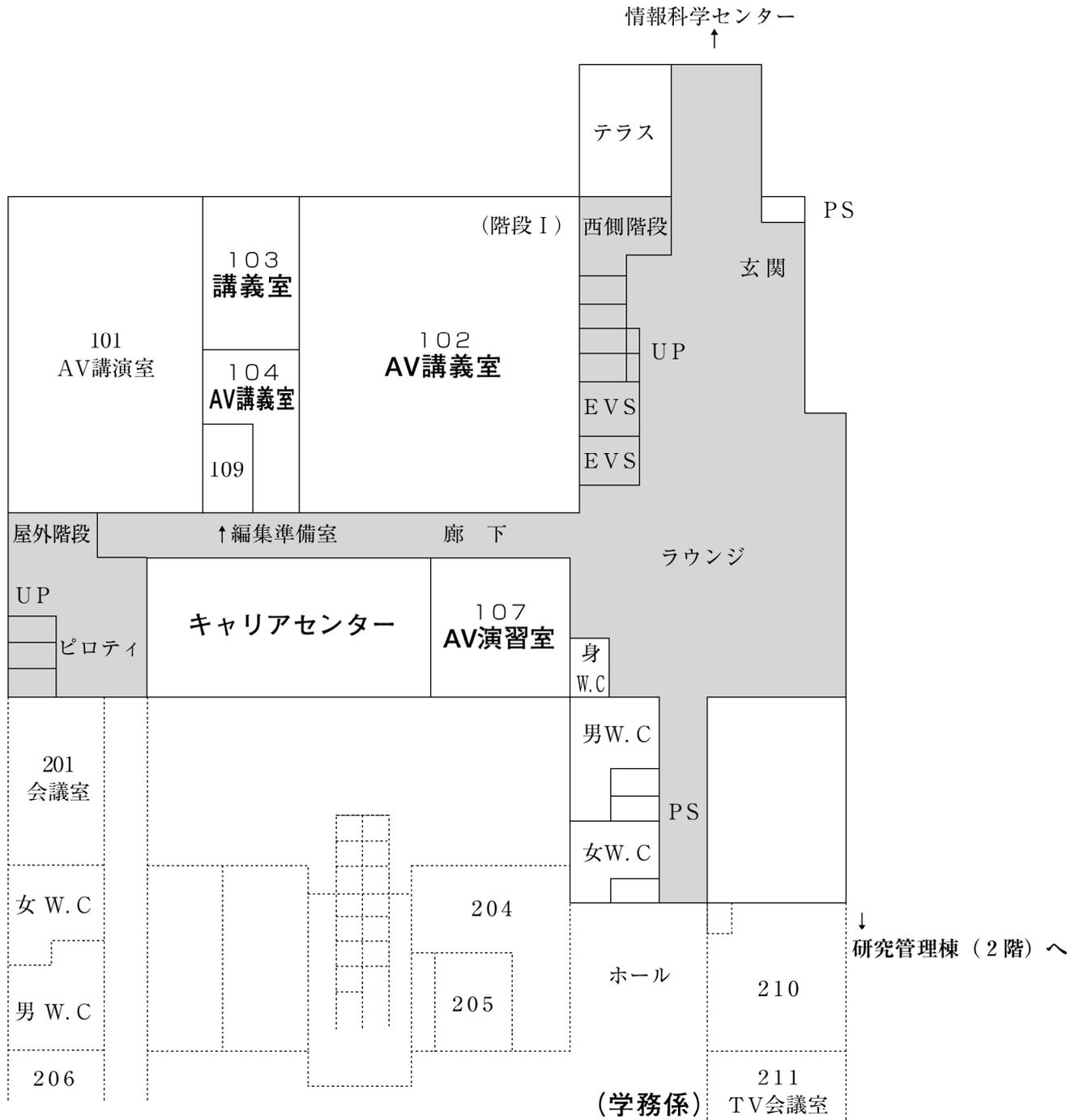
# 大講義棟・講義棟（2階）配置図



## 講義棟（3階・4階）配置図

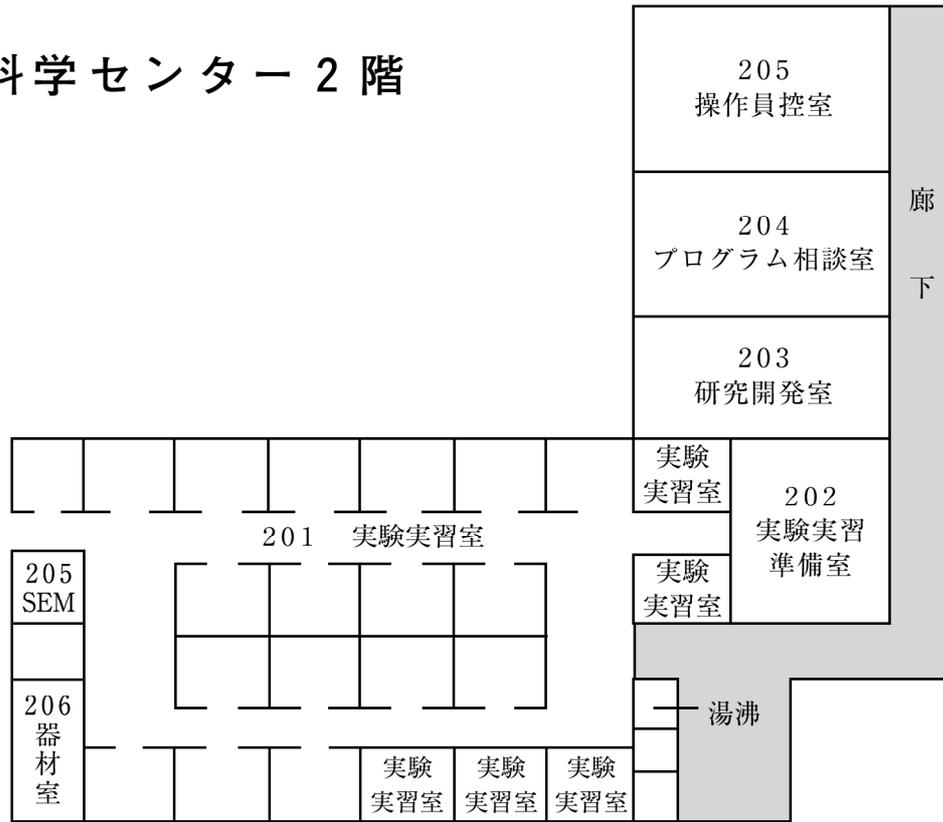


# 共通教育研究棟 1 階



↑  
研究棟

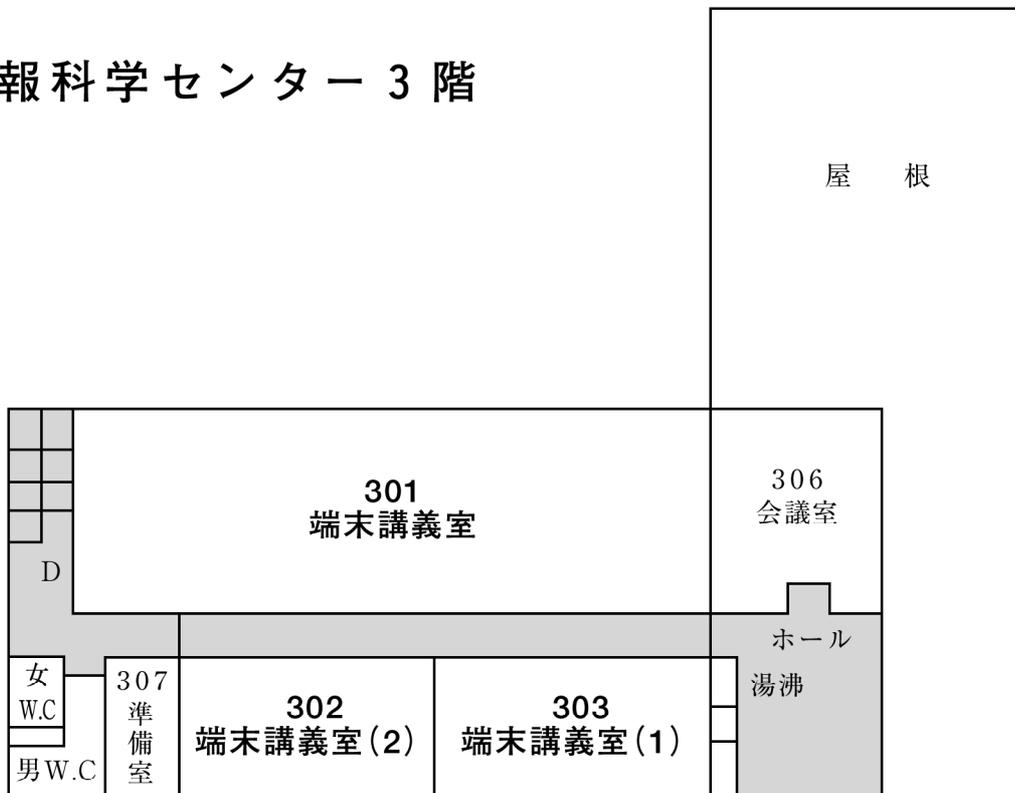
## 情報科学センター 2階



共通教育研究棟 (2階)  
研究管理棟 (3階)



## 情報科学センター 3階



共通教育研究棟 (3階)





## 平成22年 (2010)

1月	2月	3月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
4月	5月	6月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月	8月	9月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
10月	11月	12月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

## 平成23年 (2011)

1月	2月	3月
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

### 国民の祝日

元 旦	1月1日
成 人 の 日	1月の第2日曜日
建 国 記 念 の 日	2月11日
春 分 の 日	春分日
昭 和 の 日	4月29日
憲 法 記 念 日	5月3日
み ど り の 日	5月4日
子 供 の 日	5月5日
海 の 日	7月の第3日曜日
敬 老 の 日	9月の第3日曜日
秋 分 の 日	秋分日
体 育 の 日	10月の第2日曜日
文 化 の 日	11月3日
勤 労 感 謝 の 日	11月23日
天 皇 誕 生 日	12月23日

